

西宮市子ども・子育て支援プラン

平成 30 年 3 月

西宮市

目次

第1編 計画の策定にあたって	3
1. 計画策定の趣旨.....	3
2. 計画の位置付け.....	4
3. 計画の策定体制.....	5
4. 計画の対象・期間.....	5
5. 計画の進捗管理.....	5
～ 子ども・子育て支援新制度の概要 ～.....	6
第2編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状	11
1. 人口の動向.....	11
2. 子ども・子育て支援のためのアンケート結果.....	15
3. 子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査結果.....	20
第3編 計画の基本的な考え方	27
1. 基本理念（めざすべき姿）.....	27
2. 基本的な視点（大切にしたい思い）.....	27
3. 本計画の推進にあたって（市の考え方）.....	28
4. 施策体系と重点施策の設定.....	29
第4編 重点施策	33
1 【乳幼児期】教育・保育環境の充実.....	33
2 【学童期】放課後の子供の居場所の充実【放課後子ども総合プラン】.....	39
3 障害のある子供への支援の充実.....	45
4 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援【母子保健計画】.....	51
5 子育ての不安・負担の軽減.....	59
6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実【子供の貧困対策計画】.....	65
7 児童虐待防止対策の充実.....	73
8 ワーク・ライフ・バランスの推進.....	77
第5編 資料集	83
1. 評価指標一覧.....	83
2. 提供区域、量の見込み及び確保方策一覧.....	86
3. 子育て支援関連事業一覧.....	91
4. 計画策定に係る附属機関.....	112
5. パパ・ママ座談会の実施.....	115
6. パブリックコメントの概要.....	115

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく市町村行動計画であるとともに、次の4つの計画を包含した計画として策定しました。

【子ども・子育て支援事業計画】：子ども・子育て支援法第61条に定める事業計画（第4編中、**事業計画**と表示）

【放課後子ども総合プラン】：次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定指針に定める行動計画

【母子保健計画】：「母子保健計画の策定について」（厚生省児童家庭局母子保健課長通知）に定める行動計画

【子供の貧困対策計画】：子供の貧困対策の推進に関する法律第9条に定める都道府県計画を準用して策定

第1編

計画の策定にあたって

第1編 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

わが国の合計特殊出生率は近年急激に低下し、平成17年には1.26まで落ち込みました。その後ゆるやかに上昇し、平成27年には1.45まで持ち直したものの、引き続き低い水準で推移しています。急速な少子化の進行に伴う少子高齢化によって、労働力の減少や地域社会の活力低下、社会保障費の負担増大に加え、子供同士のふれあいの減少から自主性や社会性が育ちにくくなるといった、様々な影響が懸念されています。

そうした中、国では平成元年の「1.57ショック」を契機に少子化を問題と認識し、平成6年に国や地方自治体だけでなく企業や地域社会を含む社会全体で子育てを支援していくことをねらいとした「エンゼルプラン」を策定、また、平成15年には地方自治体及び事業主が子育て支援に係る行動計画を策定・実施していくことを定めた「次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）」を制定して、より重点的に対策の推進に取り組むこととしました。続いて平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき、幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する新たな制度（以下「新制度」という。）が平成27年度から施行されました。また、平成28年6月に児童福祉法が改正され、子供が保護の対象から権利の主体へと法の理念が大きく変わりました。

本市においては、次世代法に基づき「西宮市次世代育成支援行動計画（以下「次世代計画」という。）」を策定し、前期計画（平成17年度～平成21年度）、後期計画（平成22年度～平成26年度）を通じて、世帯の小規模化やそれに伴う子育てに不安を抱える保護者への対応、保育所待機児童対策や子供の安全確保等、本市における諸問題や課題に対し、総合的・一体的な施策の展開を図ってきました。さらに新制度のスタートに伴い、「西宮市子ども・子育て会議」を立ち上げ、有識者や子育て当事者、子育て支援当事者等とともに、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「西宮市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）」を策定しました。事業計画は、潜在ニーズを含め地域の保育需要等を踏まえた各種子育て支援事業の需給計画であり、保育の量的拡充と質の向上等を目的としています。

次世代法が平成27年4月から10年間延長され次世代計画の策定が任意とされたことから、本市では次世代計画後期計画を延長し、事業計画と並行して施策にあたってきました。

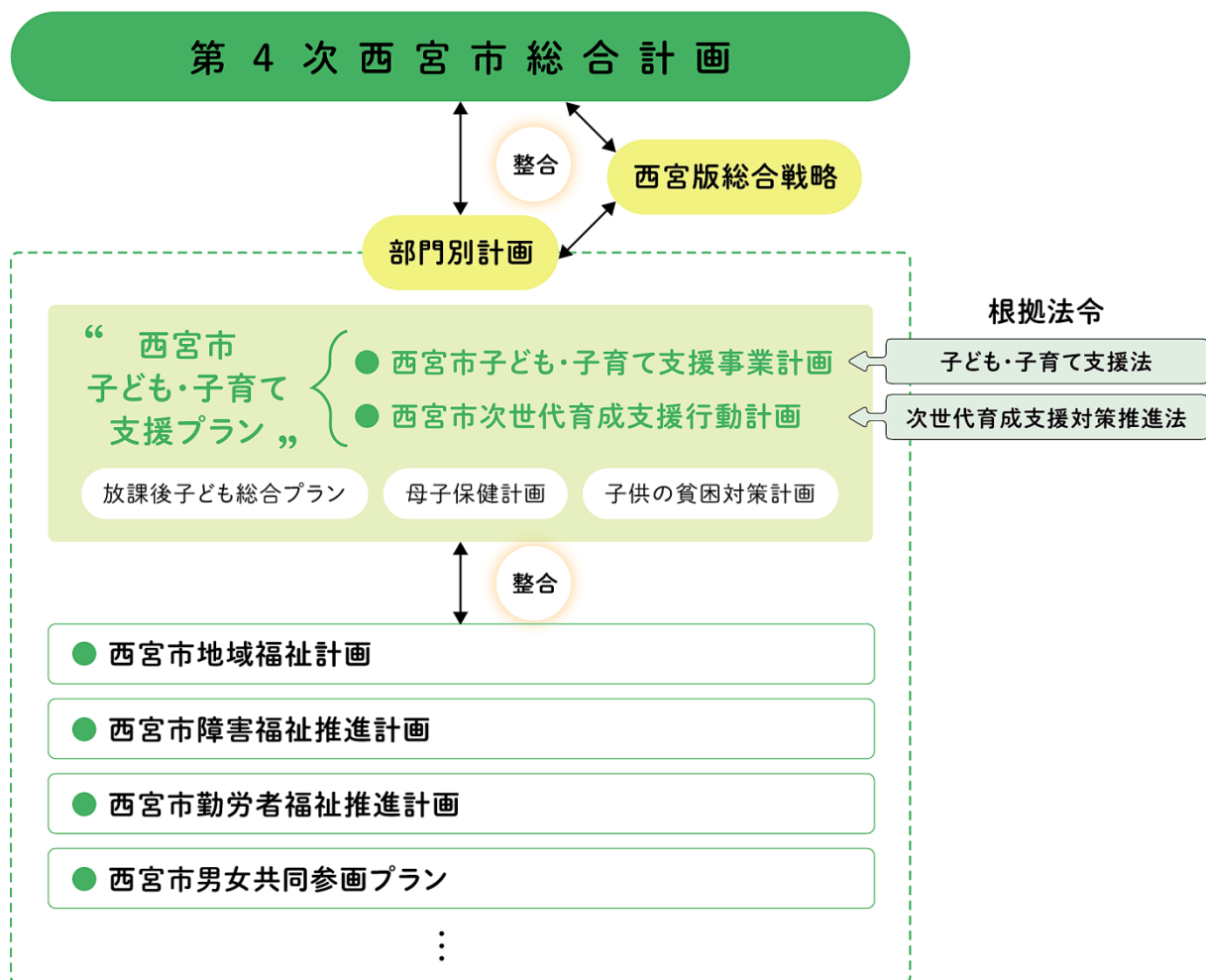
この度、平成29年度の事業計画の中間見直しに合わせて2つの計画を統合し、平成36年度までの市の子育て支援施策及び事業の方向性や目標等を示す新しい計画を策定するものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、「子ども・子育て支援法」第 61 条に基づく事業計画（法定計画）及び「次世代育成支援対策推進法」第 8 条第 1 項に基づく市町村行動計画（任意計画）として策定します。

策定にあたっては、国の策定指針及び本市の現状と課題に基づき、「西宮市幼児期の教育・保育審議会」からの答申^{※1}、「西宮市子ども・子育て会議」での意見、次世代計画の評価などを踏まえました。

また、本市の最上位計画である「第 4 次西宮市総合計画」及び平成 30 年度に策定する「第 5 次西宮市総合計画」^{※2}の部門別計画とし、「西宮版総合戦略」や各部門別計画との整合を図るとともに、「放課後子ども総合プラン」や「母子保健計画」、「子供の貧困対策計画」を包含するものとします。



※ 1 幼稚園と保育所、公立と私立、家庭と地域における子育ての役割について等の 6 つの諮問項目について、平成 22 年 7 月から 3 か年にわたり審議を行った

※ 2 本市の長期的なまちづくりの基本的方向と事業、施策を総合的、体系的に示し、市政の指針となる市の最上位計画で、第 4 次西宮市総合計画の計画期間は平成 21 年度～平成 30 年度、第 5 次西宮市総合計画の計画期間は平成 31 年度～平成 40 年度

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「西宮市子ども・子育て会議」及び「西宮市社会福祉審議会児童福祉専門分科会」において審議を行い、計画内容の検討を行いました。

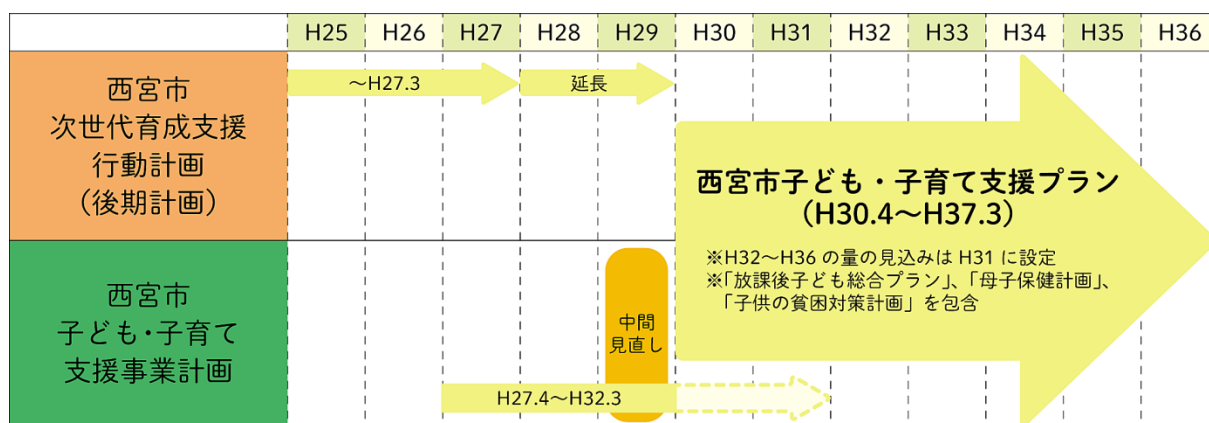
また、平成 28 年 9 月に「西宮市子ども・子育て支援のためのアンケート」を実施し、子育てに係る課題やニーズの把握に努めるとともに、計画素案の立案に際してパブリックコメントを実施し、市民の皆さまからのご意見を募りました。

4. 計画の対象・期間

本計画の対象は、市内に住む概ね 18 歳未満の全ての子供とその家族、地域住民、事業者とします。本計画の期間は、平成 30 年度から平成 36 年度までの 7 年間とします。

また、計画策定に合わせて、計画値と実績値の乖離が大きかった「教育・保育」の平成 30 年度、平成 31 年度の量の見込みの見直しを図ります。「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについては据え置くこととします。

事業計画の第 2 期にあたる平成 32 年度から平成 36 年度までの「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みについては、平成 31 年度に設定します。



5. 計画の進捗管理

本計画に基づく事業の実施状況等については、「西宮市子ども・子育て会議」で進捗状況を報告し、第三者的な立場から評価、意見、提言を受け、PDCA サイクルに基づいた計画の着実な推進を図っていきます。

また、計画の進捗状況については、毎年、現状把握を行うとともに、その結果を市のホームページで公表します。量の見込みや確保方策等を見直す必要が生じた場合には、適宜見直しを実施します。

～ 子ども・子育て支援新制度の概要 ～

幼児教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が平成24年8月に公布され、平成27年4月から新たな子育て支援の仕組みが施行されています。

(1) 施設型給付と地域型保育給付

認定こども園、幼稚園、保育所への「施設型給付」と小規模保育事業等への「地域型保育給付」が創設され、従来、別々に行われていた財政支援の仕組みが共通化されました。



※新制度に移行し施設型給付の対象となる幼稚園と、新制度に移行せず、従来の私学助成を受ける幼稚園に分かれる

(2) 支給認定制度

認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業を利用する子供については、次の3つの認定区分が設けられ、市町村が、保育の必要性の有無等の客観的基準に基づき認定し、認定区分に基づく給付を支給する仕組みとなっています（給付は施設・事業者が代理受領します）。

認 定 区 分	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
1号認定（子ども・子育て支援法第19条第1号） 満3歳以上（2号認定を除く）の就学前子供	認定こども園 幼 稚 園
2号認定（子ども・子育て支援法第19条第2号） 満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子供	認定こども園 保 育 所
3号認定（子ども・子育て支援法第19条第3号） 満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子供	認定こども園 保 育 所 地域型保育事業

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）や放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成センター）などの13の事業が「地域子ども・子育て支援事業」として法定化され、各市町村が地域の実情に応じて推進していくこととなりました。

事業の名称	本市における事業の名称等
利用者支援事業	利用者支援事業（基本型、特定型、母子保健型）
時間外保育事業	延長保育事業
実費徴収に係る補足給付を行う事業	西宮市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付支給事業
多様な主体の参入促進事業	地域型保育事業への巡回支援事業 障害児保育助成事業
放課後児童健全育成事業	留守家庭児童育成センター
子育て短期支援事業	子育て家庭ショートステイ事業
乳児家庭全戸訪問事業	健やか赤ちゃん訪問事業
養育支援訪問事業等	育児支援家庭訪問事業 西宮市要保護児童対策協議会
地域子育て支援拠点事業	子育てひろば
一時預かり事業	保育所等の一時預かり事業 幼稚園の預かり保育事業
病児保育事業	施設型病児保育 訪問型病児・病後児保育利用料助成
子育て援助活動支援事業	にしのみやしファミリー・サポート・センター事業
妊婦に対して健康診査を実施する事業	妊婦健康診査費用助成事業

第2編

子ども・子育てを取り巻く

本市の現状

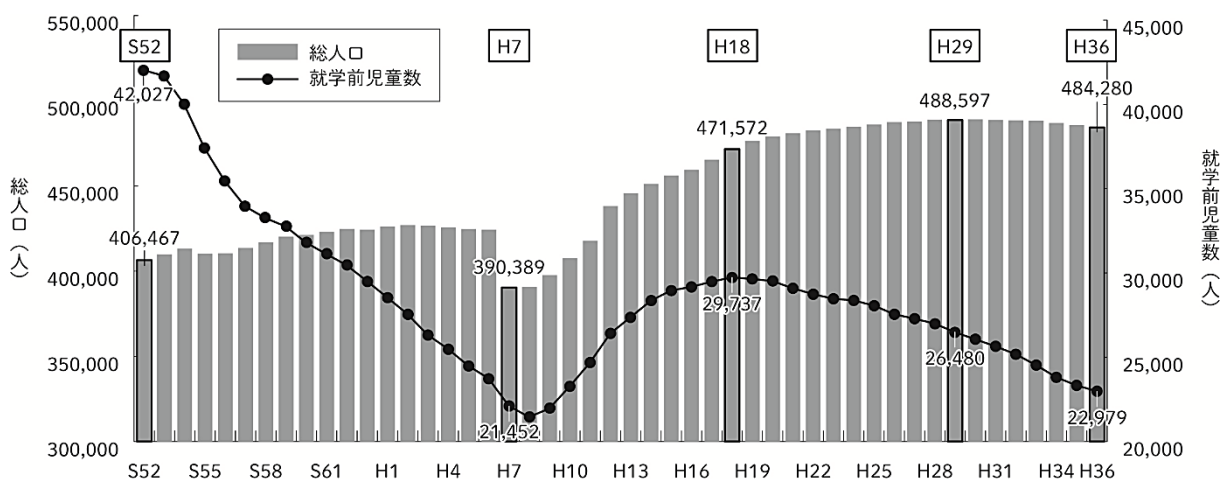
第2編 子ども・子育てを取り巻く本市の現状

1. 人口の動向

(1) 人口の推移と将来予測

本市の人口は、平成29年で488,597人となっています。今後、平成32年までほぼ横ばいで推移しますが、その後はゆるやかな減少傾向と予測されます。また、就学前児童数（0～5歳児）については、平成18年をピークに減少し、平成29年で26,480人となりました。平成36年には約23,000人まで減少すると見込まれます。

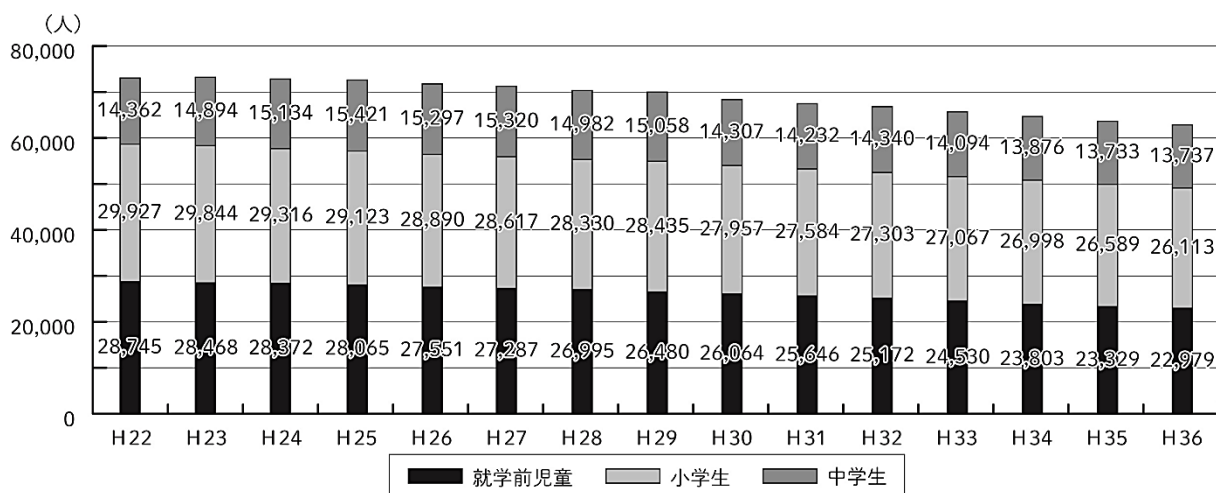
図表 2-1 総人口と就学前児童数の推移と将来予測



資料：総人口「西宮の統計」（平成28年まで、10/1時点。平成29年は6/1時点）、「政策局資料」（平成30年以降、10/1時点）、就学前児童数「教育委員会資料」（平成29年まで、4/1時点）、「政策局資料」（平成30年以降、10/1時点）

本市の児童生徒数の推移と将来予測をみると、就学前児童と同様に小学生、中学生とも、今後は減少傾向となっています。

図表 2-2 児童生徒数の推移と将来予測

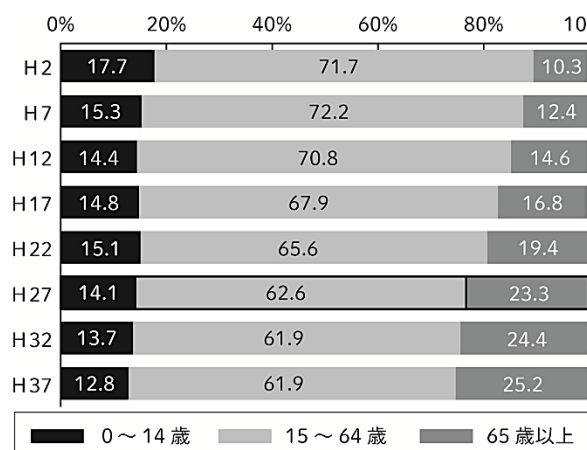


資料：児童生徒数「教育委員会資料」（平成29年まで、4/1時点）、「政策局資料」（平成30年以降、10/1時点）

(2) 人口構造

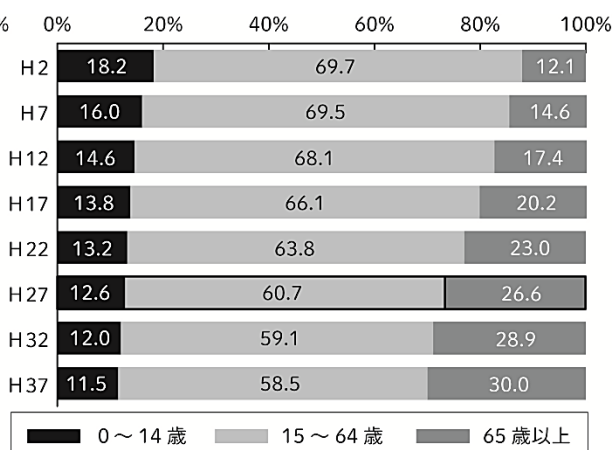
本市の年齢別の人口の推移をみると、0～14歳の人口割合の減少スピードは全国平均と比較すると遅く、平成7年から平成27年までほぼ横ばいの状態です。しかし、65歳以上の人口割合は年々増加しており、全国平均と同様に高齢化が進んでいます。

図表 2-3 年齢別の人口割合の推移（西宮市）



資料：「国勢調査」（平成27年まで）
「政策局資料」（平成32年以降、10/1時点）

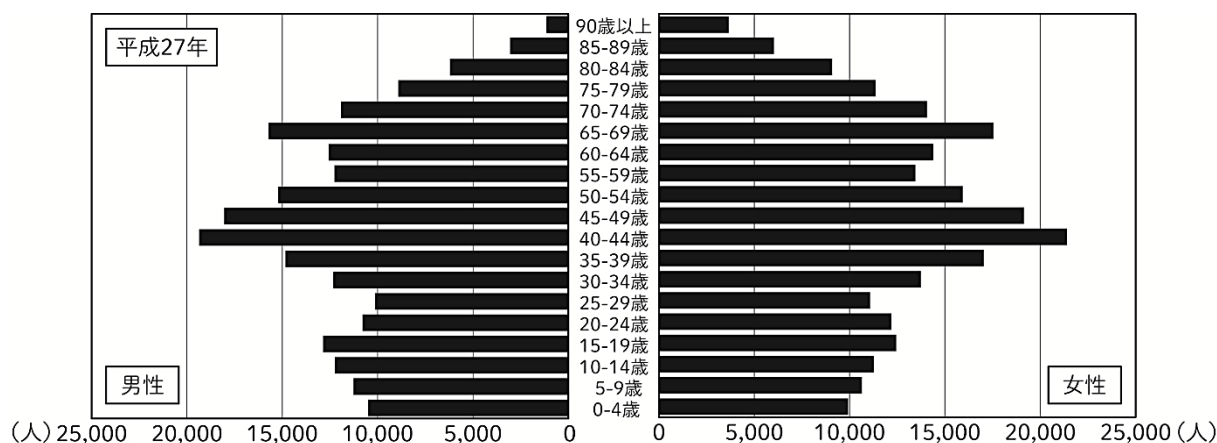
図表 2-4 年齢別の人口割合の推移（全国）



資料：「国勢調査」（平成27年まで）
「国立社会保障・人口問題研究所『日本の将来人口推計（平成29年推計）』（平成32年以降、10/1時点）」

年齢別の人口構成をみると、男女共に40歳から49歳まで（昭和41年～50年生まれ）が多く、団塊の世代を上回っている状況です。これは震災後、この世代が多く転入したことなどによるもので、西宮市特有の人口構造となっています。

図表 2-5 年齢別人口構成（西宮市）

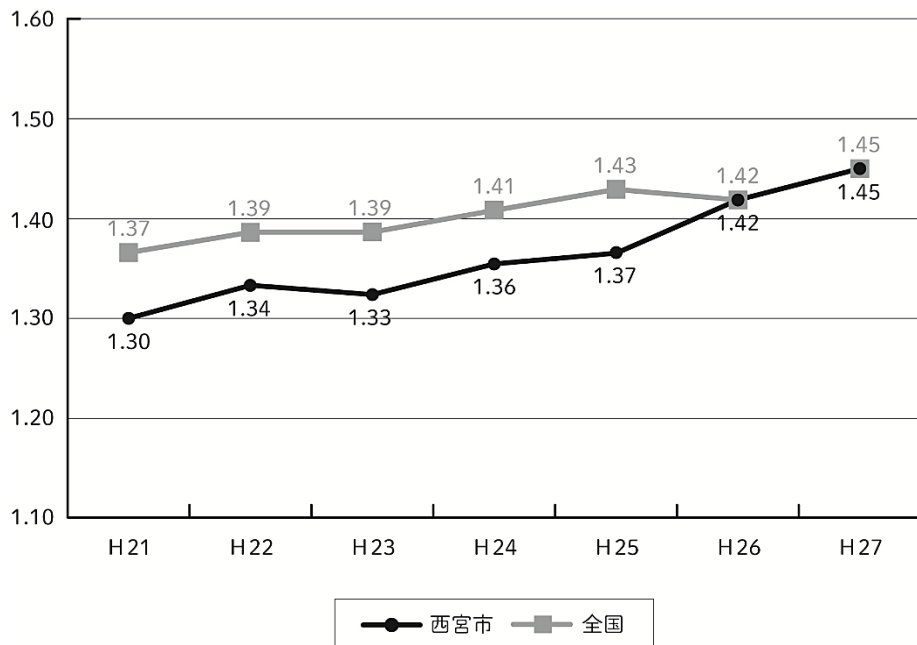


資料：「国勢調査（年齢不詳を除く）」

(3) 出生の動向

本市の合計特殊出生率は微増傾向にあり、平成 25 年度までは全国を下回っていましたが、平成 26 年度以降は全国平均と同程度となっています。

図表 2-6 合計特殊出生率の推移

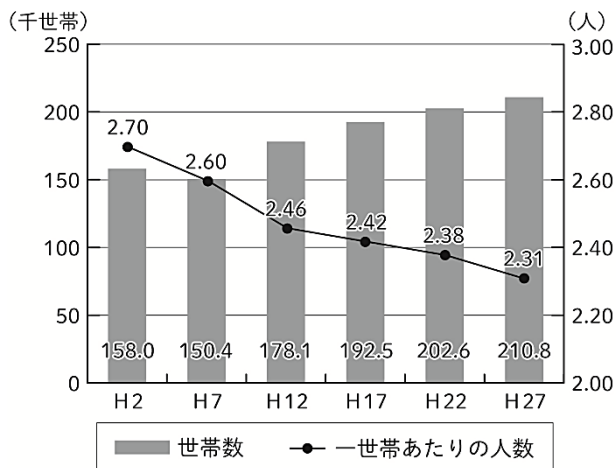


資料：西宮市「健康福祉局資料」、全国「人口動態統計（厚生労働省）」

(4) 世帯（家族）や就労の状況

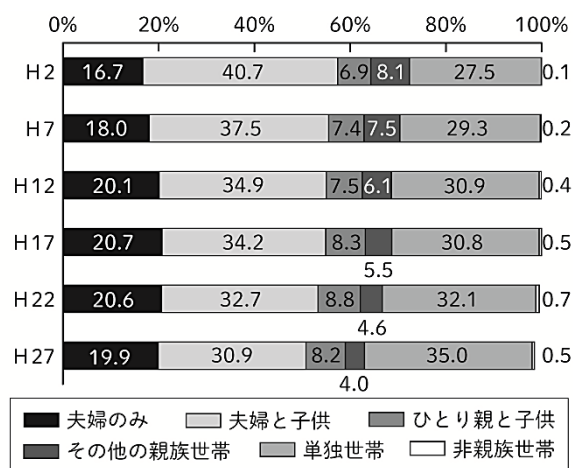
本市の世帯数と一世帯あたりの人数をみると、世帯数は年々増加している一方で、一世帯あたりの人数は年々減少しています。また、本市の世帯の家庭類型別割合をみると、ひとり親と子供、単独世帯は増加傾向となっており、世帯の小規模化や核家族化がさらに進んでいることがうかがえます。

図表 2-7 世帯数と一世帯あたりの人数



資料：「国勢調査」

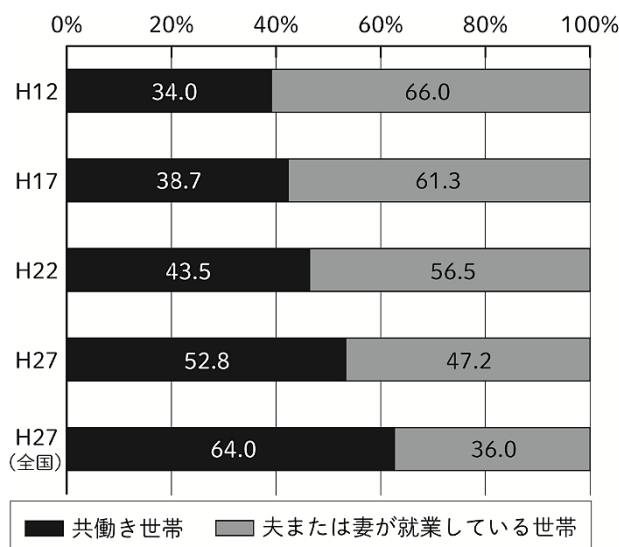
図表 2-8 世帯の家庭類型別割合



資料：「国勢調査」

子供（18歳未満）のいる夫婦世帯の就業状況の推移をみると、共働き世帯の割合は年々、増加傾向にあり平成27年度の国勢調査では50%を超えましたが、全国平均よりは低い状況にあります。

図表 2-9 子供（18歳未満）のいる夫婦世帯の就業状況



資料：「国勢調査(夫婦共に就業していない世帯を除く)」

2. 子ども・子育て支援のためのアンケート結果

【調査の名称】 西宮市子ども・子育て支援のためのアンケート

【調査対象】 就学前児童：平成28年8月現在、西宮市に住んでいる就学前児童の保護者から無作為に抽出

小学生：平成28年8月現在、西宮市に住んでいる小学生の保護者から無作為に抽出

【調査期間】 平成28年9月9日～9月23日

【調査方法】 調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査法

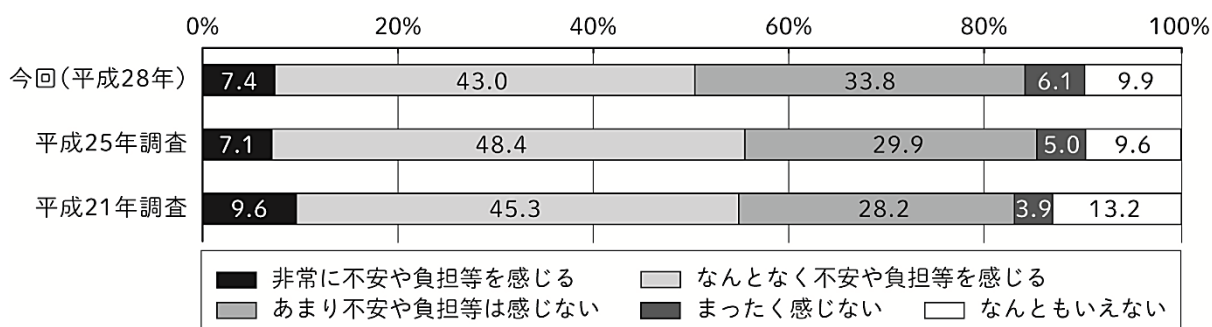
【調査結果】

調査対象	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
就学前児童	5,316	3,458	65.0%
小学生	2,164	1,214	56.1%
合計	7,480	4,672	62.5%

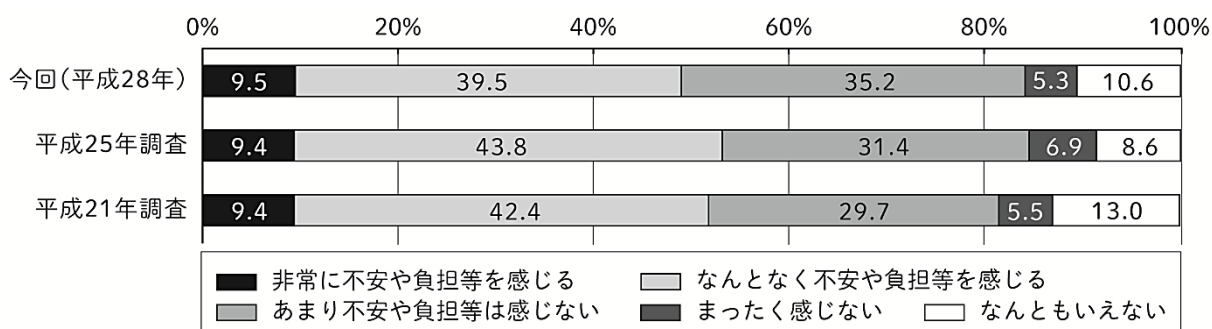
(1) 子育ての不安や負担等

子育てに関して不安や負担等を感じるかについて、就学前では『感じる』（「非常に不安や負担等を感じる」と「なんとなく不安や負担等を感じる」の合計）が今回調査で50.4%となっており、平成25年調査の55.5%、平成21年調査の54.9%を下回っています。小学生も同様に『感じる』が今回調査で49.0%となっており、平成25年調査の53.2%、平成21年調査の51.8%を下回っています。

図表 2-10 子育てに関する不安や負担等を感じるか（就学前）



図表 2-11 子育てに関する不安や負担等を感じるか（小学生）



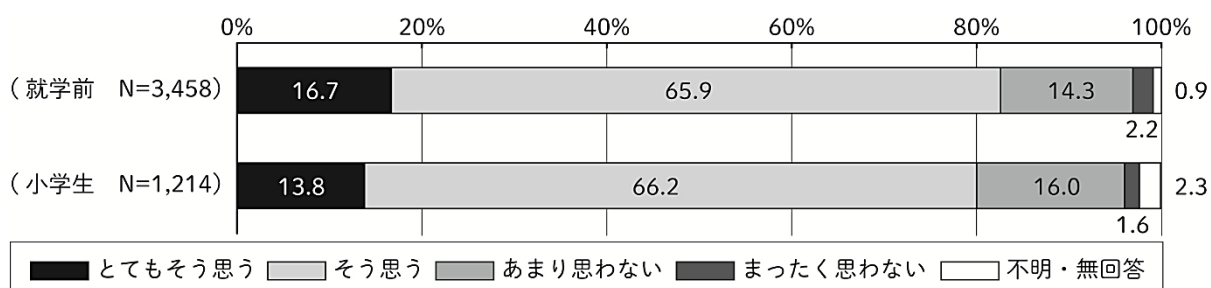
(2) 子育て全般

子供にとって住みやすいと思うかについては、『思う』（「とても思う」と「思う」の合計）が就学前では82.6%、小学生では80.0%といずれも8割を超えて高くなっています。

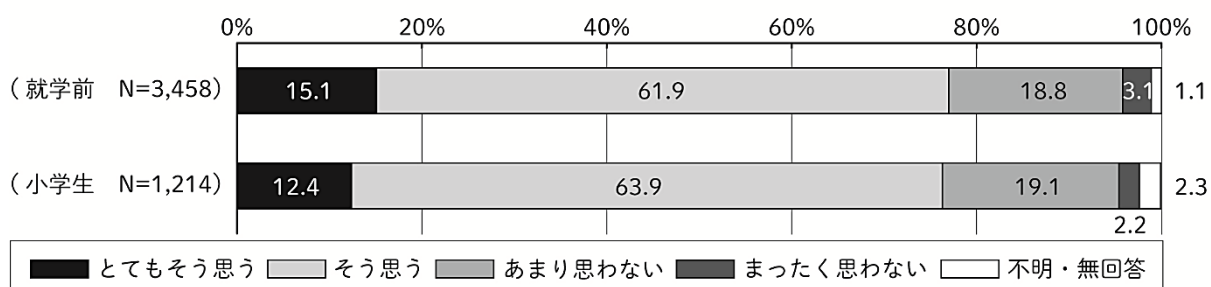
子育てしやすいまちだと感じるかについては、『思う』（「とても思う」と「思う」の合計）が就学前では77.0%、小学生では76.3%といずれも7割を超えて高くなっています。

子育てで支援でもっと力を入れてほしいことについて、就学前では「子育てにかかる経済的負担の支援」が55.6%、「安心して遊べる場や公園の整備」が43.8%、「出産後に安心して就職・復職できるための保育所の確保」が41.4%で高くなっており、小学生では「子供が安心して遊べる場所づくり」が63.4%、「子供への犯罪を防ぐ対策」が42.5%、「子供が事故にあわないための安全な環境」が40.4%で高くなっています。

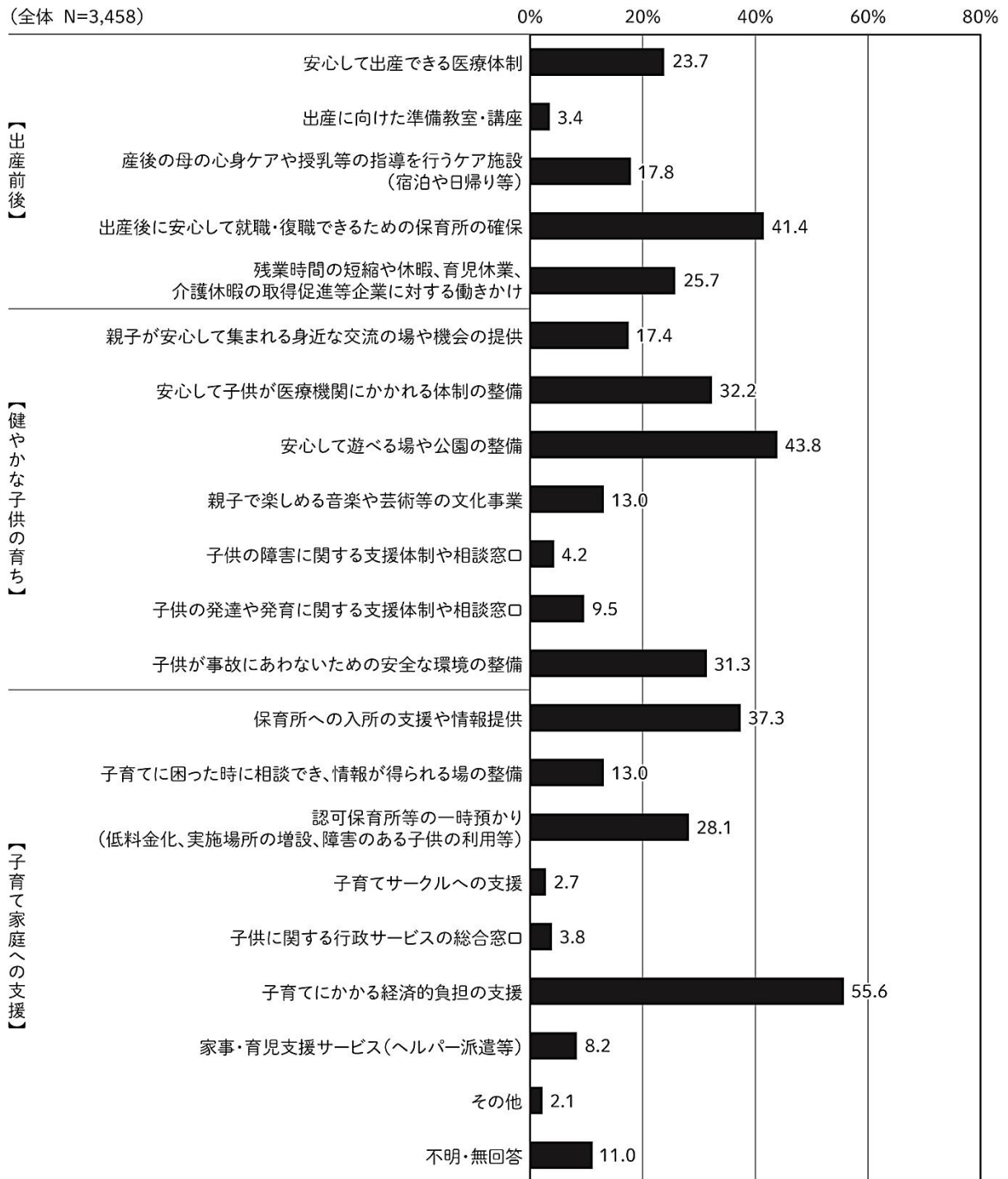
図表 2-12 子供にとって住みやすいと思うか



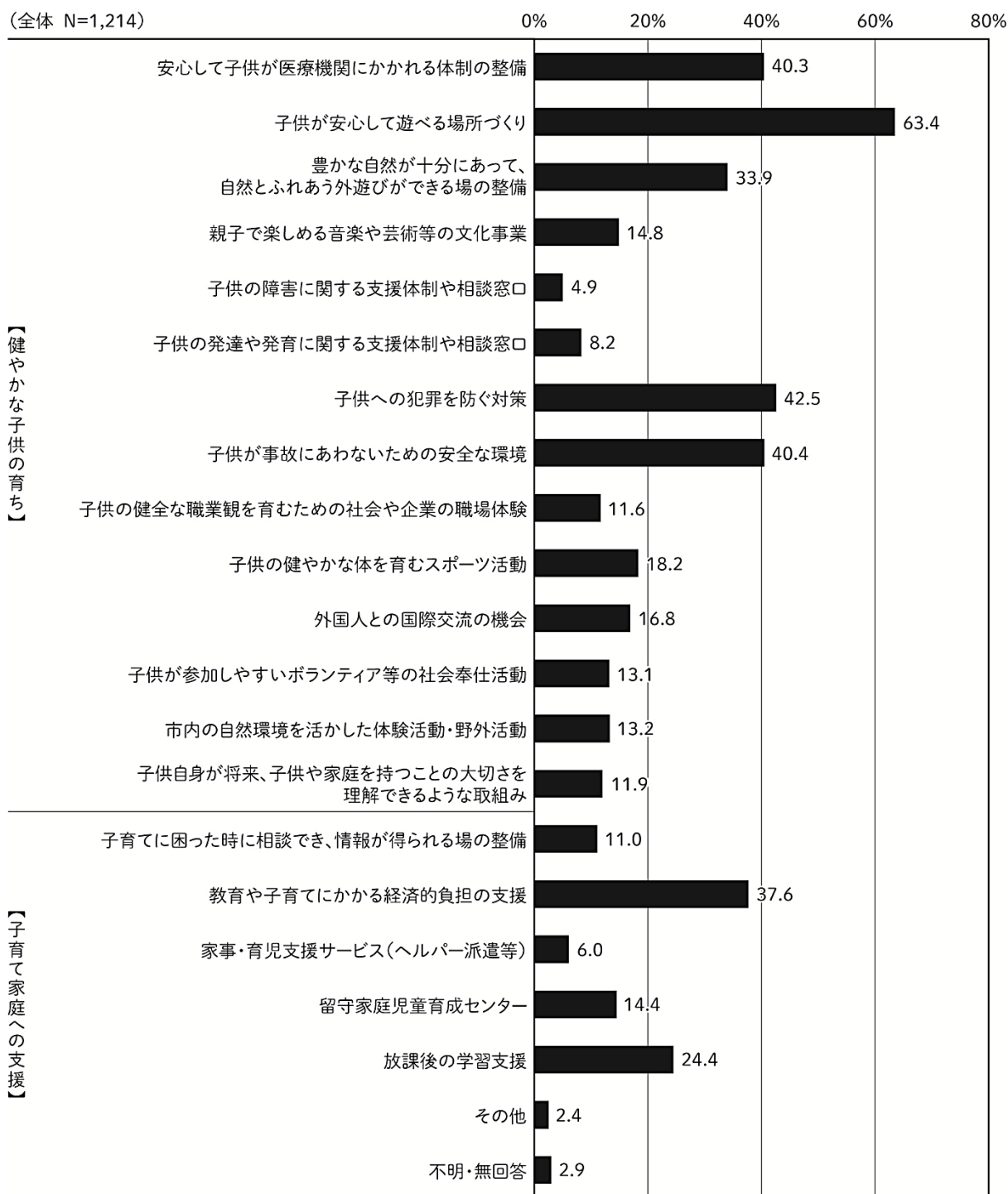
図表 2-13 子育てしやすいまちだと感じるか



図表 2-14 子育て支援でもっと力を入れてほしいこと（就学前）



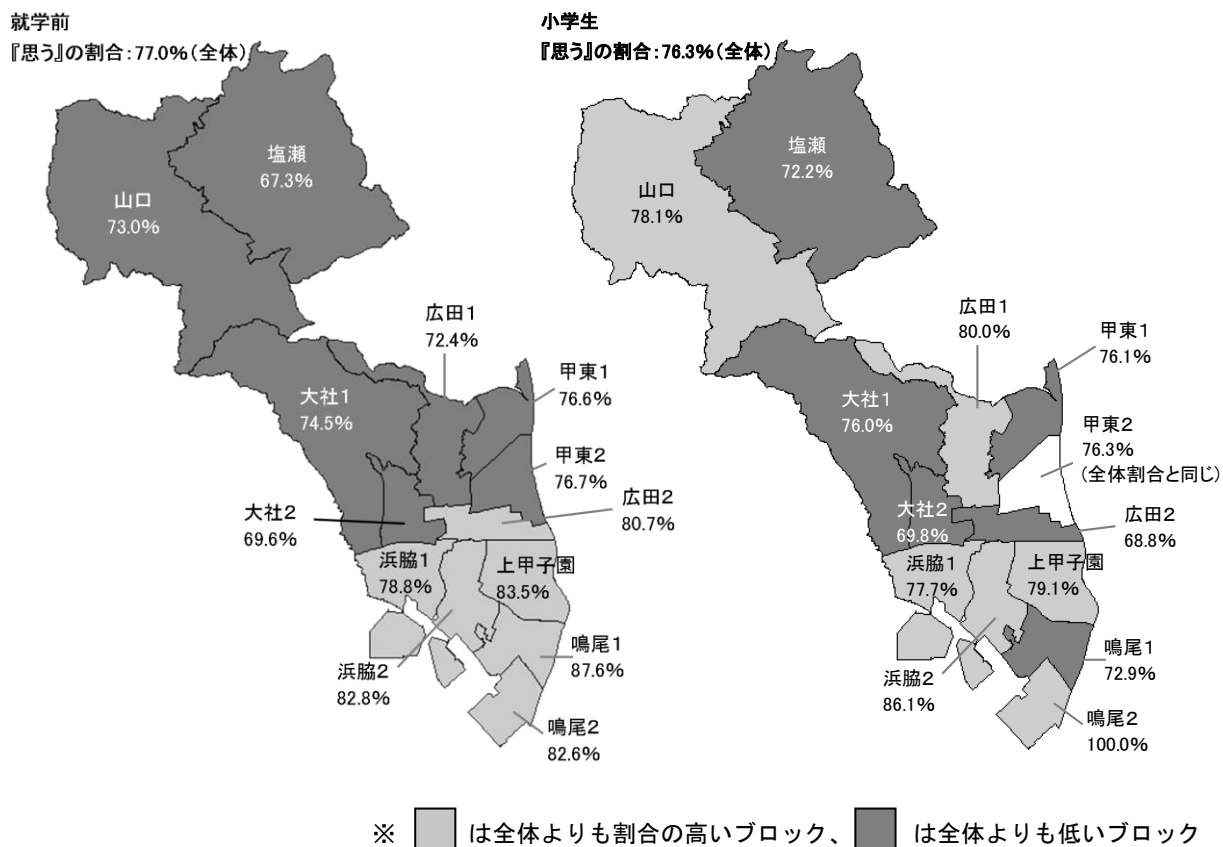
図表 2-15 子育て支援でもっと力を入れてほしいこと（小学生）



(3) 地区別の状況

「図表 2-13 子育てしやすいまちだと感じるか」を小ブロック別にみると、就学前では「広田 2」「浜脇 1」「浜脇 2」「上甲子園」「鳴尾 1」「鳴尾 2」で『思う』の割合が高くなっています。小学生では「山口」「広田 1」「浜脇 1」「浜脇 2」「上甲子園」「鳴尾 2」で『思う』の割合が高くなっています。

図表 2-16 子育てしやすいまちだと感じるか（小ブロック別）



小ブロック	小学校区			
浜脇1	浜脇	西宮浜	香櫨園	用海
浜脇2	津門	今津	南甲子園	
鳴尾1	鳴尾	甲子園浜	鳴尾東	
鳴尾2	高須	高須西		
上甲子園	上甲子園	春風	鳴尾北	小松
大社1	夙川	北夙川	苦楽園	甲陽園
大社2	安井	大社	神原	
広田1	広田	上ヶ原	上ヶ原南	
広田2	平木	瓦木	深津	
甲東1	甲東	段上	段上西	
甲東2	樋ノ口	高木	高木北	瓦林
山口	山口	北六甲台		
塩瀬	名塩	東山台	生瀬	

3. 子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査結果

- 【調査の名称】 西宮市子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査
- 【調査対象】 小学生：平成28年8月現在、西宮市に住んでいる小学5年生とその保護者から無作為に抽出
中学生：平成28年8月現在、西宮市に住んでいる中学2年生とその保護者から無作為に抽出
- 【調査期間】 平成28年9月12日～10月26日
- 【調査方法】 調査票による本人記入方式、郵送配布・郵送回収による郵送調査法
- 【調査結果】

調査対象	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
小学生	子供：2,500 保護者：2,500	子供：1,463	58.5%
		保護者：1,465	58.6%
		親子ペア：1,463	58.5%
中学生	子供：2,500 保護者：2,500	子供：1,334	53.4%
		保護者：1,340	53.6%
		親子ペア：1,334	53.4%
合計	子供：5,000 保護者：5,000	子供：2,797 保護者：2,805 親子ペア：2,797	55.9% 56.1% 55.9%

【分析の視点】

●相対的貧困世帯

等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準とする国民生活基礎調査の定義に基づき、世帯収入が相対的貧困水準以下の世帯

●生活困難世帯

①生活必需品の非所有、②ライフライン関連費用の支払困難経験、③生活必需品の購入困難経験のいずれかに該当する相対的貧困世帯以外の世帯

●生活困難ではない世帯

相対的貧困世帯及び生活困難世帯の定義に関わる質問のすべてに回答し、かついずれの定義にも当てはまらない世帯

世帯類型	小学生世帯	中学生世帯
相対的貧困世帯	101世帯（6.9%）	89世帯（6.7%）
生活困難世帯	181世帯（12.4%）	159世帯（11.9%）
生活困難ではない世帯	1,046世帯（71.5%）	921世帯（69.0%）
その他世帯※	135世帯（9.2%）	165世帯（12.4%）

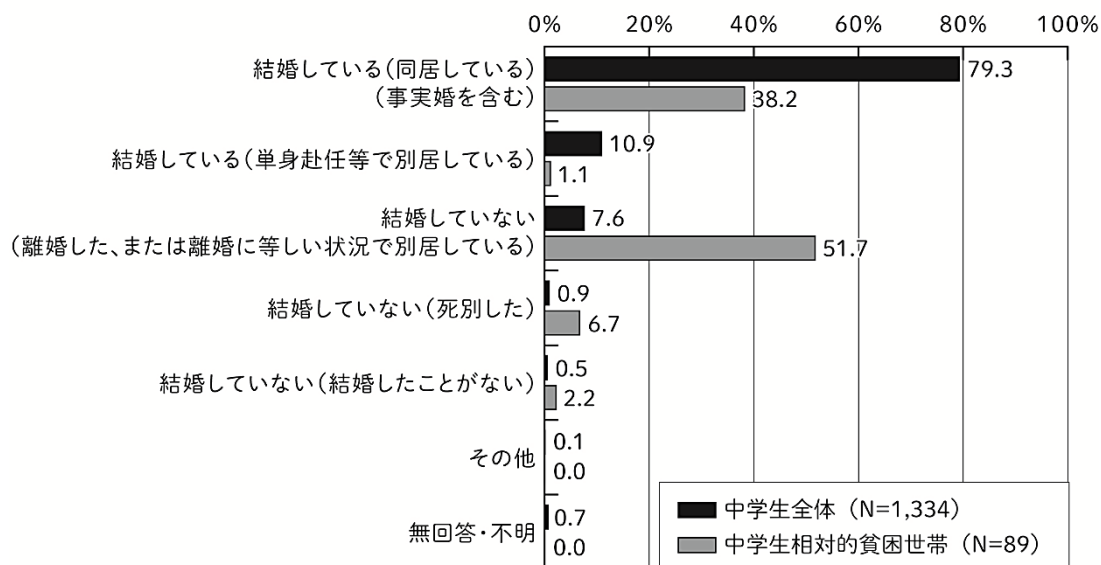
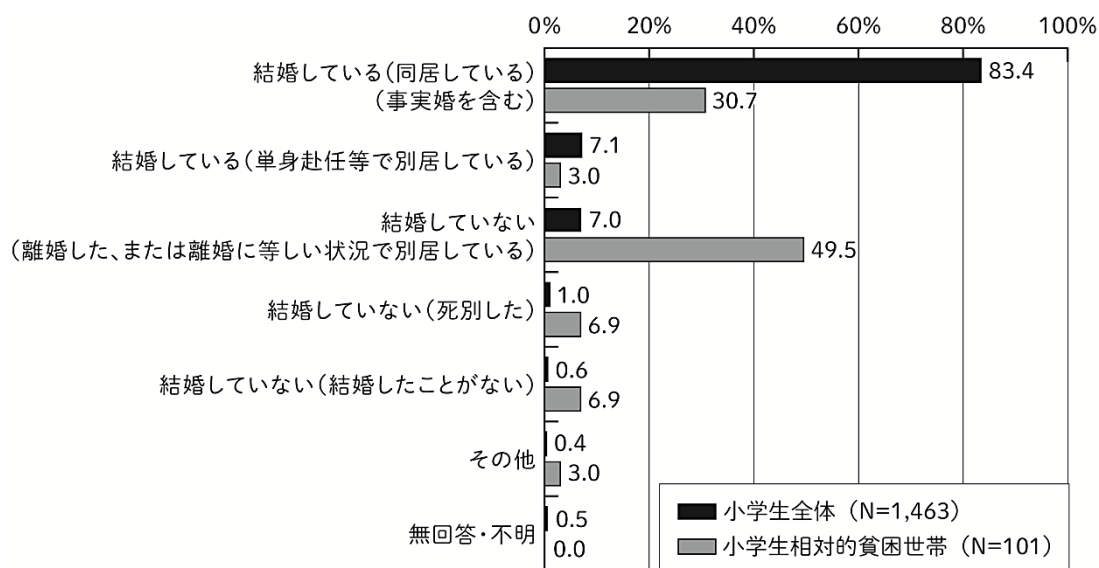
※相対的貧困世帯及び生活困難世帯の定義に関する質問のいずれかに無回答があった世帯

(1) 保護者の婚姻の状況

小学生、中学生共に「結婚している」と回答している保護者は全体では約9割ですが、相対的貧困世帯では3～4割にとどまっています。

一方、相対的貧困世帯の約6割が「結婚していない」と回答しています。相対的貧困世帯に占める母子世帯（回答者が「母親」かつ婚姻状況が「結婚していない」）の割合は、小学生59.4%、中学生58.4%、父子世帯（回答者が「父親」かつ婚姻状況が「結婚していない」）の割合は小学生2.0%、中学生0%でした。

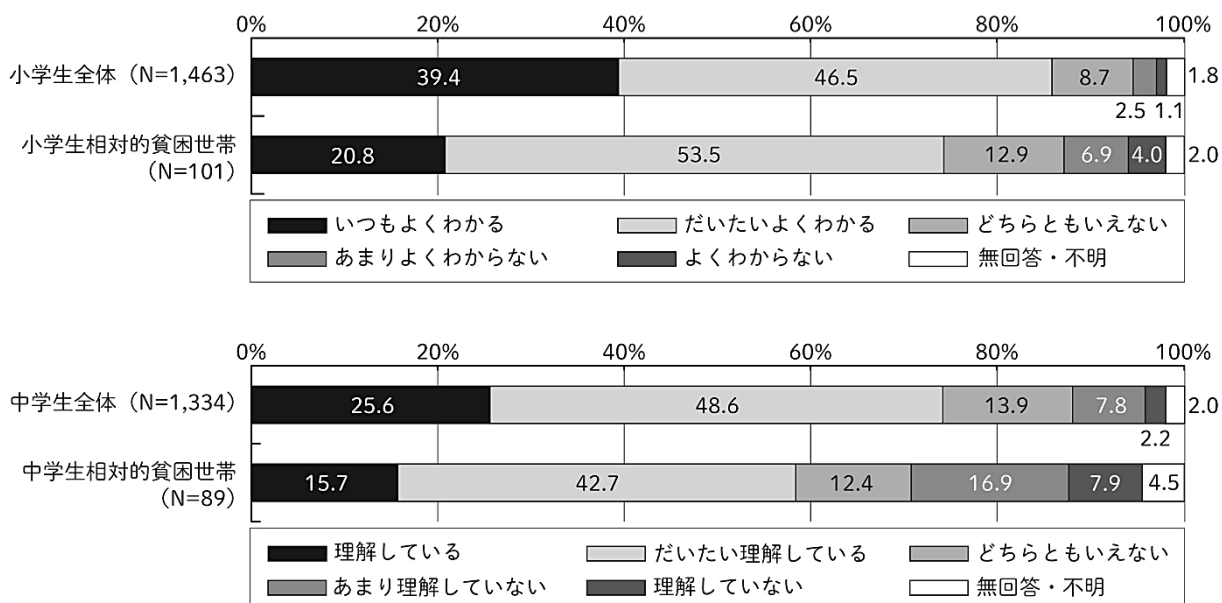
図表 2-17 保護者の婚姻の状況（全体と相対的貧困世帯の比較）



(2) 学校の授業について

小学生、中学生共に相対的貧困世帯では、「いつもよくわかる」、「理解している」の回答が全体よりも低くなっており、家庭の経済状況と子供の学力との間に強い関連があることがうかがえます。

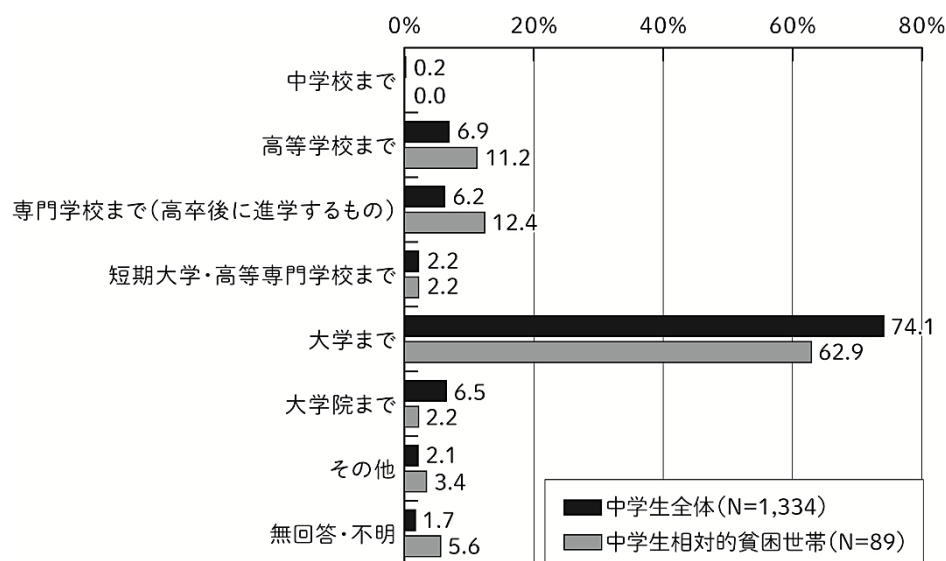
図表 2-18 学校の授業がよくわかりますか（どのくらい理解していますか）



(3) 進学意欲について

相対的貧困世帯の6割以上が、大学への進学を希望しています。

図表 2-19 将来どれくらいまで進学したいと思いますか（中学生）



(4) 保護者の教育重視の姿勢と子供の自尊感情

「相対的貧困世帯と生活困難世帯」において、保護者の教育重視姿勢_{※1}と子供の自尊感情には関連が見られました。特に中学生においてはその傾向が顕著であり、経済的に困難な世帯であっても、保護者の教育姿勢が高い家庭の子供は、「生活困難ではない世帯」の子供と比べて、自尊感情_{※2}が高くなっています。

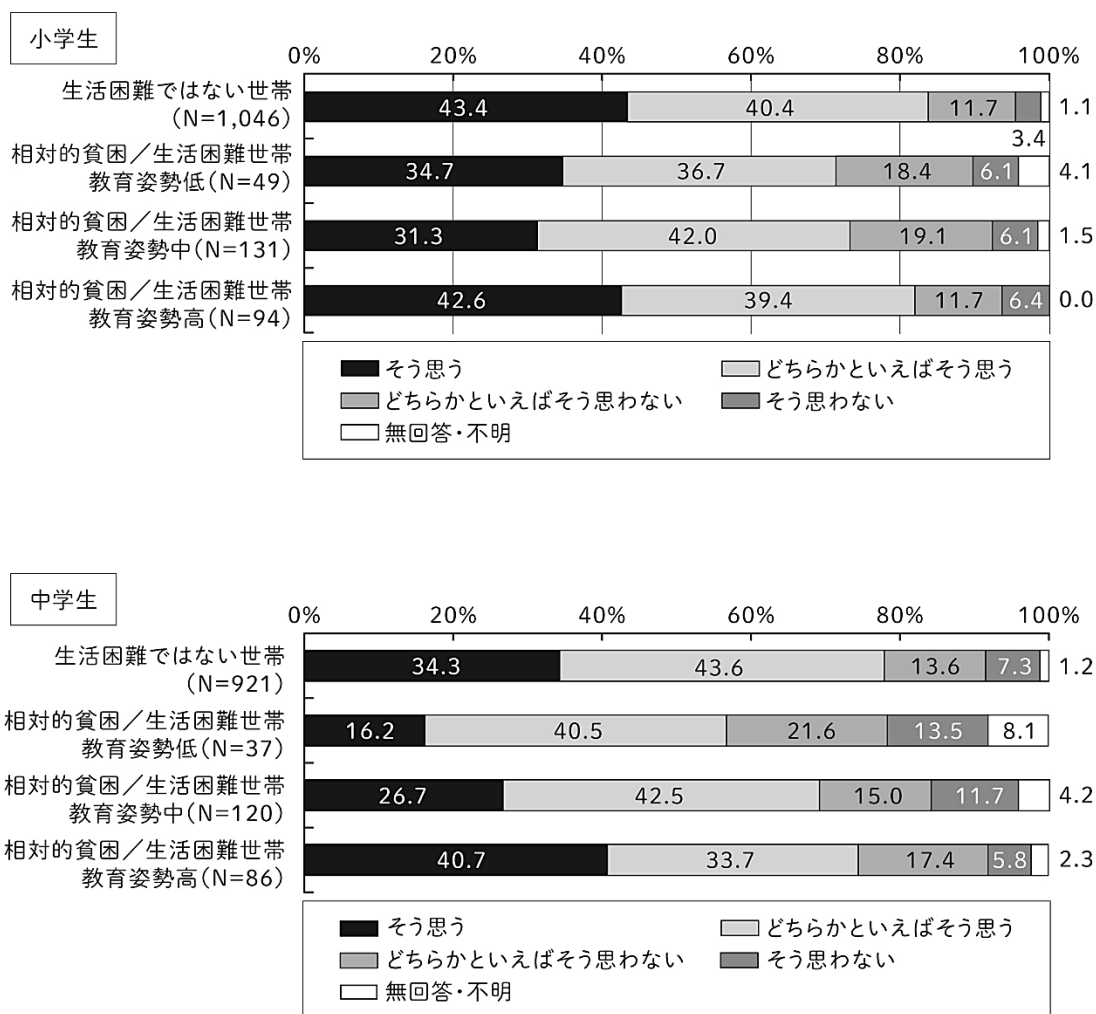
※1 保護者の教育重視の姿勢

保護者が「学歴が低いと将来希望する職業につけない」、「他のことを我慢しても子供の教育にお金をかけた方がよい」、「勉強することでいろいろな考えを身につけることができる」、「努力すれば夢や希望は実現する」、「子供には一生懸命勉強してほしい」のそれぞれについて、「そう思う」と回答したものを3点、「どちらかといえばそう思う」を2点、「どちらかといえばそう思わない」を1点、「そう思わない」を0点とし、合計得点が13点以上を高、10~12点を中、9点以下を低とした

※2 子供の自尊感情の高さ

「自分にはよいところがあると思う」という問いに対して「そう思う」と回答した割合

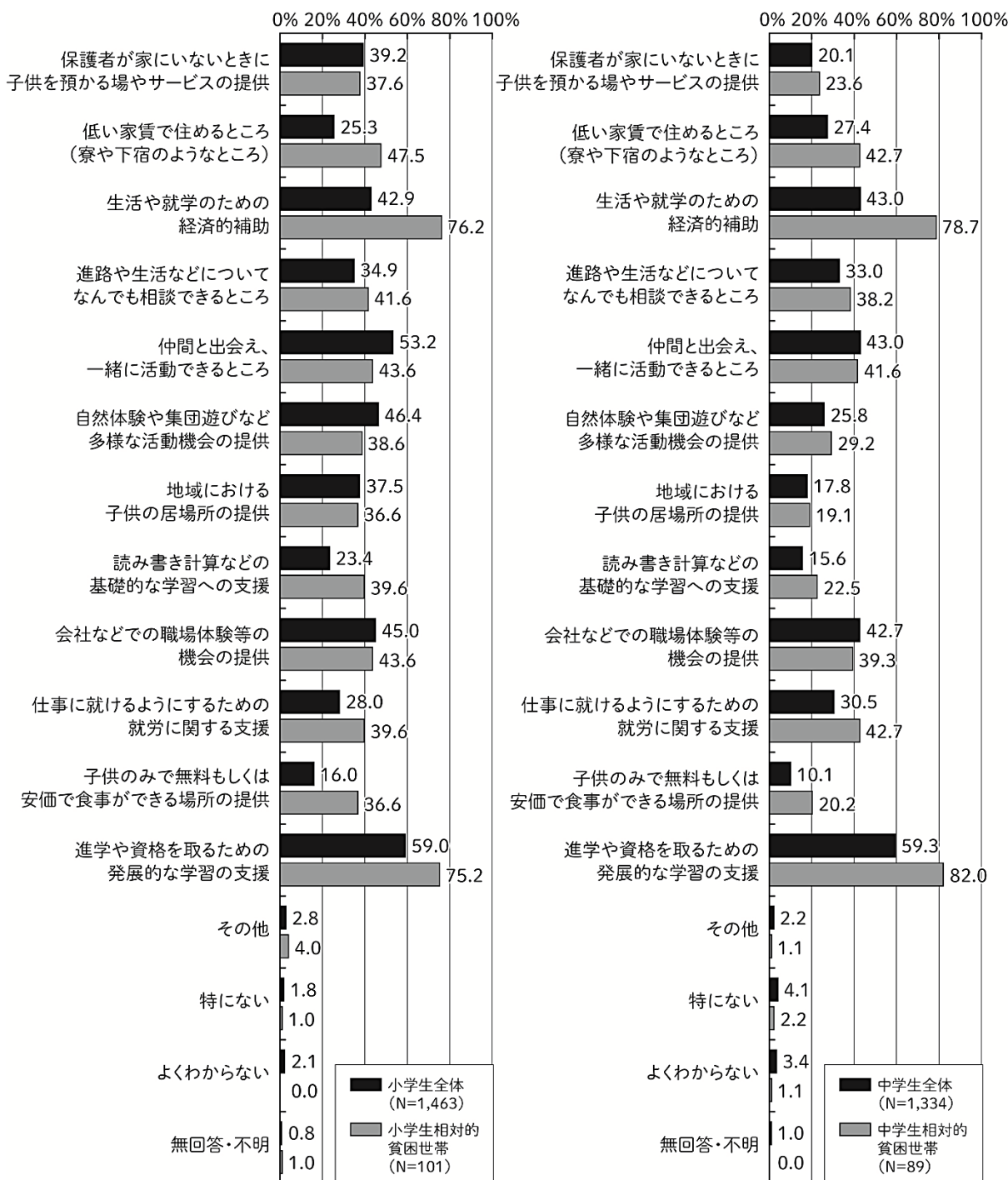
図表 2-20 あなたは、自分のことについてどう思いますか／「自分にはよいところがあると思う」



(5) 必要な支援

子供にとって現在又は将来的に必要な支援について、相対的貧困世帯では、「生活や就学のための経済的補助」、「進学や資格を取るための発展的な学習の支援」が最も高くなっています。

図表 2-21 お子さんにとって、現在又は将来的に、どのような支援があるとよいと思いますか



第3編

計画の基本的な考え方

第3編 計画の基本的な考え方

1. 基本理念（めざすべき姿）

基本理念

子供が輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ
～ 子育てするなら 西宮 ～

2. 基本的な視点（大切にしたい思い）

本計画の策定にあたり、西宮市子ども・子育て支援事業計画及び西宮市次世代育成支援行動計画で定めた基本理念や基本的な視点を引継ぎ、また西宮市子ども・子育て会議やアンケート結果などにおける様々な意見を踏まえ、保護者のニーズばかりに目を向けるのではなく、“子供中心に考える”といった子供の視点に立った取組みを進めていくという観点で、子育て支援に関する4つの基本的な考え方を定めました。

（1）すべての子供が健やかに成長する社会をめざします

しっかりとした愛着形成がなされ、豊かな自然環境・文化的環境など周囲の環境と関わり合う中で、協調性・夢・希望を育み、出会いを喜び、感謝の気持ちを持って、主体的に生きていく力を培います。

（2）すべての子供の幸せを第一に考えます

社会の希望であり、未来をつくる存在である子供が自身の幸せを実感できるよう、すべての子供の幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。

また、子供の権利や利益を尊重し、乳幼児期から青年期における個々の成長・発達に応じた育ちや個性を踏まえた取組みを進めていきます。

(3) 子育てが楽しく思えるまちをめざします

子育て家庭の精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さ、孤立感など、子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、それぞれの家庭のニーズにあった支援を行い、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。

(4) まち全体で子供を育みます

保護者が子育てを第一義的に担うことを踏まえ、多様な家庭形態に配慮しつつ、子供の成長を共に喜び、安心して子育てができる環境づくりや子供の居場所づくりをまち全体で協力しながら進めていきます。

また、まちを構成している家庭、地域、学校、企業、行政などがそれぞれの役割をしっかりと果たし、連携するとともに、子供たち自身が参画する機会をつくり、まち全体で子供を育みます。

3. 本計画の推進にあたって（市の考え方）

本計画は、子供やその家庭が直面する課題について、部局を越えて検討し、課題に対応するための施策の方向性や目標を定めたもので、学童期以降の教育・子供施策の礎として定めた西宮市教育大綱とともに、本市の子育て支援施策の指針となるものです。

子供は、乳幼児期において、しっかりとした愛着形成がなされ、そこで築かれた他者への信頼感を基盤として成長・発達します。友達との関わりや遊びを通して工夫することや挑戦することを学び、協調性や社会性を養い、将来、最も求められる「主体的に生きていく力」を身につけていきます。

一方、近年、子育て家庭を取り巻く社会、経済状況は大きく変容し、子供たちの健やかな成長を家庭だけでなく行政の取組みを含め、まち全体で支援していくことが求められています。

このようなことから本計画では、今後、特に取組みが必要な8つの施策を重点施策と位置付けました。本計画に基づき市として、全ての子供の健全な成長と発達が保障されるよう支援していくことをめざしてまいります。

4. 施策体系と重点施策の設定

本市における全ての子ども・子育て支援施策を「子供への支援」、「子育て家庭への支援」、「子育てしやすい社会づくり」の3つの施策分野に分類し、それぞれの分野において、本市の現状・課題、子ども・子育て会議等での意見、アンケート結果（p.15～p.24）を踏まえ、計画期間内（平成30年度～平成36年度）により重点的に取り組むべき施策を「重点施策」に位置付けます。

重点施策については、本編（p.33～p.80）に記載し、その他の施策も含めた全ての子ども・子育て支援施策については「第5編 資料集（p.91～p.111）」に記載しています。

基本理念(めざすべき姿)

子供が輝くまち・人にやさしいまち にしのみやへ
～ 子育てするなら 西宮 ～

重点施策



第4編

重点施策

現状・課題

増大・多様化する教育・保育ニーズへの対応

幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂

●増大する保育需要への対応

本市の保育所などへの入所申込者は近年急激に増加し、平成 29 年 4 月 1 日現在の厚生労働省の定義に基づく待機児童数は 323 人、希望どおり入所できなかった児童数は 830 人と過去最大となっています。さらに、これまで待機児童対策として開設を推進してきた地域型保育事業については、卒園後（3 歳児以降）に保育所などで継続して保育できない、いわゆる 3 歳児の壁に直面しています。今後は、保育所整備を中心に対策を進め、増大する保育需要に応えていく必要があります。

保育需要は今後も一定増加していくものと考えていますが、就学前児童数は平成 18 年をピークに減少傾向にあります。そのため保育所整備を進める一方で、保育所や幼稚園のニーズなどの中長期的な将来推計を行い、施設の適正配置に関する方針などを示していくことが求められます。

●幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針の改訂

平成 29 年 3 月に幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改訂され、共通の「幼児期の教育・保育において育みたい資質・能力」及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が明確に位置付けられました。

これらに基づき、各園の方針や特色を大切にしながら、就学前の子供の豊かな育ちを支援していくことが求められます。

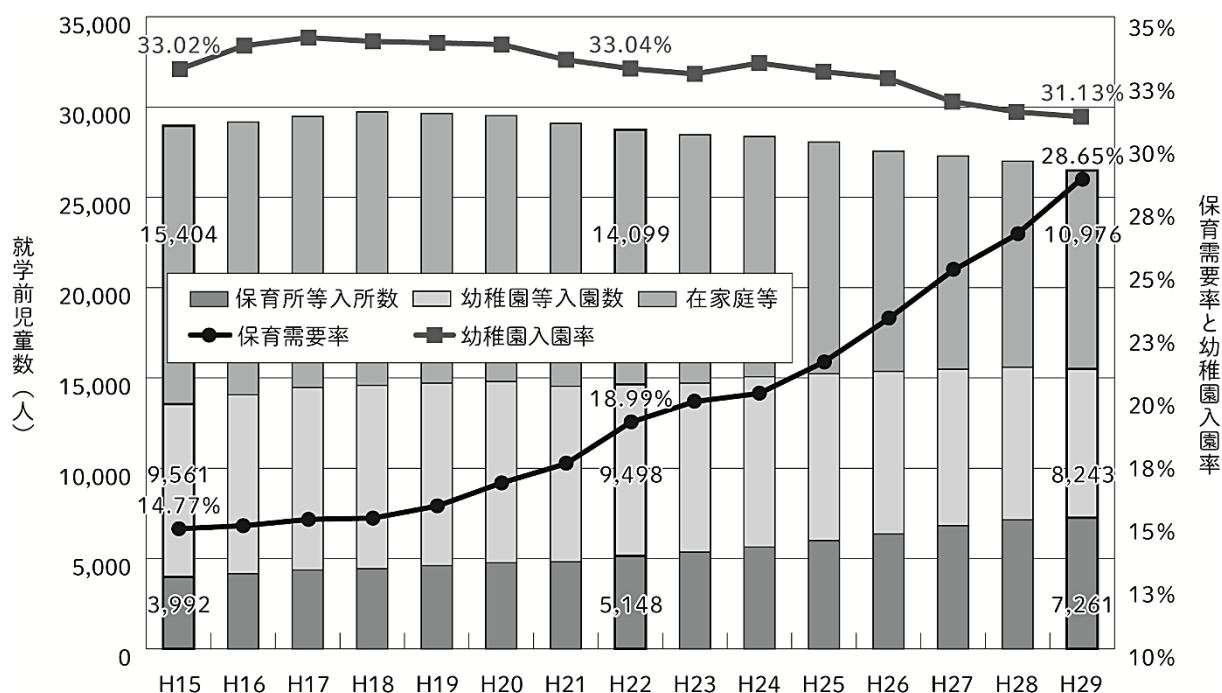
また、保育士の資質の向上を図るための研修の充実など、保育の質の維持・向上を図る必要があります。

●保育サービスの充実

共働き家庭の増加、就労形態の多様化に伴い、幼稚園においても長時間保育のニーズが高くなっています。

また、子供が病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応する病児保育事業については、地域偏在の解消や平成 28 年度から実施している訪問型病児・病後児保育利用料金助成制度の周知を図る必要があります。

図表 4-1 保育需要率^{※1}及び幼稚園入園率^{※2}と就学前児童数の推移

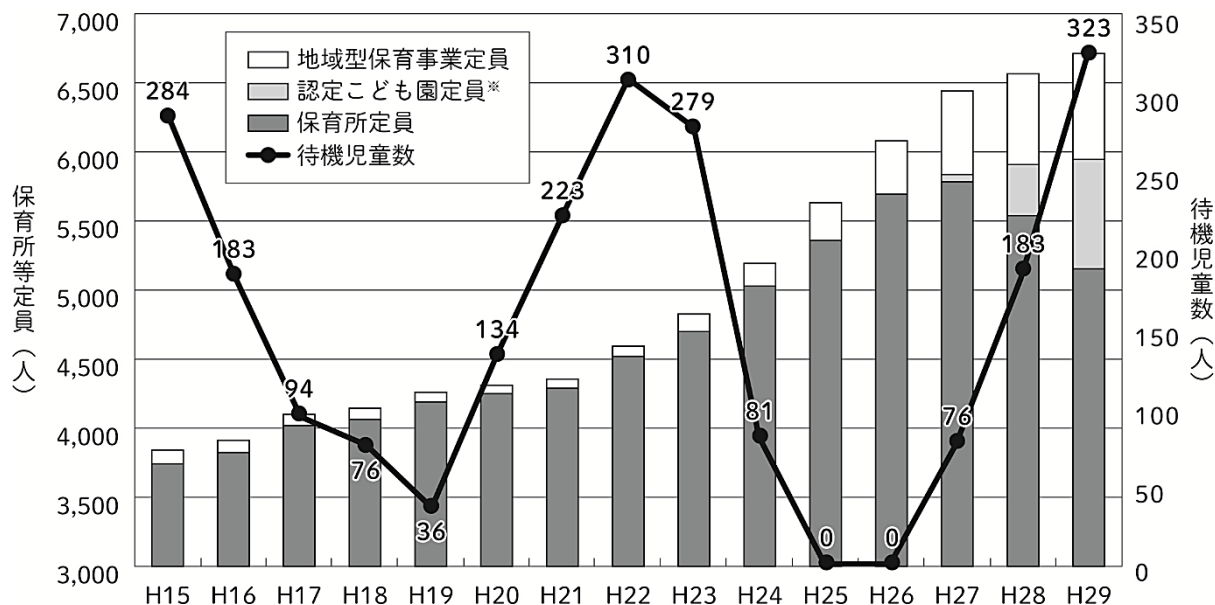


資料：保育所等入所数「こども支援局資料」（4/1時点）、就学前児童数「教育委員会資料」（4/1時点）、幼稚園等入園数「教育委員会資料」（5/1時点）

※1 「認定こども園在籍児童数（1号認定を除く）＋認可保育所、地域型保育事業の入所児童数＋待機児童数」÷「就学前児童数」

※2 「認定こども園在籍児童数（1号認定）＋幼稚園在籍児童数」÷「就学前児童数」

図表 4-2 保育所等定員と待機児童数の推移



資料：「こども支援局資料」（4/1時点）

※1号認定を除く

図表 4-3 年齢別待機児童数の推移

(単位：人)

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
0歳児	34 (12.2%)	0	0	0	0	0	0
1歳児	104 (37.3%)	60 (74.1%)	0	0	27 (35.5%)	79 (43.2%)	97 (30.1%)
2歳児	107 (38.4%)	13 (16.0%)	0	0	21 (27.6%)	38 (20.7%)	76 (23.5%)
3歳児	34 (12.1%)	8 (9.9%)	0	0	25 (32.9%)	66 (36.1%)	125 (38.7%)
4歳児	0	0	0	0	3 (4.0%)	0	25 (7.7%)
5歳児	0	0	0	0	0	0	0
合計	279	81	0	0	76	183	323

資料：「こども支援局資料」(4/1時点)

図表 4-4 延長保育事業の実績

(単位：ひと月あたりの利用人数)

	H24	H25	H26	H27	H28
施設数	53 箇所	56 箇所	59 箇所	94 箇所	98 箇所
利用定員	1,804 人	1,833 人	2,040 人	2,555 人	2,631 人
利用者数	1,186 人	1,168 人	1,410 人	1,248 人	1,570 人

資料：「こども支援局資料」

図表 4-5 病児・病後児保育事業の実績

		H24	H25	H26	H27	H28
【病児】	登録人数	352 人	483 人	446 人	482 人	557 人
	延利用人数	526 人	624 人	608 人	739 人	773 人
	稼働率 ^{※1}	29.8%	35.4%	34.7%	41.7%	24.0%
【病後児】 ^{※2}	登録人数	324 人	455 人	419 人	371 人	—
	延利用人数	202 人	151 人	164 人	75 人	—
	稼働率	34.4%	25.7%	28.1%	30.1%	—
【訪問型】 ^{※3}	延利用者数	—	—	—	—	29 人

資料：「こども支援局資料」

※1 「延利用人数」÷「年間開所日数×定員」

※2 平成27年度で廃止

※3 平成28年度から開始

課題解決に向けた取組み

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期です。

次代を担う子供一人ひとりが健やかに成長していくためには、一人ひとりの発達に応じて、その時期にふさわしい育ちを積み重ねていくことが必要です。

そのため、各施設において蓄積してきた実践、環境などを生かしつつ、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業が共に、乳幼児期における教育・保育の向上のための取組みを推進していきます。

成果指標	実績値 (H29)	目標値 (H36)
保育所等待機児童数	323 人	0 人

(1) 待機児童の解消に向けた取組み

① 保育所整備を中心とした対策

これまでも市有地活用や保育所運営法人が自ら土地を確保し保育所を整備する手法(持込型)により整備を進めてきましたが、今後も公園の活用、パーク&ライド方式による保育所整備、送迎保育ステーション事業の導入など、様々な手法により入所枠の拡大を図り、平成31年度までに約1,500人の入所枠拡大を図ることとしています。

待機児童の解消だけでなく、希望どおりに入所できなかった方の解消もめざし、中長期の保育所等適正配置計画を策定して計画的な入所枠の確保に努めます。

【教育・保育の量の見込み】 **事業計画** 平成32~36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定

平成29年度	{	1号認定 _{※1}	8,243人	⇒	平成31年度	{	1号認定	7,715人
(実績)		2号、3号認定 _{※2}	7,261人	⇒			2号、3号認定	8,578人

※1 認定こども園(2号、3号認定を除く)、幼稚園(従来制度の幼稚園も含む)に在籍(希望)する就学前児童数

※2 保育の必要性の認定を受け、認定こども園、保育所、地域型保育事業に入所(希望)する就学前児童数

② 3歳児以降の入所対策

3歳児以降の入所対策にあたっては、保育所整備を中心に入所枠拡大を図っていきます。

また、保育所への入所が待機になった児童が、私立幼稚園に通園しながら預かり保育を利用する際にかかる費用の一部を補助する協力幼稚園事業を実施しています。今後も、私立幼稚園の協力を得ながら、保護者の多様なニーズに応える体制を整備していきます。

③ 保育士確保対策

保育士確保対策として、保育士就職フェアの実施に取組む関係団体を支援するほか、保育士資格の取得助成や潜在保育士研修などへの支援に取り組んでいます。

今後は、保育士が長く仕事を続けることにつながる仕組みの構築など、さらなる保育士確保に取り組んでいきます。

④ 認定こども園の普及に係る基本的な考え方 事業計画

認定こども園は、保護者が働いている、いないに関わらず利用でき、保護者の就労状況が変化した場合でも、通い慣れた園を継続して利用できるという大きな特長があります。保育需要が増大する中、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進することは、低年齢児の待機児童対策及び3歳児以降の入所対策として有効であると考えています。移行にあたっては乳児の保育について、安全で良質な保育が提供されるよう支援に努めます。

本市は認定こども園の整備を推進していく考えですが、既存の幼稚園や保育所からの認定こども園への移行に関しては様々な課題を踏まえ、各施設と十分に協議の上、進めていく必要があると考えています。

(2) 質の高い教育・保育の提供

① 各園での研修の実施 事業計画

平成29年3月に幼保連携型認定こども園教育・保育要領、幼稚園教育要領、保育所保育指針が改訂されたことに伴い、認定こども園、幼稚園、保育所それぞれの園では、それらに基づいて園内研究を実施するとともに、日々の保育の評価及び改善に努め、より多くの教職員が計画的に専門性の向上を図ることで、本市全体の教育・保育の質の向上に努めていきます。

また、各園での研修に加えて、幼児期から児童期の課題に即した具体的な対応や実践的な指導を深めるため、市では認定こども園、幼稚園、保育所、小学校等の教職員を対象とした専門研修を実施し、施設の公私立を問わず子供の育ちを支援していきます。

② 幼児期の子供の育ちと学びの連続性と一貫性の向上 事業計画

本市では、子供たちの資質・能力を伸ばしていく教育・保育の推進を目的に、幼児期から児童期の子供の育ちと学びの連続性と一貫性を図るため、認定こども園・幼稚園・保育所と小学校等（以下「幼・保・小」という。）の子供同士の交流活動や、教職員の教育・保育参観と交流会等を行う西宮市幼稚園・保育所・小学校連携推進事業「つながり」を平成16年度から実施しています。実施にあたって開催される管理職、担当者間等の諸会議や、教育・保育参観とその後の交流会を主とした教職員相互研修は、子供たちの豊かな育ちと学びに資するとともに、各地区の幼・保・小の教職員が互いの教育・保育課程や指導方法等について情報交換し、認定こども園、幼稚園、保育所から小学校等への滑らかな接続に生かされています。

幼・保・小の教職員の公私、校園種を超えた現場のOJTの一環として、今後は教職員同士の相互理解をより深めるための連携や研修のあり方を工夫し、交流だけにとどまらず、接続へとつながるカリキュラムの連続性を意識した教育・保育をめざします。

③ 地域型保育事業への支援

保育士、保健師、栄養士による施設巡回で安全性などの助言・指導を行うほか、指導監査、職員研修など事業者へのきめ細かな支援を引き続き行い、保育環境の充実につなげるよう努めていきます。

(3) 保育サービスの充実

① 利用者支援事業（特定型・子育てコンシェルジュ）の充実

市役所本庁舎1階に設置する「こども支援案内窓口」に子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育に関する相談に応じ、特に教育・保育施設、一時預かり事業など保護者のニーズに合った保育サービスの情報提供を行っています。また、行政窓口という場所を活かし、他課との連携の中で子育て家庭のニーズに応じた地域の資源につないでいます。今後は、専門性を活かし、子育てひろばなどでの出前相談を行うなど、地域の身近な場所でも相談できるよう取組みを進めます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成32～36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定
平成29年度（実績） 1か所 ⇒ 平成31年度 1か所

② 延長保育事業

今後新たに開設する園も含め、引き続き全ての保育所で実施していくほか、認定こども園、地域型保育事業においても実施することで利用者の選択の幅を広げ、多様なニーズに対応していきます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成32～36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定
ひと月あたりの延べ利用人数 平成28年度（実績）1,570人 ⇒ 平成31年度 2,190人

③ 施設型病児保育、訪問型病児・病後児保育利用料助成

施設型病児保育については、市南部地域で2箇所、北部地域で1箇所を開設し、地域偏在の解消に向けた取組みを進めています。今後、稼働率の向上に向け、周知を図るなどの取組みが重要となります。平成28年度から実施している訪問型病児・病後児保育利用料助成制度の普及と併せ、安心して子育てができる環境を整備していきます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成32～36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定
年間延べ利用人数 平成28年度（実績） 802人 ⇒ 平成31年度 1,102人

④ 幼稚園の預かり保育事業

全ての私立幼稚園で在園児を対象に保護者のリフレッシュや学校行事への参加などによる一時的な利用から、就労などによる継続的な利用など様々なニーズに応える預かり保育事業を実施しています。各園の利用実態を踏まえ、預かり時間の延長や夏休みなどの長期休園期間に対応する園の拡大に向けて働きかけていきます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成32～36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定
年間延べ利用人数 平成28年度（推計） 213,891人 ⇒ 平成31年度 345,628人

現状・課題

全ての子供が安全・安心に過ごせる放課後の居場所の充実 増大する留守家庭児童育成センターの需要への対応

●子供の育ちと遊びに関する現状

子供は遊びによって楽しみながら世界を広げ、挑戦と成功によってバランス良く心身の能力を発達させていくとともに、友達とのルールを守り、コミュニケーションをとりあいながら協調性や社会性を養っていきます。近年、スマートフォンや携帯用ゲーム機の普及等により室内遊びや一人で気軽に楽しめる遊びが増えたほか、都市化によって、かつて子供の遊び場であった空き地等の減少や公園でのボール遊びが制限されることなどから遊びの内容は変容してきました。子供の健やかな成長と発達を促すための遊びの機会と場所を提供することなどを目的に、市ではいくつかの放課後施策を実施しています。

●保護者が求める子供の居場所

共働き家庭の増加、子供が巻き込まれる犯罪報道や危険情報の配信の増加による保護者の不安意識の高まりなどから、安全・安心な居場所づくりが求められています。本市のアンケート結果においても、子育て支援でもっと力を入れてほしいこととして「子供が安心して遊べる場所づくり」が最も高い結果となっています（p. 18 参照）。

●全ての子供を対象とした放課後施策の状況

安全・安心な居場所づくりとして、学校や公民館等を活用した子供の居場所づくり事業や児童館に加え、地域団体に委託して実施している放課後子供教室事業があります。それぞれの事業において実施場所や活動回数などの地域差がありますが、限られた財源や人材確保の面などから、全ての校区に同じ枠組みで拡充していくことは難しい状況にあります。

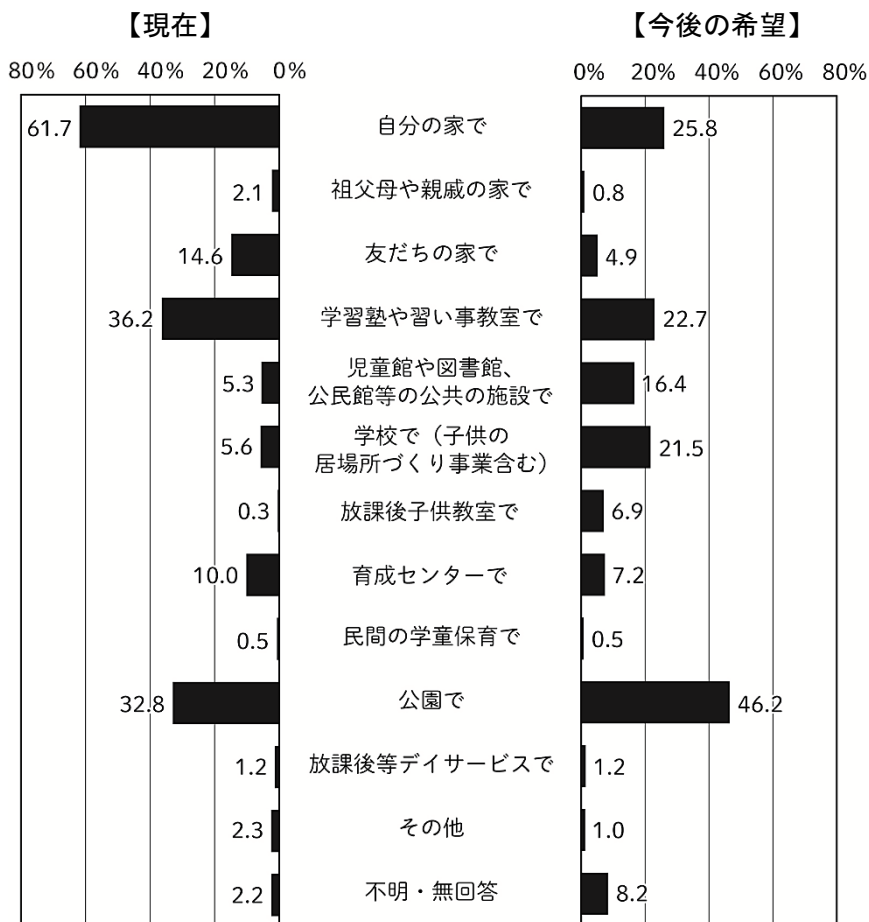
そのため、様々な事業との連携を図ることで、総合的な放課後施策を検討していく必要があります。

●共働き家庭などを対象とした放課後施策の状況

本市では、保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童を対象とした留守家庭児童育成センター（以下「育成センター」という。）を全ての小学校区に設置していますが、共働き家庭の増加に伴う保育需要への対応に加え、平成 24 年の児童福祉法の改正により対象が概ね 10 歳以下の児童から小学 6 年生までに引き上げられたことに伴う高学年の受入などが課題となっています。

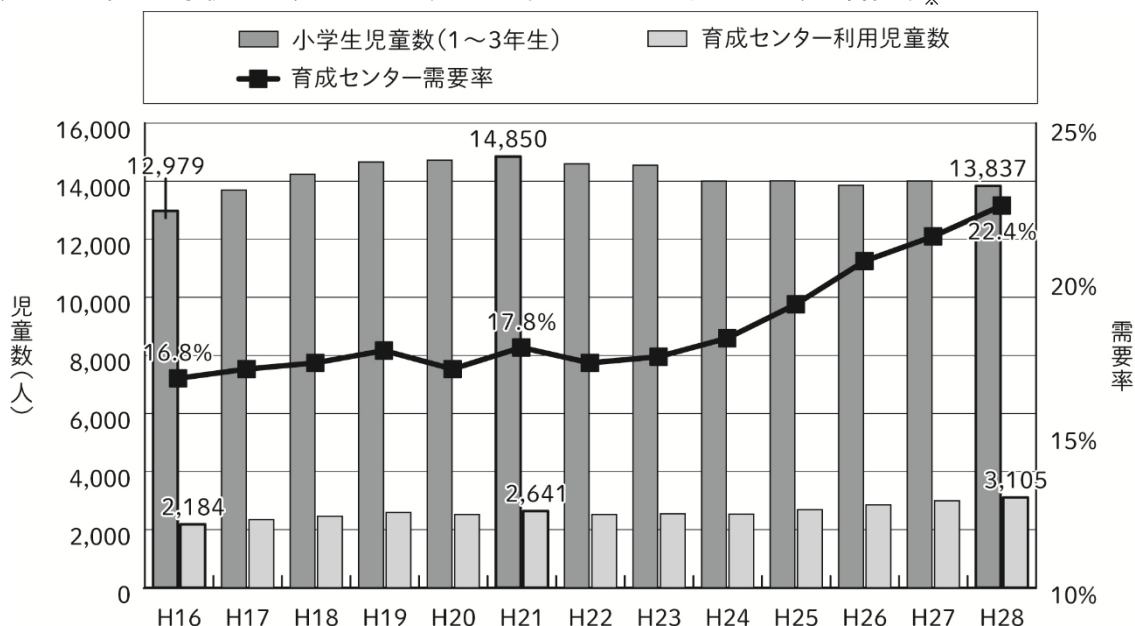
また、施設整備に伴う指導員不足への対応や、土曜日や夏休みなど長期休業期間中の開所時間の繰上げ対応などソフト面の充実を図っていく必要があります。

図表 4-6 放課後をどこで過ごすかの比較（小学生の子供を持つ保護者から見た現在と今後の希望）



資料：「子ども・子育て支援のためのアンケート（平成 28 年度）」

図表 4-7 市立小学校児童数（1～3年生）と育成センター利用児童数・需要率※



資料：小学生児童数「教育委員会資料」（5/1 時点）、育成センター利用児童数「こども支援局資料」（5/1 時点）
 ※「育成センター利用児童数」÷「小学生児童数（1～3年生）」

課題解決に向けた取組み

本市では平成 28 年度に、西宮市の教育・子供施策の礎となる「西宮市教育大綱」を策定しました。教育大綱に基づき、子供たちがたくましさや優しさ、豊かな感性を身につけ、健やかに成長できるよう、放課後の子供の育ちに関する取組みを進めます。

取組みにあたっては、子供たちの活動拠点となる居場所を地域的なバランスも考慮し確保していくとともに、既存の地域資源等も考慮して包括的な方向性を定め、総合的に推進します。

(1) 全ての子供を対象とした安全・安心な放課後の居場所

① 子供の居場所づくり事業の実施校区の拡大

校区によって公園の多少や児童館の有無、地域による取組みなど、子供たちの居場所の状況に違いがあります。また、児童数の増減などにより居場所として活用できる学校施設の状況も様々です。そこで、当初は学校の校庭や空き教室を開放して屋外と屋内で遊び場など居場所を提供する事業を開始しましたが、新たに学校の屋内のみで事業を実施する手法や公民館等の社会教育施設を活用する手法、学校や地域団体が主体となる子供の居場所につながる活動へ支援するなど連携して実施する手法など、各校区の実情に合わせた事業手法を取り入れることで、事業経費の増大を抑えつつ実施校区の拡大を図り、居場所の提供を進めます。

② 児童館のアウトリーチ

児童館は、地域における身近な子供の遊びの拠点であり、また、地域の子育て支援や支援を必要とする親子への対応などの役割を担ってきました。今後は、各校区の状況も踏まえ、児童館のない地域に対しても、子供の居場所づくり事業や放課後子供教室事業などへ出向いて、子供たちに遊びの提供を行ったり、ボランティアなどを対象に様々な遊びの指導をするなどの支援により、児童館が蓄積したノウハウを提供していきます。

③ 地域団体の活動への支援

青少年愛護協議会や子ども会などの地域団体が実施する事業は、子供たちにとって貴重な体験活動の場であり、また、地域の人とのつながりを生む取組みとなっています。

子供たちの健やかな成長のためには、学校や家庭だけではなく、地域を含めた多様な体験活動の機会や場所の提供が必要です。

地域が持つ教育力を十分に発揮できる環境を整えることで地域団体の活動が活性化し、子供の居場所が充実すると考えられることから、引き続き地域団体の活動を支援していきます。

(2) 育成センターの充実

① 利用児童数の増加に対応する受入枠の拡大

学校の教育活動を重視しながら、育成センターへの転用可能教室の活用を検討するほか、運動場面積を減らさないよう運動場以外の学校敷地内の空きスペースでの整備や体育倉庫等との合築を検討するなど施設整備を推進し、受入枠の拡大に努めます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成 32～36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定

利用児童数(5/1 時点) 平成 29 年度 (実績) 3,356 人 ⇒ 平成 31 年度 3,738 人

② 高学年児童の受入

平成 27 年度からモデル実施を始めており、現在、市内 41 施設中 9 施設で 4 年生を受入れています。今後は順次、受入施設を拡大しながら、平成 30 年代半ばまでに全市で 4 年生受入をめざします。

③ 開所時間の延長

平成 22 年度から市内全ての育成センターで希望者に土曜日を除く平日の午後 7 時まで利用時間を拡大しています。さらに、平成 28 年度から土曜日及び長期休業日においては午前 8 時 30 分開所を 8 時開所に繰上げるモデル実施を始めており、現在、市内 41 施設中 17 施設で行っています。今後、実施施設を拡大しながら全市で 8 時開所を実施する予定です。

【育成センターの開所時間の延長施設数】

平成 29 年度 (実績) 17 施設 ⇒ 平成 31 年度 41 施設 (全施設)

(3) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画

平成 26 年 7 月、文部科学省及び厚生労働省は、共働き家庭等の「小 1 の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての子供が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう「放課後子ども総合プラン」を策定しました。また、同年 11 月に、同プランに基づいた次世代育成支援対策推進法による行動計画策定指針が示され、プランと指針には「一体型及び連携型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室事業」の計画的な整備の推進と、整備に向けた各自治体の行動計画の策定が義務付けられています。

本計画において、国が求める目標事業量などの項目を明記することで事業の推進を図ります。

【事業の整理について】

事業名 (国の呼称など)	西宮市の事業名称	対象者	運営主体
放課後児童クラブ	育成センター	保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童	指定管理者
放課後子供教室	放課後子供教室事業	地域に住んでいる子供（主に児童）	地域団体等
	子供の居場所づくり事業	実施小学校区の全児童	市・教育委員会

① 平成 31 年度までの目標事業量

一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の整備にあたっては、本市では育成センター及び市・教育委員会が運営主体となる子供の居場所づくり事業の整備により進めていきます。

【育成センター及び子供の居場所づくり事業の一体型】

平成 28 年度（実績） 7 小学校区 ⇒ 平成 31 年度 12 小学校区

【放課後子供教室事業及び子供の居場所づくり事業】

放課後子供教室事業 : 平成 28 年度（実績） 37 小学校区 ⇒ 平成 31 年度 41 小学校区
 子供の居場所づくり事業 : 平成 28 年度（実績） 15 小学校区 ⇒ 平成 31 年度 35 小学校区

② 育成センター及び放課後子供教室事業、子供の居場所づくり事業の一体的又は連携による実施

育成センター及び放課後子供教室事業、子供の居場所づくり事業の一体的又は連携による事業を実施するためには、開催場所や日時、運営方法について、協議・調整を行い受入態勢など共通理解を得ながら、学校や地域の実情も考慮して対応していきます。

③ 育成センター及び放課後子供教室事業、子供の居場所づくり事業への小学校の余裕教室等の活用

現在、ほとんどの学校に余裕教室はなく、学校敷地内においても利用可能な施設がない状況となっています。専用教室が確保できない現状であることから、放課後子供教室事業と子供の居場所づくり事業では、一部の特別教室等を一時的に活用しています。

しかし、育成センターにおいては、運営上、継続的に利用できる専用教室の確保が必要であることから、今後の児童数の推移を勘案し、関係部署が連携しながら協議を進めます。

④ 育成センター及び放課後子供教室事業、子供の居場所づくり事業の実施に係る教育委員会と市長部局の連携

放課後子供教室事業及び子供の居場所づくり事業を所管している教育委員会担当課は市長部局のこども支援局の部署とも併任となっています。育成センターを所管している市長部局のこども支援局担当課とも定期的な連絡調整の場を設け、実施状況や課題などの情報を常に共有し、事業検証や課題解決に向け協力しながら対応していきます。

3 障害のある子供への支援の充実

現状・課題

医療的ケアが必要な子供と発達障害のある子供の増加に対応する支援体制の充実 地域の社会資源やネットワークを活用した連携体制の充実

●医療的ケアが必要な子供と発達障害のある子供の増加

本市における身体障害者手帳所持者数は概ね横ばいで推移していますが、医療的ケアが必要な子供（以下「医療的ケア児」という。）と発達障害のある子供を含む療育手帳を所持している子供は年々増加しています。重度の障害がある医療的ケア児が、医療の進歩により在宅での生活が可能となったこと、発達障害に関して周知が進んだことにより発達特性が認知されやすくなったことなどによるものと考えられます。

●学校園での支援体制

平成 25 年の学校教育法施行令の改正により、一定程度の障害のある子供は、原則特別支援学校に就学するという仕組みから、障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みになりました。これに伴い、学校園においては、医療的ケア児への看護師の配置や、発達障害のある子供などが個々の教育的ニーズに応じて教育が受けられるような環境の整備などの対応が求められています。

●福祉・教育・医療など関係機関の連携

子供の成長過程に寄り添い、一貫した支援を行っていくためには、福祉・教育・医療など関係機関が連携して支援にあたるということが重要であるという観点から、本市では平成 27 年 9 月に福祉・医療分野の「西宮市立わかば園」と教育分野の「西宮市スクーリングサポートセンター」を移転・再編し、こども未来センターを開設しました。切れ目のない支援を行うための中核拠点として役割を果たしていくことが求められています。

●相談支援体制

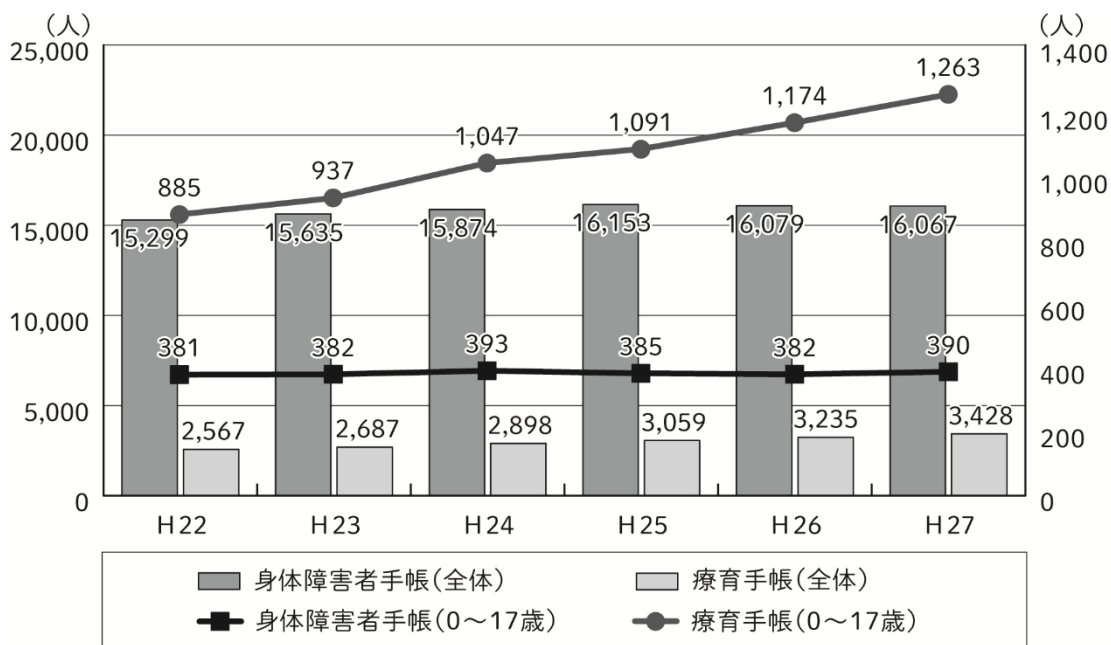
本市では、学校園や子育て総合センター、保健福祉センターの子育て支援事業や健診などでの子供の様子や保護者からの相談により、支援が必要と思われる子供を早期に発見し、こども未来センターなどの関係機関の支援につないでいくように努めています。

子供に障害があることを保護者が受入れるのが難しい場合も多くあります。保護者がより気軽に相談できるようにするため、こども未来センターなど相談窓口の周知に努めるとともに、地域の社会資源やネットワークも活用し相互の連携をより深めていく必要があります。

●児童発達支援事業所等の質の確保

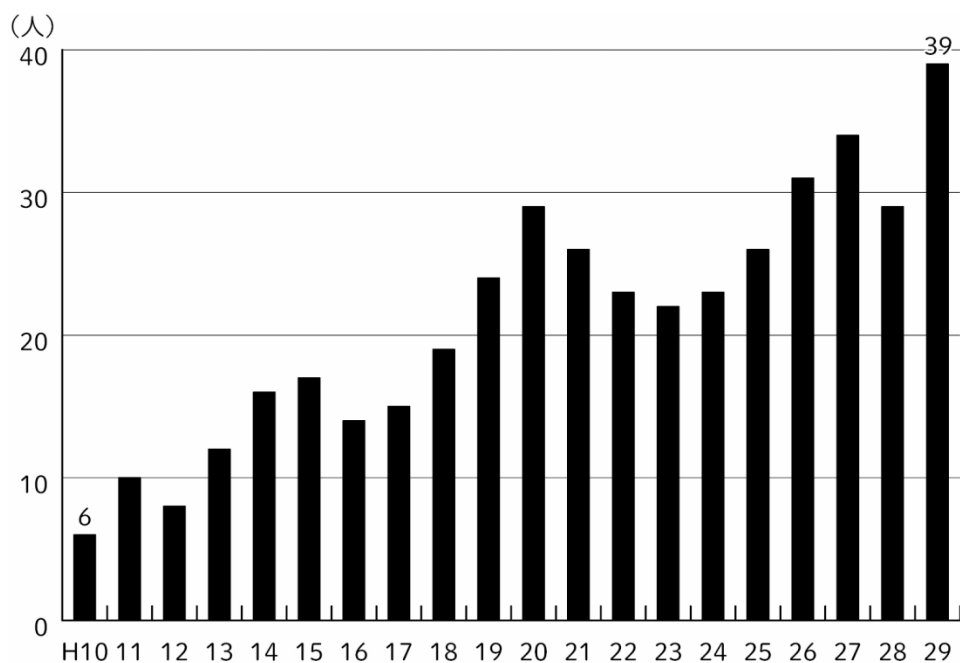
通所により利用できる身近な療育の場として、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が近年急増し、量の確保は大幅に進んでいます。障害のある子供が障害種別にかかわらず適切な支援を受けられるよう、提供されるサービスの質の維持・向上が課題となっています。

図表 4-8 障害のある児童数の状況



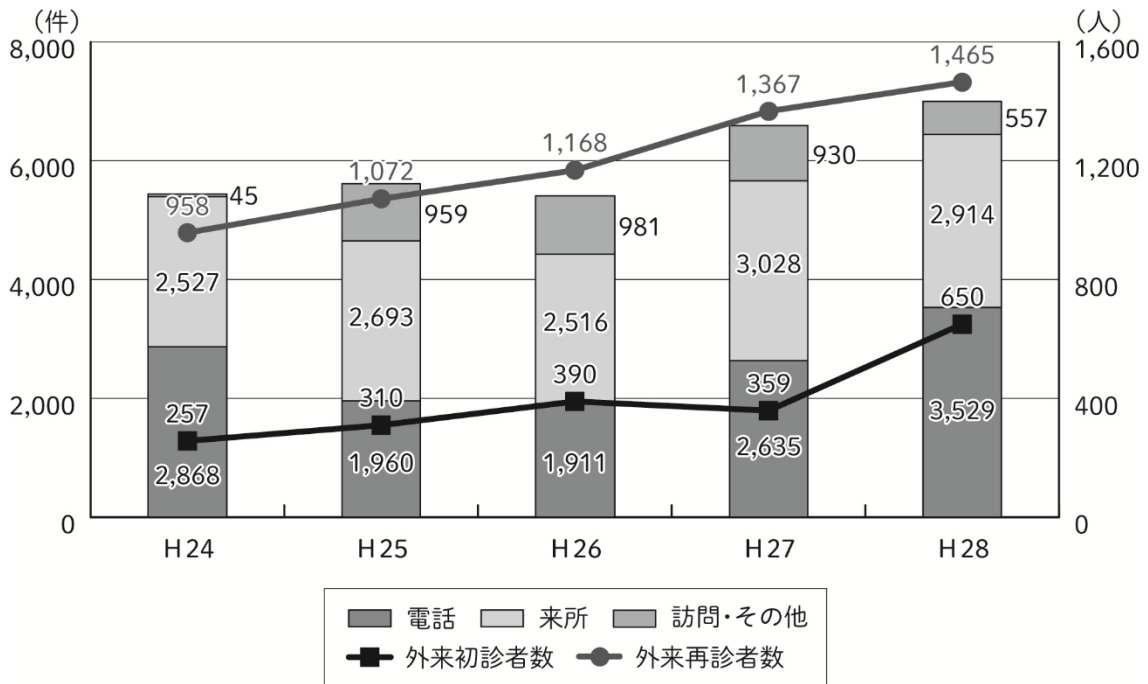
資料：「健康福祉局資料」

図表 4-9 西宮市立西宮養護学校における医療的ケア児の人数の推移



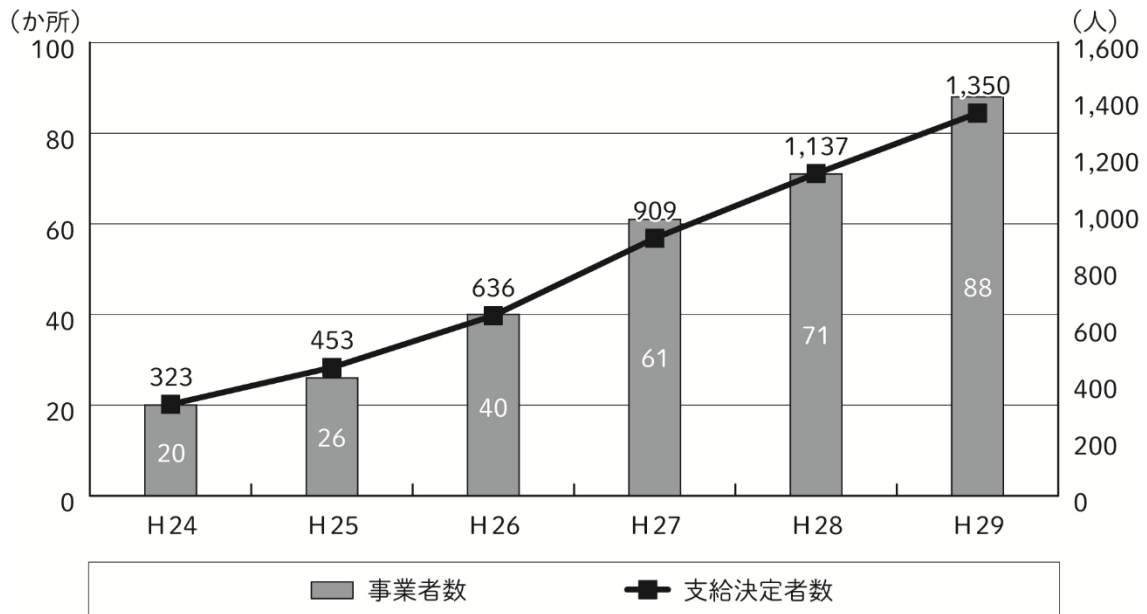
資料：「教育委員会資料」

図表 4-10 こども未来センターにおける相談件数及び診察者数の推移



資料：「こども支援局資料」

図表 4-11 児童通所支援の事業者数及び支給決定者数（サービス利用のための受給者証発行数）の推移



資料：「健康福祉局資料」

課題解決に向けた取組み

障害のある子供が地域の一員として育つことができるよう、学校園での支援体制の充実に加え、児童発達支援事業所等との連携を図り、地域全体として福祉・教育・医療が連携して切れ目のない支援を行う体制の整備に努めます。

(1) 学校園での支援体制の充実

① 教育・保育施設での支援体制の充実

子供に障害がある場合、こども未来センターの通園療育部門であるわかば園や北山学園、そして民間の西宮すなご医療福祉センターや児童発達支援事業所における専門的な療育だけでなく、認定こども園、幼稚園、保育所など居住地域で受けられる支援体制を構築していく必要があります。教育・保育施設に入園を希望する場合の子供の受入に努め、集団生活を通して子供の成長発達を支える教育・保育を進めていきます。

② 小・中学校、西宮養護学校での支援体制の充実

小・中学校、西宮養護学校においては、障害のある子供が十分な教育を受けるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備を進めることが重要です。そのため、教員の専門性の向上や、特別支援教育支援員などの専門性のある人員の配置など、一人ひとりの教育的ニーズに合った支援体制の充実に努めていきます。

また、早期からの一貫した支援を行うため、「みやっこファイル」や「個別の教育支援計画」を活用し、保護者、学校、関係機関とのつながりを大切にし、ネットワークの構築を図ります。

③ 学校園等へのアウトリーチの実施及び児童発達支援事業所等との連携の推進

こども未来センターでは、診療・リハビリ、通園療育といった専門的な療育を行うだけでなく、支援が必要な子供たちが普段生活する場にスムーズに適応できるように学校園等にこども未来センターの職員が出向き、子供への具体的な支援方法や支援体制についての助言を行うアウトリーチにより、日常的に子供が生活する場所における支援にも取り組んでいます。

今後、アウトリーチの対象を保育所や私立幼稚園などにも拡大していくほか、派遣する専門職の職種もケースに合わせて充実を図ります。

また、アウトリーチは学校園にとどまらず、児童発達支援事業所等にも派遣先を拡大するとともに、事業者間の相互連携を深めるなど、身近な地域における専門機関の質の向上にも取り組みます。

【アウトリーチの実施施設数】

平成 28 年度（実績） 101 施設 ⇒ 平成 36 年度 170 施設

④ 医療的ケアが必要な子供への支援に関する関係機関の連携

児童福祉法が改正され、医療的ケアが必要な子供への支援について保健、医療、障害福祉だけでなく、教育、保育等における支援も重要であり、また子供やその保護者が安心して必要な支援を受けるためには、それらの関係機関が緊密に連携して対応することが求められています。本市においても国の動向を注視しつつ、関係機関等が連携を図るための体制整備の構築などについて検討します。

(2) 障害の理解促進に向けた取組みの充実

① 早期発見の取組みと保護者支援の充実

支援が必要と思われる子供を早期に発見できるよう、遊びを通して子供同士・保護者同士の交流を深めることを目的とする「親子サロン」(子育て総合センター)や子育てひろば、4か月児健診から3歳児健診までの4回の健診(保健福祉センター)などの様々な子育て支援事業や行政との接点の中で成長や発達が気になる子供と保護者を把握し、こども未来センターなどの関係機関の支援につないでいくよう努めています。

保護者が子供の障害を理解し、関わり方を知ることは子供の一層の発達を促すことにつながるため、健診で乳幼児の運動・精神発達のフォローが必要と判断された親子には「乳幼児発達相談」や「育児発達相談」、「精神発達相談」(保健福祉センター)を案内し、親と子、子供同士の関わり方を共に学びます。「乳幼児発達相談」に、こども未来センターの心理療法士や理学療法士が参画するなど、より専門性の高い相談支援の充実を検討します。

こども未来センターの通園療育部門「わかば園」では、親子通園方式を採用しており、子供の支援だけでなく、保護者の支援にも取り組んでいます。さらに今後は子育てに不安等を感じている保護者を対象に、子供の行動の理解の仕方を学ぶ「ペアレント・プログラム」をこども未来センター等で実施するとともに、保護者向けの研修会、交流会の実施など保護者支援の充実を図ります。

② 理解の促進に向けた一般市民への啓発

子供が暮らす地域において地域の一員として育つことができるよう、障害への理解を図り、子供が安心して成長できる環境づくりが大切です。発達障害などへの理解促進を図るための講演会や啓発事業など、関係機関と連携して市民への啓発を推進していきます。

(3) 西宮市障害福祉推進計画との連携

障害者総合支援法及び児童福祉法の改正に伴い、障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応のため、障害児福祉計画の策定が義務付けられました。

障害児のサービスに係る提供体制等については、西宮市障害福祉推進計画(平成30年3月策定)に位置付け、本計画と連携し、本市の障害児施策を推進していきます。

現状・課題

安心して出産、子育てができる支援体制の構築 支援が必要な家庭の把握及び適切な支援の提供

●産前産後を取り巻く現状

近年、少子化や核家族化により、自身の子供が生まれるまで乳児と接したことがない親が増え、育児の経験が乏しいことによる知識不足や、ネット検索で多くの情報に接することで不安感を抱える親が増えていることから、妊娠期から正確な情報を提供するなど親の育児不安の解消を図り、安心して出産、子育てができる支援体制が求められています。

また、産婦の約1割が産後うつ病の症状を感じるといわれており、出産直後の子育てを支える仕組みが求められています。

●妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の提供

従来、母子保健と子育て支援とは互いに関連しながら多面的な支援に努めてきましたが、今後一層連携を深め、「子育て世代包括支援センター」として子育て支援の中に母子保健の視点を入れ、継続的な支援を行っていく必要があります。

妊産婦や乳幼児等の状況を継続的に把握するとともに、公民問わず関係機関が連携し、切れ目のない支援を提供することが求められています。

●支援が必要な家庭の早期発見

子育てに関する不安や負担感が高い場合、母親の健康状態に悪影響を与えるだけでなく、育児や子供の成長と発達に影響を与える可能性があります。

妊婦の時点での状況を把握することが、将来的に支援が必要となる家庭の早期発見・早期支援につながるため、特に母子健康手帳の交付時における保健師の面談については、「相談事の有無」、「産後の育児の見通し」、「妊娠が分かったときの気持ち」など、書面では分からない妊婦の気持ちに寄り添い、妊娠中・産後に向けての個別の支援計画を立てることができることから非常に重要な機会となります。

現在、一部の支所等で母子健康手帳の交付を受けた妊婦に保健師が直接面談する機会がないため、妊婦全員の面談実施に向けた取組みを検討する必要があります。

●産前産後における支援体制の課題

育児不安や負担が特に生じやすい産前産後の時期に、保健師、助産師等の専門職による支援や子育て関係者、関係機関と連携し、子育ての負担を軽減し、安定した生活が送れるよう支援体制を充実させる必要があります。

また、ヘルパーや保育士を派遣し家事や育児の支援や指導を行う養育支援訪問事業（育児支援家庭訪問事業）については、特に支援が必要な家庭を対象に実施してきましたが、新たに「妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する家庭」や「公的な支援につながない子供（健診の谷間にある子供、3歳～5歳児で幼稚園、保育所等に通っていない子供）のいる家庭」を対象とし事業を拡充することが国で検討されています。事業が拡充された場合、運営方法の見直しに加え、新たなヘルパー派遣事業者を確保することで需要の増加に対応していく必要があります。

図表 4-12 母子健康手帳交付時の保健師の面談率

	H24	H25	H26	H27	H28
面談率	3.9%	21.5%	36.7%	36.1%	68.7%

資料：「健康福祉局資料」

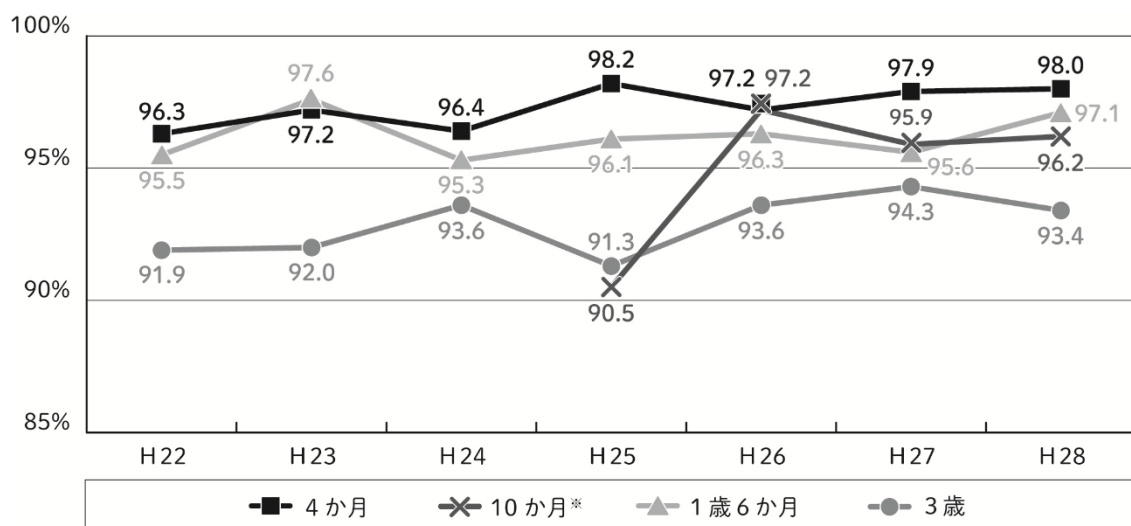
図表 4-13 養育支援ネット※受案件数

	H24	H25	H26	H27	H28
件数	271件	314件	378件	339件	370件

資料：「健康福祉局資料」

※未熟児等、養育上支援を必要とする妊婦や乳幼児家庭を早期に把握し支援していくために、医療機関から保健所に文書で情報提供が来るシステム

図表 4-14 乳幼児健診受診率の推移



資料：「健康福祉局資料」
 ※平成 25 年度から実施

図表 4-15 健やか赤ちゃん訪問事業の実績

	H24	H25	H26	H27	H28
対象件数①	4,455 世帯	4,430 世帯	4,480 世帯	4,363 世帯	4,339 世帯
民生委員面談件数②	3,944 世帯	3,899 世帯	4,009 世帯	4,029 世帯	4,032 世帯
母子保健等による把握件数③	510 世帯	531 世帯	471 世帯	334 世帯	307 世帯
合計④ (②+③)	4,454 世帯	4,430 世帯	4,480 世帯	4,363 世帯	4,339 世帯
把握率 (④/①)	99.9%	100%	100%	100%	100%

資料：「こども支援局資料」

図表 4-16 育児支援家庭訪問事業の実績

	H24	H25	H26	H27	H28
利用世帯数	49 世帯	42 世帯	48 世帯	46 世帯	72 世帯
利用回数	延べ 628 回	延べ 569 回	延べ 592 回	延べ 763 回	延べ 931 回

資料：「こども支援局資料」

図表 4-17 妊婦健康診査費用助成事業の実績

	H24	H25	H26	H27	H28
申請者数	5,035 人	5,196 人	5,056 人	5,116 人	4,721 人
実利用人数※	7,259 人	7,203 人	6,850 人	7,045 人	6,809 人
助成回数	55,646 回	55,977 回	57,629 回	55,163 回	53,970 回

資料：「健康福祉局資料」

※当該年度に助成券を使用した人数

図表 4-18 ライフステージ別母子保健事業体系図

■は「課題解決に向けた取組み (p. 55～)」に記載。



(2) 早期発見・早期支援に向けた取組み

① 母子健康手帳の交付時における保健師の面談

若年妊婦や望まない妊娠、精神疾患の既往がある、収入が不安定である、家族の支援が得られない妊婦など、妊娠中から養育上の支援を必要とする妊婦（以下「特定妊婦」という。）には、うつや虐待防止のために精神面での適切な支援が必要なため、妊婦面談の全数実施に向けて取組みを進めます。また、思いがけない妊娠でとまどっている人が安心して相談できる兵庫県の電話相談や市内保健福祉センターの相談窓口をチラシやホームページ、店舗等へのステッカー配布等で周知し、早期対応に努めます。

【面談率】

平成 28 年度（実績） 68.7% ⇒ 平成 36 年度 100%

② 妊婦健康診査費用助成事業

妊婦健康診査は、正常な妊娠の経過を確認するとともに、ハイリスクな妊娠の早期発見、妊娠中の合併症などの予防、胎児異常の有無を確認し、母子共に健全な状態で妊娠、分娩を行うことを目的としています。安心して継続的に妊婦健診を受けることができるよう、今後も妊婦健康診査に係る費用の一部助成を継続していきます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成 32～36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定

平成 28 年度 （実績）	申請者数：4,721 人 実利用人数：6,809 人 健診回数：53,970 回	⇒	平成 31 年度	申請者数：4,625 人 実利用人数：6,411 人 健診回数：50,875 回
------------------	--	---	----------	--

③ 養育支援ネットによる医療機関等との連携

特定妊婦や未熟児、支援を必要とする家庭を早期に把握しフォローするために、医療機関が把握した支援が必要な家庭の情報を地域保健課に通知する養育支援ネットを推進しています。未熟児や、養育支援に関する通知件数は徐々に増加傾向にあります。今後さらに、早期から支援が行えるよう、特定妊婦についての把握と通知を医療機関などに働きかけていきます。

【医療機関等からの養育支援ネットによる通知件数（妊婦対象）】

平成 28 年度（実績） 13 件 ⇒ 平成 36 年度 50 件

④ 健やか赤ちゃん訪問事業の実施

本市では、産後の母子の養育状況の把握や、子育て家庭の孤立を防ぐため地域と子育て世帯をつなぐことを目的に、生後2か月の乳児がいる全ての家庭に民生委員・児童委員が訪問し、子育てに関する相談対応、情報提供及び状況確認を行っています。

母子健康手帳交付時や出生届提出時の案内、事業告知はがきの郵送により、里帰りなどによる長期不在家庭の状況把握も進みました。状況確認ができなかった家庭や母親と会えなかった家庭、また、様子が気になる家庭に対しては、4か月児健診での状況確認や、子供家庭支援課職員の再訪問などにより、最終的にすべての母子の状況を把握・確認しています。

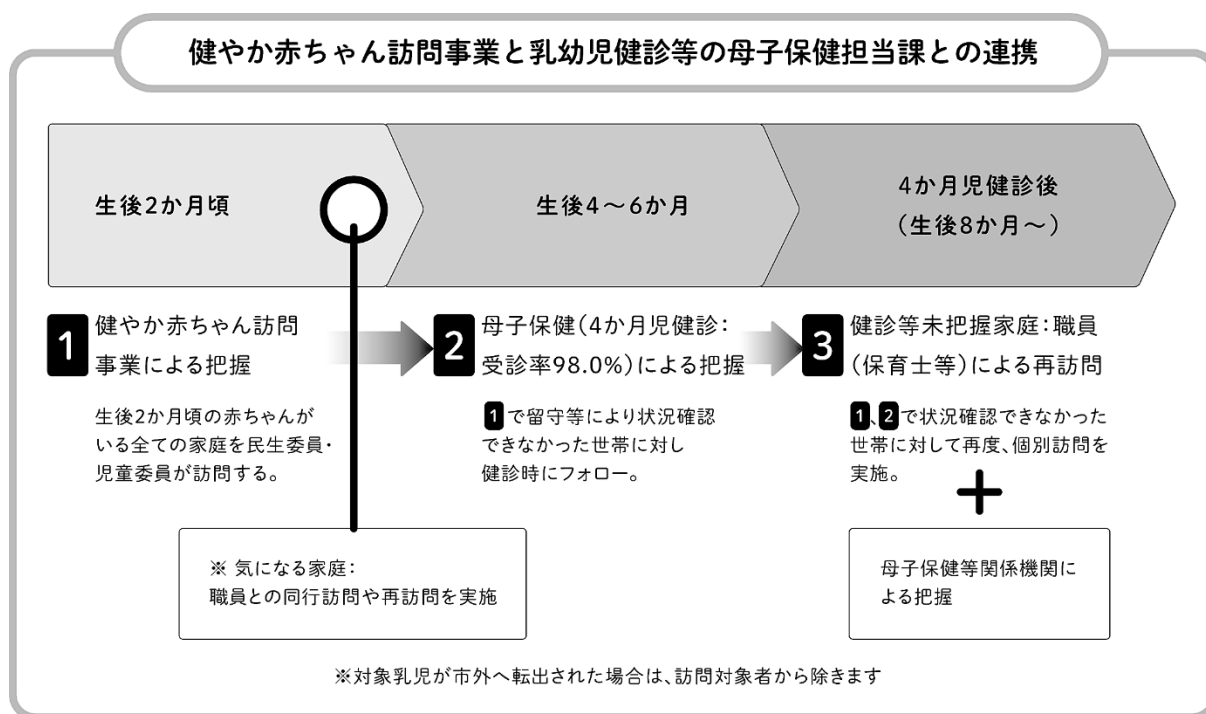
今後も、事業の円滑な推進に向けて関係者間の情報共有と広報の充実に努めます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成32～36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定

平成28年度 (実績)	{ 対象 : 4,339世帯 把握率※ : 100% } ⇒ 平成31年度 { 対象 : 3,700世帯 把握率 : 100% }

※民生委員・児童委員の訪問による面談と、母子保健等による把握を含む

図表 4-20 産後の母子の養育状況の把握の流れ



⑤ 各種乳幼児健診の実施

疾病や発達障害の早期発見や養育者への育児支援、虐待の早期発見・予防を目的として、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を各保健福祉センターなどで実施しています。受診勧奨文書などにより受診率の向上に努めるとともに、未受診者に対しては、家庭訪問や予防接種記録、教育・保育施設の在籍状況の把握などにより全数把握に努めます。

【乳幼児健診受診率】

平成28年度 受診率	4か月児	98.0%	⇒	平成36年度	98.0%
(実績)	10か月児	96.2%	⇒		97.0%
	1歳6か月児	97.1%	⇒		97.5%
	3歳児	93.4%	⇒		95.0%

(3) 産前産後における支援の充実

① 育児支援家庭訪問事業

産後など養育支援が必要な家庭に対し、育児支援ヘルパーが家庭を訪問し、家事や育児の援助を行うヘルパー派遣を行っています。

ヘルパー派遣による支援対象の条件緩和を行うとともに、広報を進める中で認知度向上に努めます。同時に、ヘルパー派遣の委託事務の見直しや委託する事業者を増やすことで、妊娠や子育てに不安を持ち、支援を希望する家庭が、安心して子育てができる環境を整え、需要の増加に対応できるよう備えます。

【量の見込み】 事業計画 平成32~36年度の量の見込みについては、平成31年度に設定

平成28年度	〔	利用世帯	: 72世帯	⇒	平成31年度	〔	利用世帯	: 54世帯
(実績)		延べ利用回数	: 931回		延べ利用回数		: 747回	

② 産後ケア事業

出産直後は保健的な専門指導の必要性が高い産婦が見受けられ、特に支援が必要な産婦については助産師のケアなどを含めた継続的な訪問指導が受けられるような体制を検討します。

③ にしのみやしファミリー・サポート・センター事業 (p. 64 参照)

5 子育ての不安・負担の軽減

現状・課題

子育ての孤立化を防ぐ取組みの強化

子育ての負担を軽減する取組みの拡充

●子育て支援の現状

近年、社会情勢や子育て環境がめまぐるしく変化する中、全ての子育て家庭を対象に、子育てに対する不安や負担を軽減し、保護者が自己肯定感を持ちながら子育てに向き合える環境を支援していくことが求められています。

本市におけるアンケート結果においても、約5割の子育て家庭が子供の年齢や世帯の収入などに関係なく子育てに不安や負担を感じています（p. 15 参照）。

また、子育ての不安や負担の要因は専門的で、多様化・複雑化しており、相談や支援に対応できる体制が求められています。

●子育ての孤立化を防ぐ取組み

就学前の子供の居場所をみると、約4割が教育・保育施設や地域型保育事業に通園せず家庭で保護者と過ごしています。特に0歳児～2歳児については、7割以上の子供が家庭で保護者と過ごしています。子育ての孤立化が子育てへのストレスを生み、児童虐待やネグレクトなど深刻な問題を引き起こす可能性があることから、孤立化を防ぐ取組みや居場所づくりが求められています。本市では子育て家庭が孤立しないよう、気軽にいつでも自由に集い、子育て仲間と交流し、子育てに関する相談や情報提供などの支援が受けられる常設の場「子育てひろば（地域子育て支援拠点事業）」の充実を図ってきました。

しかしながら、子育てひろばでの相談機能を強化することや行動が活発になる2歳児～3歳児の子供を持つ家庭の居場所づくりなど、今後の展開に向けた課題があります。

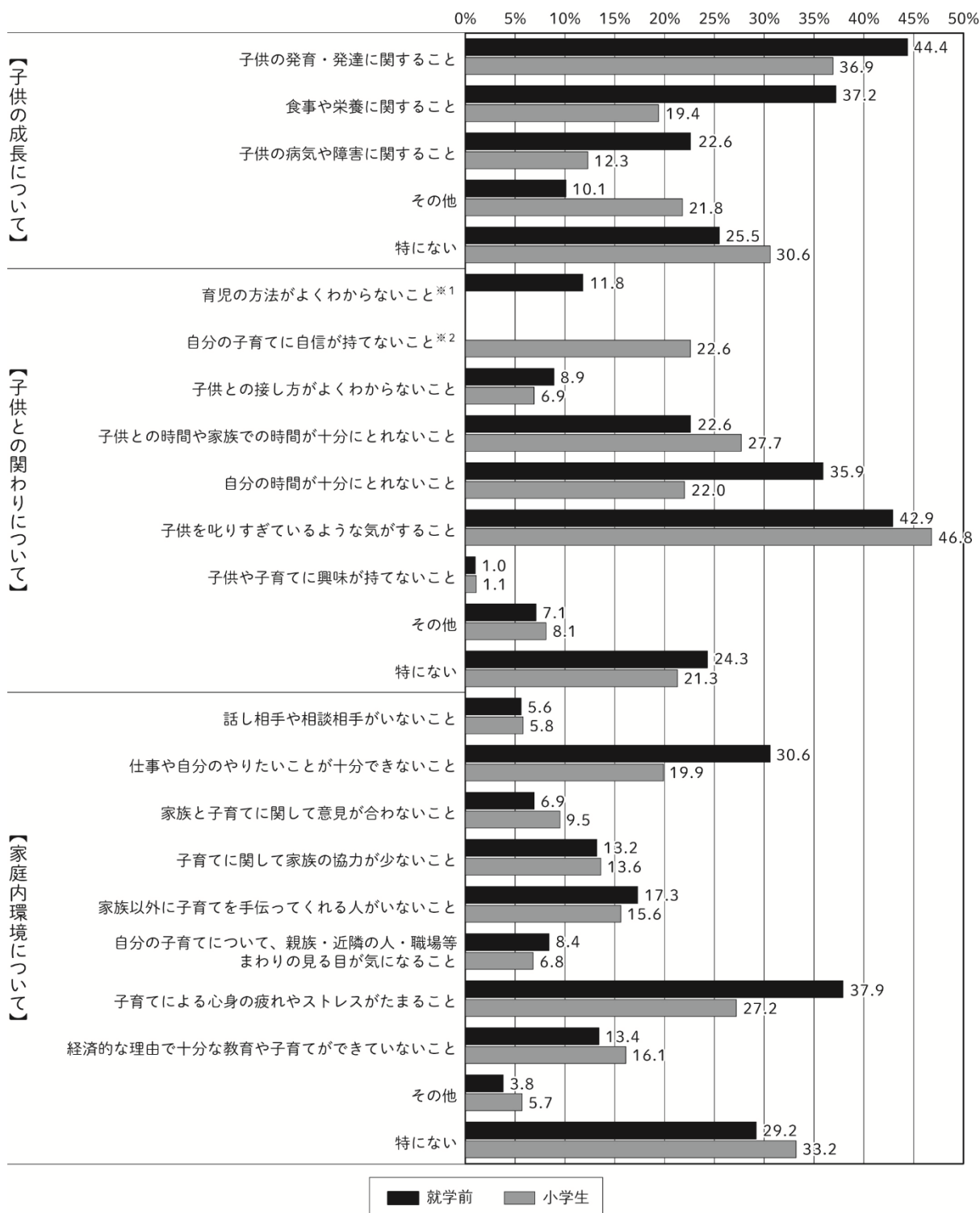
●子育ての負担を軽減する取組み

子供の発達や育児に関する悩みだけでなく、一日中子供と向き合い続ける中で自分の時間が持てず子育てを負担に感じてしまうことが見受けられます。

そのため、一時的に子供を預けることができる場や保護者が安心して子育てできる環境づくりが求められます。本市では一時的に子供を預かる事業として、保育所などでの一時預かり事業やファミリー・サポート・センター事業を実施していますが、地域偏在があることや、事業の担い手不足などにより利用ニーズに応えられていない状況があります。

また、地域の身近な場所で、同じような子育て環境にある親同士が集まり、相談できる仲間をつくり、子育ての情報交換が出来る機会として、子育てひろばだけでなく、様々な場所や運営者によって子育て支援事業が実施されています。こうした子育て支援者とのネットワーク化を図り子育てを地域で助け合い連携していく仕組みづくりが必要です。

図表 4-21 不安や負担等を感じることで、また気になることについて

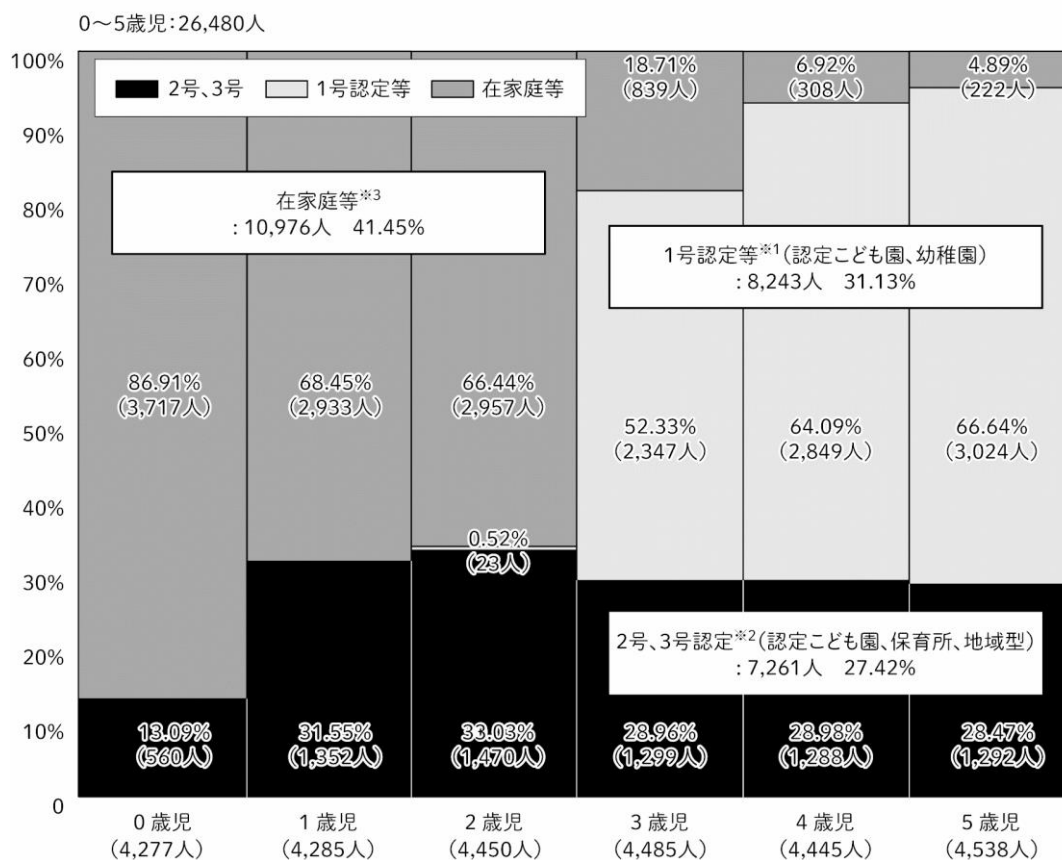


資料：「子ども・子育て支援のためのアンケート（平成 28 年度）」

※ 1 設問は就学前の子供を持つ保護者のみ

※ 2 設問は小学生の子供を持つ保護者のみ

図表 4-22 平成 29 年度の年齢別就学前児童の居場所



資料：「こども支援局資料」

※1 認定こども園在籍児童数（1号認定。5/1時点）、幼稚園の在籍児童数（5/1時点）

※2 認定こども園在籍児童数（1号認定を除く。4/1時点）、保育所及び地域型保育事業の入所児童数（4/1時点）

※3 就学前児童数（4/1時点）から「1号認定等」及び「2号、3号認定」の児童数を除いた数で認可外保育施設の入所児童数を含む

図表 4-23 子育てひろばの実績

	H24	H25	H26	H27	H28
実施箇所数	14 か所	15 か所	15 か所	17 か所	18 か所
月平均延べ利用人数 (親子)	13,794 人	12,658 人	13,472 人	14,228 人	14,198 人

資料：「こども支援局資料」

図表 4-24 保育所等の一時預かり事業の実績

	H24	H25	H26	H27	H28
利用可能人数	24,480人	26,784人	29,870人	42,788人	44,724人
年間延べ利用人数	11,571人	13,841人	14,427人	16,275人	17,463人

資料：「こども支援局資料」

図表 4-25 にしのみやしファミリー・サポート・センターの実績

		H24	H25	H26	H27	H28
提供会員		904人	898人	929人	937人	928人
依頼会員		2,950人	2,957人	2,953人	2,963人	3,116人
年間延べ 利用人数	就学前	8,494人	10,042人	9,850人	8,715人	9,030人
	就学後	3,836人	2,619人	3,234人	4,114人	4,734人
	合計	12,330人	12,661人	13,084人	12,829人	13,764人

資料：「こども支援局資料」

課題解決に向けた取組み

子育ての不安や負担を軽減し、ゆとりを持って子育てに向き合うことで、本来、“子育て”が持つ喜びや楽しさを感じることができるよう子育て支援事業のさらなる充実を図っていきます。

成果指標	実績値 (H28)	目標値 (H36)
子育てに関して不安や負担等を感じる人の割合	49.8%	47.0%

(1) 孤立化を防ぐための取組み

① 子育てひろばの拡充

地域の子育て全般に関する専門的な支援を行う中核の施設として、市内 20 か所設置の目標達成後においても、地域的な状況など必要に応じた検討は続けていきます。整備にあたっては、周辺に子育てひろばがない地域を中心に、公共施設の有効活用や民間施設の活用も検討していきます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成 32~36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定
平成 28 年度 (実績) 18 か所 ⇒ 平成 31 年度 20 か所

② 利用者支援事業（基本型・子育てコンシェルジュ）の拡充

現在の市の中部地域の 2 か所に加え、北部地域、南部地域それぞれ新たに 1 か所整備し、平成 31 年度中に市内 4 か所の設置を目標に拡充していきます。

子育てコンシェルジュについては、様々な機会を活かして周知に努めるとともに、利用者への助言や利用につなぐために地域にどのような子育て支援者や団体などの資源があるのかについて、計画的に地域を巡回し、実情の把握を進めていきます。また、積極的に地域の子育て支援者と顔の見える関係を築き、支援者同士をつなぐことで関係機関の連携がとれるような役割を強化していきます。

西宮市社会福祉協議会の地区組織が主体となって実施する「子育て地域サロン」にも子育て総合センターの担当者が巡回をしており、そこで把握している地域の支援者の情報も活かして、資源のないところや少ないところには、地域の方々と連携をとって子育ての資源を育成できるように努めていきます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成 32~36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定
平成 28 年度 (実績) 2 か所 ⇒ 平成 31 年度 4 か所

③ 子育て支援のネットワーク化

本市では子育てひろば以外に、子育て地域サロン、NPO 法人や民間などが主体となって行っている子育て支援活動や子育てサークル、教育・保育施設で行う子育て支援事業など、様々な場所と運営者によって、地域の子育て支援が支えられています。

こうした地域の子育て支援について、子育て総合センターや子育てコンシェルジュが中心となって関係機関や地域の子育て支援者とのネットワークの構築や地域の子育て支援の育成・開発、情報や課題の共有を深めていきます。また、毎年開催している地域子育て支援拠点事業連絡協議会を、地域の支援者が交流し情報共有できるように内容を工夫して実施します。

(2) 子育ての負担を軽減する取組み

① 保育所等の一時預かり事業の拡充

保育所等の一時預かり事業は、保護者が就労や病気等により一時的に子供を保育することができない場合や、保護者の子育ての負担軽減やリフレッシュを図れるよう、一時的に子供を預かる場を提供しています。今後も、保育所新設時に併せて、実施施設を整備し、拡充に努めます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成 32～36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定

年間延べ利用人数 平成 28 年度（実績） 17,463 人 ⇒ 平成 31 年度 43,703 人

② にしのみやしファミリー・サポート・センター事業

この事業は、会員同士が子供を預かったり、預けられたりする相互援助活動です。事業の担い手である提供会員は有償のボランティアであることから、子供たちはもとより提供会員にとっても安心・安全な活動ができるよう配慮しながら地域での子育て支援の輪を広げていきます。

提供会員になるための養成講座の開催時期や募集方法について、参加しやすくするため、見直しを図ります。また、講座の内容についても、求められる援助活動に必要な知識が得られるよう見直しを行っていきます。

【量の見込み】 **事業計画** 平成 32～36 年度の量の見込みについては、平成 31 年度に設定

年間延べ利用人数 平成 28 年度（実績） 13,764 人 ⇒ 平成 31 年度 13,327 人

現状・課題

将来の自立に向けたひとり親家庭の子供への学習支援の強化 基本的な生活習慣の確立に向けた支援の強化

●子供の貧困対策の推進に関する法律の制定

国では、子供の将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図ることを目的に、平成 25 年に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が制定され、この法律に基づいて平成 26 年に「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されました。

●相対的貧困世帯の子供への学習支援が必要

本市におけるアンケート結果をみると、家庭の経済状況と子供の学力との間に強い関連があることがうかがえるため（p. 22 参照）、授業の理解度の差を解消するための支援が必要です。

また、経済状況に関わらず、保護者が教育を重視する姿勢を持つことが、経済的不利を補って子供の自尊感情に肯定的な影響を与えていることがうかがえるため（p. 23 参照）、保護者に対して子供の学習意欲を高めることへの重要性を啓発していく必要があります。

特に中学生では、保護者の教育重視の姿勢が低い場合、生活困難ではない世帯と比較して、子供の自尊感情の高さに大きな差が出ているため、できるだけ早い段階から保護者に対する啓発を進めることが必要です。

●ひとり親家庭への支援

本市における相対的貧困世帯のおよそ 6 割（p. 21 参照）がひとり親世帯であり、母子世帯における相対的貧困率は過半数を超えています。母子世帯の生活困窮問題は、すでに長年指摘されてきたところですが、本市においても顕著に表れています。このことから、子供の貧困対策を進めていく上で、ひとり親家庭への支援を重点的に取り組む必要があります。

●今ある資源の活用

本市では、子供や家庭の状況に応じた、様々な支援施策を行っていますが、支援者へのヒアリング調査から、支援施策の情報が支援を必要としている対象者（子供・保護者）に届いていない可能性が見受けられました。まずは、支援を必要としている対象者（子供・保護者）に対して、今ある資源（支援施策）が有効に活用されるよう対策を講じていく必要があります。

図表 4-26 本市の主な子供の貧困対策関連事業

記載の事業は、必ずしも全てが子供の貧困対策を主たる目的として実施されているわけではありません。
 ■は「課題解決に向けた取組み (p. 68～)」に記載。

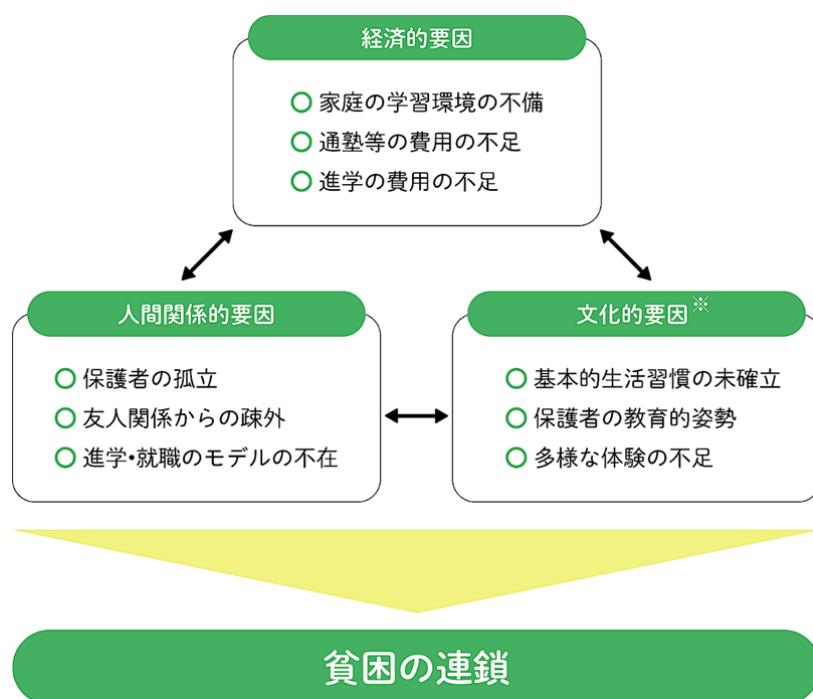
	学習・進学支援	生活支援	保護者への支援	経済的支援
妊娠期		■母子健康手帳交付時の保健師面談	□養育支援ネット	□妊婦健康診査費用助成事業 □妊婦歯科検診
乳幼児期		□保護者の育児支援、虐待予防 □妊産婦訪問指導等 ■健やか赤ちゃん訪問事業 ■育児支援家庭訪問事業		□幼稚園等での実費徴収に係る補足給付を行う事業 □乳幼児等・子ども医療費助成制度
小学校	■教育連携事業 ■子供の居場所づくり事業 ■放課後子供教室事業			■就学奨励金
中学校	■加配教員 ■スクールソーシャルワーカー		□スクールカウンセラー	
高校・大学	■生活困窮世帯対象学習支援事業 ■ひとり親家庭への学習支援			□高等学校奨学金、大学奨学金などの各種奨学金の給付・貸付
全 般		□ひとり親家庭相談 □要保護児童対策協議会 □子育て家庭ショートステイ事業 □生活困窮者自立支援制度	□シングルマザーズ・カフェ □しごとサポートウェブにしきた □母子・父子自立支援プログラム策定事業	□生活保護制度 □児童扶養手当 □母子父子寡婦福祉資金貸付金 □使用料の減免等各種減免制度 □寡婦(夫)控除のみなし適用 □児童扶養手当受給世帯に対するJR通勤定期割引証明書の交付 □母子家庭等医療費助成制度
			□母子家庭等自立支援教育訓練給付金 □母子家庭等高等職業訓練促進給付金	
			□児童館・児童センター	
			□母子生活支援施設 □市営住宅支援 ■ひとり親家庭向けパンフレット	
	■コーディネート機能 ■子育てアプリ「みやハグ」 ■母子家庭等就業・自立支援センター事業			

●貧困の連鎖のメカニズム

本市で実施したアンケート等でも、学力をはじめ、基本的な生活習慣や通学・進学する意欲、あるいは、自尊心、他者とのコミュニケーション能力、文化的体験の有無など、様々な分野において、相対的貧困世帯や生活困難世帯は、そうでない世帯に比べて数値が低い傾向が出ています。

こうした複合的な要因（経済的な要因、文化的な要因、人間関係的な要因）が相互に関連していくことで、貧困の度合いが、さらに根深く深刻なものとなっていくとともに、親から子へと引き継がれる貧困の連鎖を生み出しています。子供の貧困問題に対しては、複数の要素からなる負の連鎖を一つずつ打破していく必要があります。

図表 4-27 貧困の連鎖 イメージ図



※いわゆる文化的な体験の多寡だけでなく、家庭の生活習慣や子育て・教育に対する保護者の態度、価値観などを含む、生活文化の総体を指す表現

課題解決に向けた取組み

アンケート結果（p. 20～p. 24）から、全体と比較して相対的貧困世帯の子供は、学力、授業の理解度、家庭学習の時間、宿題の履行など教育・学びの面において負の影響を受けていることがわかってきました。そのため、本市では、子供の貧困対策において、貧困の連鎖を断ち切るための施策として、教育・学びに関する支援を優先課題として取組みます。また、相対的貧困世帯とひとり親世帯の割合は相互に過半数を占めている状況であるため、子供の貧困対策とひとり親家庭支援を併せて推進していきます。

加えて、貧困の連鎖には複合的な要因が相互に関連しているため、教育・学びに関する支援だけでなく、幅広い支援施策が必要となります。

その一つとして、保護者自身が十分なケアを受けられずに育った場合、子育てや生活設計のモデルがなく、自身の負の経験を繰り返しやすい傾向があることから、基本的な生活習慣が未確立の家庭に対して、世帯の生活全体を包括的にサポートできるような支援が必要です。

また、生活困難な世帯の保護者は種々問題を抱えながら孤立しがちであるため、保護者を孤立させないように適切な支援につなぐことで、切れ目のない支援の実現に取り組めます。

生活必需品の非所有や購入困難経験のある家庭は、相対的貧困世帯に限らないため、経済的支援を行う際には、より利用しやすい方法での実施に努めるのと併せて制度の周知を図ります。

子供の貧困対策には生活習慣そのものを支援していく必要があります。子育て、教育、福祉などの関係機関が連携して取組んでいけるよう個々のケースや支援制度の情報共有に努めます。

（１）学習・進学支援

① ひとり親家庭への学習支援

ひとり親家庭の子供が将来社会で自立した生活を営むために学習支援事業に取り組めます。また、子供や保護者に対して、必要に応じた養育相談、カウンセリングも併せて実施します。

相対的貧困世帯の子供にとって、進学や就職のモデルとなる人が周囲にいないことも貧困の連鎖の一つの要因であると指摘されています。利用する子供にとって、この支援が単なる学習の場にとどまらず、大学生などとの交流の場としてめざす将来像を描くきっかけとなることにも期待しています。

【利用者数】

平成 28 年度（実績） ー 人 ⇒ 平成 36 年度 40 人

② 生活困窮世帯対象学習支援事業の拡充

生活困窮世帯の子供が将来、社会で自立した生活を営むよう、高校進学を後押しするために行っている学習支援事業の対象者拡大を検討します。また、ひとり親家庭への学習支援事業と相互に利用できるようにするなど連携に努めます。

子供の自己肯定感を高めるとともに夢と希望をもって成長していけるよう育ちをサポートします。

【利用者数】

平成 28 年度（実績） 27 人 ⇒ 平成 36 年度 40 人

③ 学校や地域における各種学習支援

学校や地域、行政又はそれぞれが連携して実施している教育連携事業、放課後子供教室事業、子供の居場所づくり事業などの中で、学習スペースの提供も含む各種学習支援が行われています。家庭の経済状況などに関わらず、全ての子供の学力向上や学習習慣の定着につながるよう、さらに取組みの充実に努めるとともに、学校や地域などへも助言をするなど働きかけを行います。

（2）生活の支援

① スクールソーシャルワーカーの拡充

学校だけでは対応が難しい子供の抱える諸課題に、迅速かつ適切に対応するために、スクールソーシャルワーカーの配置人数を増員し、子供や保護者に対する支援を強化します。

兵庫県（政令市・中核市を除く）が平成 31 年度を目標に全中学校区にスクールソーシャルワーカーを配置するとしており、その動向にも注視しながら、西宮市としての対応を検討します。

② 学校教育を受けるための支援

兵庫県では各学校の状況に応じて、学力向上や進路指導推進のため、加配教員を配置しています。本市では、登校していない子供の家庭を訪問したり、学習についていけない子供に対して支援をするなどの様々な支援も行っています。

（3）保護者への支援

① ひとり親家庭向けパンフレットの改善

相対的貧困世帯の過半数を占めるひとり親家庭へ事業を周知するため、平成 29 年度に、既存のパンフレットを利用者がわかりやすく使いやすいように改善しました。今後も内容の充実に努めるとともに、配布場所を増やすなど、より対象者の手に届きやすくします。

② 妊娠期、乳幼児期からの保護者支援

孤立しがちである生活困難な世帯の保護者を早い段階で把握し、地域の子育て情報や今ある資源（支援施策）の情報を提供するなど適切な支援につなぎ、保護者の孤立化を防ぐ取組みを行っています。

（関連事業）

- ・母子健康手帳の交付時における保健師の面談（p. 56 参照）
- ・健やか赤ちゃん訪問事業（p. 57 参照）
- ・育児支援家庭訪問事業（p. 58 参照）

③ 周知・広報の充実

既存の支援施策があるにも関わらず、支援が必要な対象者に届いていない状況を改善するために、支援が必要な対象者に対して事業の周知・広報を行うことで、今ある資源（支援施策）に確実につなげることに取組みます。

登録された児童の生年月日、居住する地域などにより対象者を絞って情報発信ができる子育てアプリ「みやハグ」を活用し、効果的に情報を発信できる体制を整えます。

【「みやハグ」での情報提供・情報発信の回数】

平成 28 年度（実績） ー 回 ⇒ 平成 36 年度 160 回

④ 母子家庭等就業・自立支援センター事業の研究

母子家庭等就業・自立支援センター事業として、既に就業支援講習会や弁護士による法律相談を実施していますが、個々のひとり親家庭の状況、職業適性、就業経験などに応じ、適切な助言を行う就業相談や、ハローワークなどと連携した就業情報の提供など一貫した就業支援サービスの提供や養育費相談支援センターとの連携などについて、事業の効果的な運営方法も含めて研究していきます。

（４）経済的支援

① 就学奨励金の拡充

小中学校入学時の経済的負担を考慮し、これまで入学後の 7 月頃に支給していた入学用品分の支給を入学前に支給します。

また、事業内容の充実に向けて取組みます。

(5) 関係機関の連携

① 支援体制の拠点整備

家庭の経済状況など生まれ育った環境に左右されることなく、子供が希望を持って健全に成長できるように支援するために、行政機関と地域や民間団体等が連携した「西宮子供の生活応援ネットワーク（以下「子供応援ネット」という。）」を形成し、子供の貧困対策を推進するための拠点とします。

② 西宮市子供の生活応援連絡調整会議などの開催

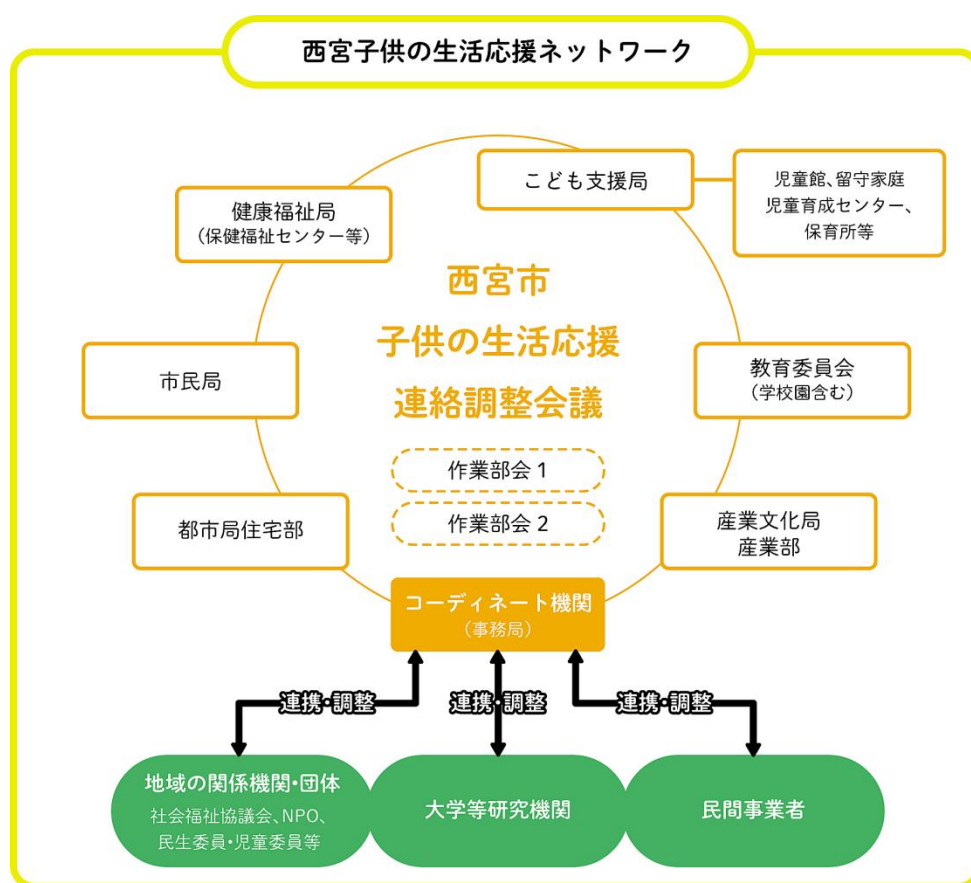
子供応援ネットの核となる、全庁的組織の「西宮市子供の生活応援連絡調整会議」を開催し、関連部局と横断的な連携や情報共有を図り、必要な施策の検討を行います。

また、個々の施策などについて検討する場合は、担当部局による作業部会を開催します。

【西宮市子供の生活応援連絡調整会議などの開催回数】

平成 28 年度（実績） 1 回 ⇒ 平成 36 年度 6 回

図表 4-28 西宮子供の生活応援ネットワーク イメージ図



③ コーディネート機能のあり方の検討

家庭の基本的な生活習慣が整っていないあるいは生活設計が十分でない、又は子供の不登校や虐待など、生活の様々な面に課題を抱える子育て家庭の背景には、保護者の病気や障害、経済的要因等が複雑に影響しています。関係機関や地域資源の個別の対応では課題解決が困難な場合に、それらをつなぎ合わせ、より効果的に支援施策を届けるコーディネート機能が求められます。

家庭児童相談員やスクールソーシャルワーカーが福祉と教育の分野において、信頼関係を築いた上での継続的な支援を行っていることから、すでに役割の一部を果たしていますが、その体制の強化や、支援者側をサポートするコーディネーターの配置、地域の関係機関・団体や民間事業者などとの情報や課題の共有など、多角的な視点でコーディネート機能のあり方について検討する必要があります。

④ 子供の貧困に関する研修会の実施

子育て家庭に直接関わる支援者を対象とし、貧困家庭を取り巻く現状や今ある資源（支援施策）量を共有することにより、今ある資源のさらなる活用を図るとともに、直接関わる支援者のスキルアップに努めます。また、関係機関への現状の周知のため、関係機関が所管する会議などに参加し説明を行います。

⑤ 西宮市要保護児童対策協議会（p. 73 参照）との連携

児童虐待が起こる背景の一つとして経済的な要因が挙げられることから、西宮市要保護児童対策協議会において子供の貧困対策における現状や課題を共有するなど、子供応援ネットと西宮市要保護児童対策協議会との連携に努めます。

7 児童虐待防止対策の充実

現状・課題

児童虐待予防の強化

児童虐待への対応に向けた体制の強化

●児童虐待に関する相談件数の増加

全国の児童相談所に寄せられる児童虐待に関する相談件数は、統計を取り始めた平成2年から増加の一途を辿っており、近年の傾向として、警察との連携強化により面前DV（児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力事案）についての通報が増えています。

本市での児童家庭相談件数は全国と同様に増加傾向にあります。被虐待者の年齢をみると、就学前の児童が約半数を占め、主たる虐待者では実母が6割以上を占めています。これは、主に養育を担う母親が大きな負担を抱えていること、特に乳幼児期に子育てに困難を抱えていることを示しています。また、心理的虐待（面前DVを含む。）が増加しており、社会的な支援を得られない状況で保護者が追い詰められているとも考えられます。

●市町村の役割の明確化

平成28年6月に児童福祉法が改正され、子供が「保護の対象」から「権利の主体」へと法の理念が大きく変わりました。この理念の基で、全ての子供が健全に育成されるよう児童虐待について、発生予防から自立支援まで一連の対策のさらなる強化等を図るため、国・地方公共団体の役割・責務が明確化されました。市町村は、基礎的な地方公共団体として、身近な場所における支援業務を適切に行うことが求められています。

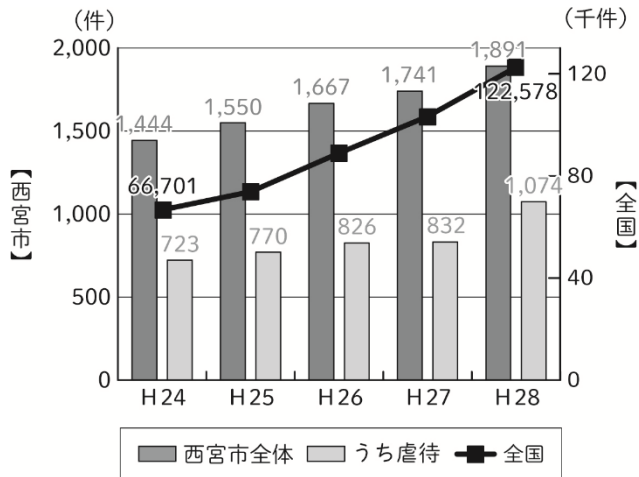
●児童虐待の発生予防と体制強化が必要

本市では、虐待を受けた子供をはじめとする要保護児童※への早期対応・きめ細かな支援に資するため「西宮市要保護児童対策協議会（以下「要対協」という。）」を設置しています。要対協とは、市の関係部局と国、県の関係行政機関、医療機関等が連携を図り、児童虐待などへの対応を行う地域協議会であり、関係者からの積極的な情報提供や支援の検討等を目的に各種会議を開催しています。

今後は、児童虐待の発生予防にさらに力を入れていくとともに、相談対応した児童や家庭に対して切れ目のない支援が届くように努める必要があります。そのためにも、要対協のより効果的な運営と増え続ける相談件数に対応できる体制強化が喫緊の課題となっています。

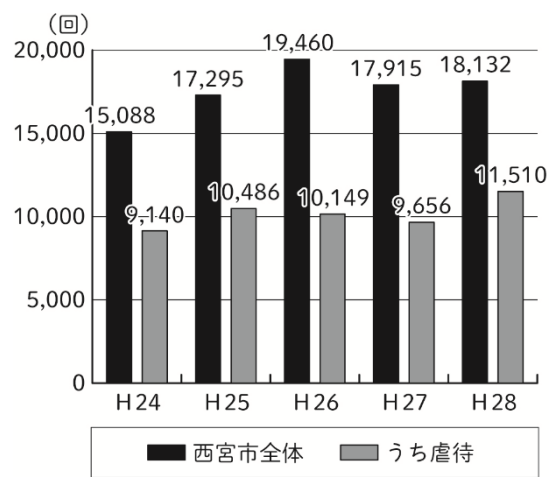
※保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童であり、虐待を受けた児童に限らず、非行児童なども含まれる（児童福祉法第6条の3第8項）

図表 4-29 児童家庭相談件数の推移



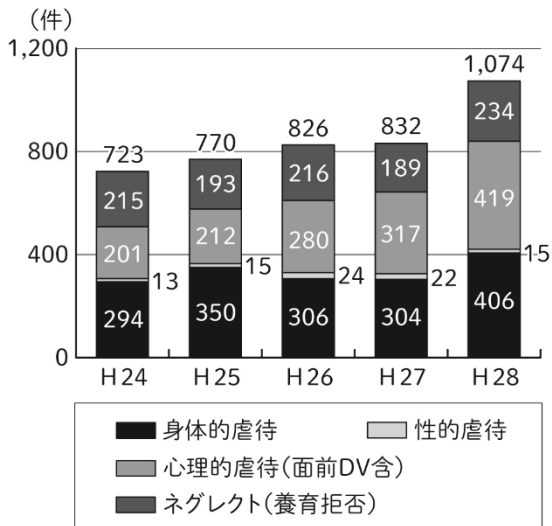
資料：「こども支援局資料」
※H28 全国は速報値

図表 4-30 児童家庭相談回数[※]の推移



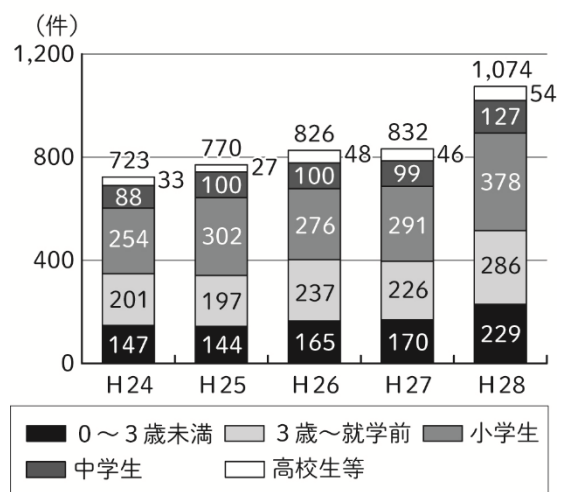
資料：「こども支援局資料」
※受付した相談についての対応回数

図表 4-31 虐待種別の推移



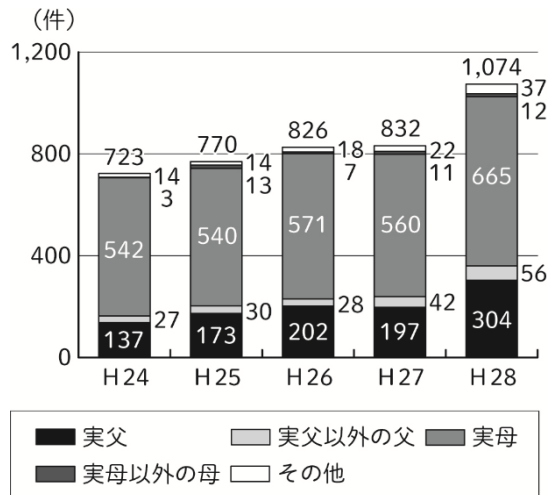
資料：「こども支援局資料」

図表 4-32 被虐待者の年齢の推移



資料：「こども支援局資料」

図表 4-33 主たる虐待者の推移



資料：「こども支援局資料」

課題解決に向けた取組み

本市においても児童福祉法の理念に則り、児童虐待の発生予防や支援を迅速かつ的確に行うために、「児童虐待の予防」、「児童虐待相談や支援」、「児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化」の3つの視点で対応します。

要対協のネットワークを活用して、関係機関が実施しているサービスやプログラムを要保護児童や支援が必要な家庭に届けます。特に被虐待児のうち、半数の割合を占める就学前児童、子供の健康や成長発達に影響を及ぼす可能性のある家庭など、ハイリスク家庭や虐待の疑いがある家庭に対して、支援業務を適切に行うことをめざします。

また、専門的な相談や支援を実施するために職員の研修やスキルアップを図ることに加え、継続した支援を行うとともに進行管理を徹底するために体制強化を行います。

(1) 児童虐待の予防

① 早期発見・早期支援

特定妊婦や支援が必要な家庭を早期に把握しフォローするため、母子健康手帳の交付時における保健師の面談や養育支援ネットを活用した医療機関との連携など妊娠期から早期発見・早期支援への取組みを行っています。さらに、健やか赤ちゃん訪問事業を通じて早期発見等に加え、地域とつながりを持つことで保護者の孤立化を防ぐ取組みを行っています。

こうした事業から虐待の恐れやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭に対しては、育児支援ヘルパーによる家事・育児支援や保育士による専門的助言・相談支援などを行っており、今後も妊娠期からの切れ目ない支援を推進していきます。

(関連事業)

- ・母子健康手帳の交付時における保健師の面談 (p. 56 参照)
- ・健やか赤ちゃん訪問事業 (p. 57 参照)
- ・育児支援家庭訪問事業 (p. 58 参照)

② 居住実態が把握できない児童の全件把握

居住実態が把握できない児童を含む養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援に努めます。夜間訪問の導入、要対協による調査（関係機関等への調査、出入国履歴の調査など）、児童相談所や警察への通報等の対応を継続して行います。

居住実態が把握できない児童を管理する台帳の統合や一括管理を進め、業務の効率化について検討するとともに、全件把握を継続できるように努めます。

③ 特定妊婦や要支援児童等の状況把握と支援について

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うために、定期的に連絡会議を開催し、特定妊婦や要支援児童の状況把握、適切な支援を実施できるように努めます。

(2) 児童虐待相談や支援

① 児童虐待予防・対応マニュアル活用の推進

平成 28 年度に作成した「西宮市児童虐待予防・対応マニュアル」を関係機関に配布し、活用を求めています。また、マニュアルに加え作成した「ハンドブック」も活用し、早期発見、早期対応に努めるとともに、配布に加え、各種研修の場での説明を行っていきます。

【児童虐待予防や対応に関する研修回数】

平成 28 年度（実績） 1 回 ⇒ 平成 36 年度 5 回

② 実務担当者会議の充実

児童虐待相談や支援、情報共有において漏れがないように、実務担当者会議の充実を図ります。家庭状況をアセスメントし、適切に支援を継続することで、重症度を軽減することをめざします。さらに、会議の内容や管理の方法を改善するために、進行管理台帳を見直し、主担当機関、レベル（重症度）の明確化を進めることで、確実な管理に努めます。

(3) 児童虐待対応に向けた連携強化、体制強化

① 相談体制の強化

家庭児童相談に的確に対応できるように、必要な職員を確保するとともに、担当職員及び組織の技能向上等の体制強化を図ります。

また、ケース対応を迅速に進めるために、学校数や保健福祉センター管轄地域に合わせて、家庭児童相談員を地区ごとに配置し、関係機関の担当者との連携を努めます。

② 子ども家庭総合支援拠点の整備

改正児童福祉法では、各市町村で子供とその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子供などに関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点（子ども家庭総合支援拠点）の整備に努めなければならないと規定されました。

本市としても児童虐待の発生予防や支援を進めていくために、必要な職員の配置基準、設備について検討を行い、「子ども家庭総合支援拠点」の整備と適切な運営をめざします。

③ 児童相談所の設置についての調査・研究

児童虐待については、虐待への介入と予防、支援が十分機能する必要があるとあり、現在、県の児童相談所の介入型機能と市の寄り添い型機能がそれぞれの役割を保ち、関係機関と連携・協力しながら対応しています。市立の児童相談所の設置は、これらの機能の役割分担の在り方を検討することに加え、専門的知識を持った人員の確保、人材育成、財政負担等の解決すべき課題もあることから、引き続き国や県、並びに中核市の設置の動向について調査・研究を行います。

8 ワーク・ライフ・バランスの推進

現状・課題

子育てをしながら働き続けられる環境整備に向けた機運の醸成 父親の家事・育児参加の促進

●ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みが必要

保護者が男女問わず主体的に子育てに向き合い関わっていくためには、長時間労働の改善、育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくりなど、いわゆるワーク・ライフ・バランスの推進が必要です。

本市においても、育児・介護休業制度の普及・啓発やワーク・ライフ・バランスの推進に向けた支援・啓発などを行っていますが、市内の事業所における仕事と子育ての両立に関する取組みの実施状況や父親の育児休業の取得率は、依然として低い状況にあり、まち全体の機運の醸成に向けたさらなる取組みが必要です。

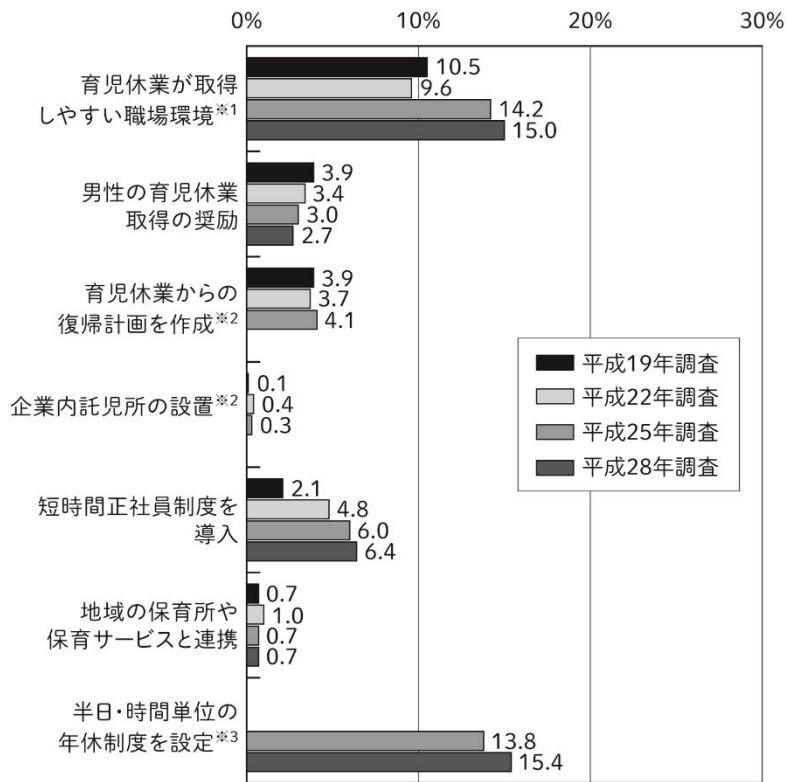
●父親の家事・育児参加の促進が必要

父親の子育てへの参画に関する意識や意欲は以前よりは高まっているものの、依然として母親が子育ての大半を担っている現状があります。

また、アンケートにおける「子育ての不安や負担を軽減・緩和するために必要な支援」について、「配偶者・パートナーの育児参加や協力」が最も高い結果となっており、市としてもこのことに取組んでいく必要があると考えます。

就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安が高まる中、父親の家事・育児参加を促進することは、母親の育児負担を軽減、孤立感を緩和し、健全な親子関係の構築につながることから、子供の育ちにおいても重要な施策となっています。

図表 4-34 市内事業所の仕事と子育ての両立に関する取組みの実施状況



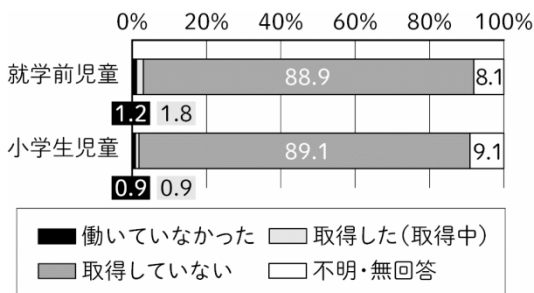
資料：「西宮市労働実態基本調査」（7/1 時点）

※ 1 平成 22 年調査以降は「育児休業・介護休業が取得しやすい職場環境」

※ 2 平成 28 年調査ではこの選択肢はなし

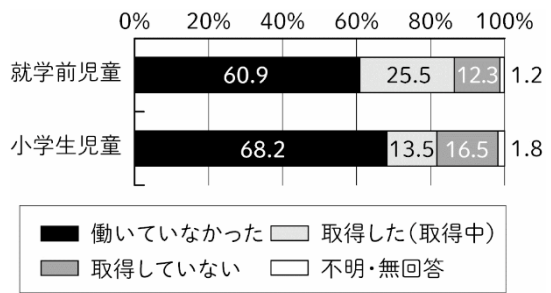
※ 3 平成 25 年調査で新設された選択肢

図表 4-35 育児休業の取得状況（父親）



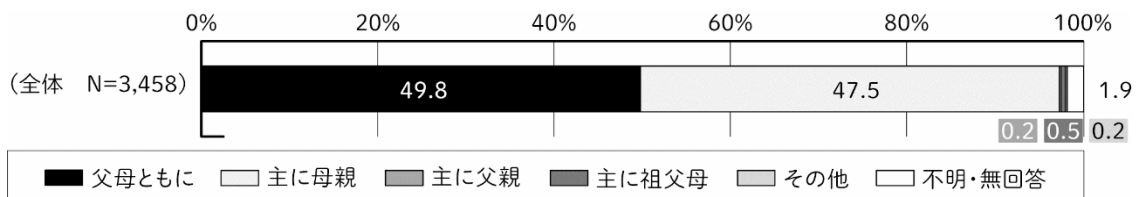
資料：「子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート（平成 25 年度）」

図表 4-36 育児休業の取得状況（母親）



資料：「子ども・子育て支援事業計画作成のためのアンケート（平成 25 年度）」

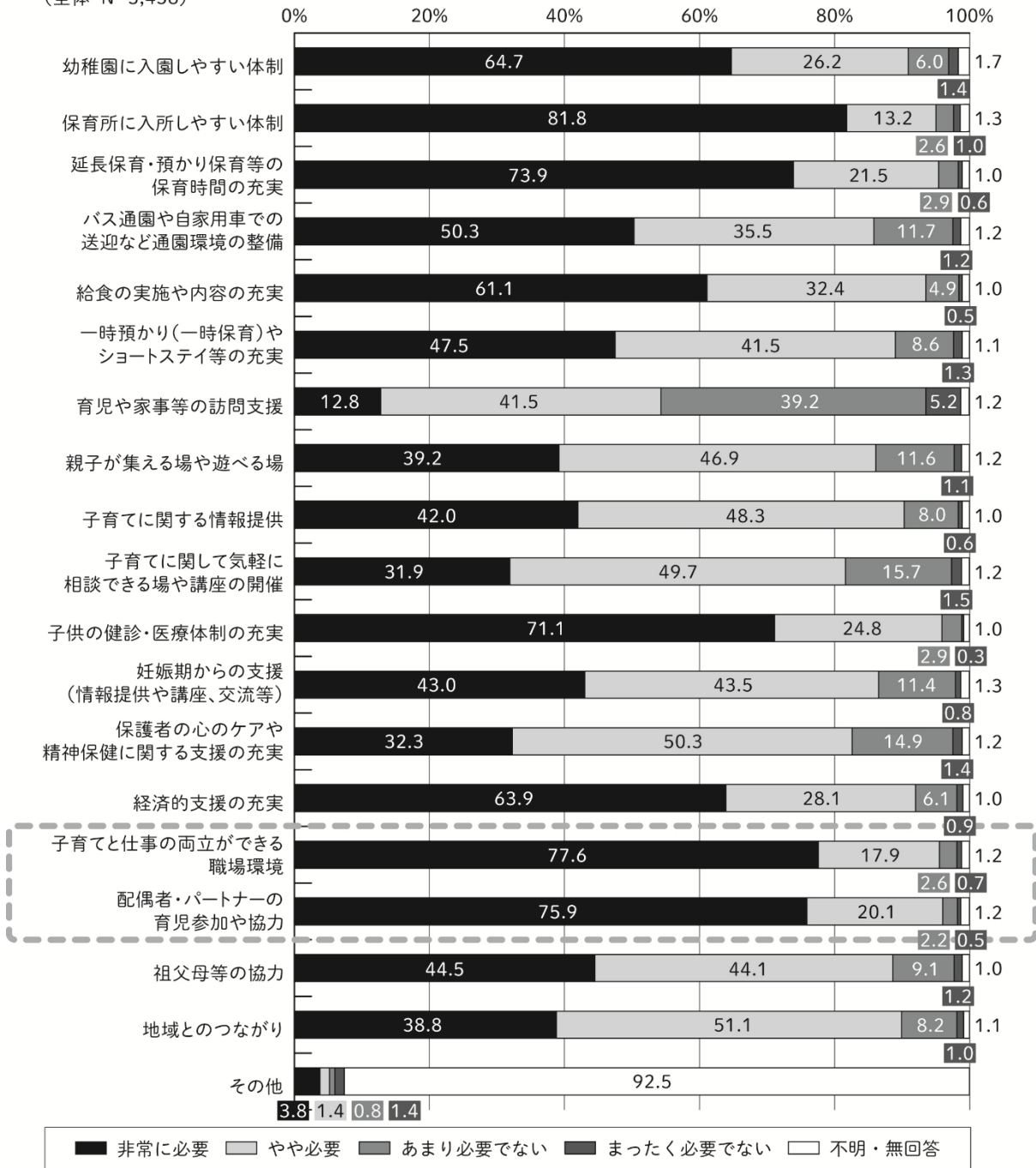
図表 4-37 主に子育て（教育を含む）を行っている人



資料：「子ども・子育て支援のためのアンケート（平成 28 年度）」

図表 4-38 子育ての不安や負担を軽減するために必要な支援（就学前の子供を持つ保護者対象）

（全体 N=3,458）



資料：「子ども・子育て支援のためのアンケート（平成 28 年度）」

課題解決に向けた取組み

市民や企業に対する啓発を進め、社会全体でワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組みを進めていきます。また、特に父親の積極的な育児参加を促進するための取組みを進めていきます。

成果指標	実績値 (H28)	目標値 (H36)
父母共に子育て（教育を含む）をしている家庭の割合	49.8%	55.0%

(1) ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた広報、啓発活動

① ワーク・ライフ・バランス実践企業の把握・顕彰

ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、先進事例を紹介することによって各企業に取組みのヒントを提供するとともに、実践企業を顕彰し企業の評価を高めることで取組みへのインセンティブとするため、「ひょうご仕事と生活の調和推進企業宣言」の宣言企業や、「ひょうご仕事と生活のバランス企業表彰」の表彰企業の周知・情報提供に努めます。

② 事業者に対する情報提供と啓発

広報紙「労政にしのみや」を通じて、職場環境の整備を促進するための助成金などに関する情報や関係法令等の情報、男女共同参画センターでの講座の案内など、啓発に向けた取組みを進めます。

(2) 父親の家事・育児参加の促進

① 父子手帳の活用

本市では、妊娠届提出の際に、母子健康手帳と併せて、父親の育児参加を促進するための育児に役立つ情報を掲載した冊子「父子手帳」を交付しています。子供が生まれる家庭に個別配付できることから、父子手帳をきっかけに夫婦で家事・育児の分担などについて考える機会になるよう啓発に努めます。今後は、母子健康手帳と同様に、父親が子供の成長に合わせて自身の子育てを振り返る機会になるよう内容の見直しを図っていきます。

② 父親対象事業の拡充

子育て総合センターのパパDAYや幼稚園や保育所などにおける父親参加型の行事など、様々な場所で父親を対象とした事業が行われていますが、母親対象事業と比較して父親同士が集い、子育ての話ができる機会は非常に限られています。

現在、本市と関西学院大学が共同研究開発し、父親としての子育てに関する情報が得られる場、また、父親同士の交流の場として利用者参加型の講座「パパトーク・プログラム」を関西学院子どもセンターで実施しています。今後は、パパトーク・プログラム実施場所を拡充していくなど、より多くの父親同士の輪が広がるよう支援していきます。

第5編

資料集

第5編 資料集

1. 評価指標一覧

(1) 【乳幼児期】教育・保育環境の充実

成果指標		実績値	目標値
保育所等待機児童数		323 人 (平成 29 年度)	0 人 (平成 36 年度)
活動指標		実績値	目標値
(1) 待機児童の解消に向けた取組み			
教育・保育の量の見込み	1号認定	8,243 人	7,715 人
	2号、3号認定	7,261 人 (平成 29 年度)	8,578 人 (平成 31 年度)
(3) 保育サービスの充実			
利用者支援事業(特定型・子育てコンシェルジュ)の実施箇所数		1 箇所 (平成 29 年度)	1 箇所 (平成 31 年度)
延長保育事業のひと月あたりの延べ利用人数		1,570 人 (平成 28 年度)	2,190 人 (平成 31 年度)
施設型病児保育、訪問型病児・病後児保育利用料助成の年間延べ利用人数		802 人 (平成 28 年度)	1,102 人 (平成 31 年度)
幼稚園の預かり保育事業の年間延べ利用人数		推計 213,891 人 (平成 28 年度)	345,628 人 (平成 31 年度)

(2) 【学童期】放課後の子供の居場所の充実

活動指標		実績値	目標値
(2) 育成センターの充実			
育成センターの利用児童数		3,356 人 (平成 29 年度)	3,738 人 (平成 31 年度)
育成センターの開所時間の延長施設数		17 施設 (平成 29 年度)	41 施設 (平成 31 年度)
(3) 放課後子ども総合プランに基づく行動計画			
育成センター及び子供の居場所づくり事業の一体型		7 小学校区 (平成 28 年度)	12 小学校区 (平成 31 年度)
放課後子供教室事業の実施箇所数		37 小学校区	41 小学校区
子供の居場所づくり事業の実施箇所数		15 小学校区 (平成 28 年度)	35 小学校区 (平成 31 年度)

(3) 障害のある子供への支援の充実

活動指標	実績値	目標値
(1) 学校園での支援体制の充実		
アウトリーチの実施設数	101 施設 (平成 28 年度)	170 施設 (平成 36 年度)

(4) 妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援

成果指標	実績値	目標値	
4か月児健診ストレスチェック票得点6点以上の者の割合	8.9% (平成 28 年度)	8.0% (平成 36 年度)	
活動指標	実績値	目標値	
(2) 早期発見・早期支援に向けた取組み			
母子健康手帳の交付時における保健師の面談率	68.7% (平成 28 年度)	100.0% (平成 36 年度)	
妊婦健康診査費用助成事業	申請者数	4,721 人	4,625 人
	実利用人数	6,809 人	6,411 人
	健診回数	53,970 回 (平成 28 年度)	50,875 回 (平成 31 年度)
医療機関等からの養育支援ネットによる通知件数(妊婦対象)	13 件 (平成 28 年度)	50 件 (平成 36 年度)	
健やか赤ちゃん訪問事業	対象	4,339 世帯	3,700 世帯
	把握率	100% (平成 28 年度)	100% (平成 31 年度)
乳幼児健診受診率	4か月児	98.0%	98.0%
	10か月児	96.2%	97.0%
	1歳6か月児	97.1%	97.5%
	3歳児	93.4% (平成 28 年度)	95.0% (平成 36 年度)
(3) 産前産後における支援の充実			
育児支援家庭訪問事業	利用世帯	72 世帯	54 世帯
	延べ利用回数	931 回 (平成 28 年度)	747 回 (平成 31 年度)

(5) 子育ての不安・負担の軽減

成果指標	実績値	目標値
子育てに関して不安や負担等を感じる人の割合	49.8% (平成 28 年度)	47.0% (平成 36 年度)
活動指標	実績値	目標値
(1) 孤立化を防ぐための取組み		
子育てひろばの実施箇所数	18 か所 (平成 28 年度)	20 か所 (平成 31 年度)
利用者支援事業(基本型・子育てコンシェルジュ)の実施箇所数	2 か所 (平成 28 年度)	4 か所 (平成 31 年度)
(2) 子育ての負担を軽減する取組み		
保育所等の一時預かり事業の年間延べ利用人数	17,463 人 (平成 28 年度)	43,703 人 (平成 31 年度)
にのみやしファミリー・サポート・センター事業の年間延べ利用人数	13,764 人 (平成 28 年度)	13,327 人 (平成 31 年度)

(6) 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実

活動指標	実績値	目標値
(1) 学習・進学への支援		
ひとり親家庭への学習支援の利用者数	1 人 (平成 28 年度)	40 人 (平成 36 年度)
生活困窮世帯対象学習支援事業の利用者数	27 人 (平成 28 年度)	40 人 (平成 36 年度)
(3) 保護者への支援		
子育てアプリ「みやハグ」での情報提供・情報発信の回数	1 回 (平成 28 年度)	160 回 (平成 36 年度)
(5) 関係機関の連携		
西宮市子供の生活応援連絡調整会議などの開催回数	1 回 (平成 28 年度)	6 回 (平成 36 年度)

(7) 児童虐待防止対策の充実

活動指標	実績値	目標値
(2) 児童虐待相談や支援		
児童虐待予防や対応に関する研修回数	1 回 (平成 28 年度)	5 回 (平成 36 年度)

(8) ワーク・ライフ・バランスの推進

成果指標	実績値	目標値
父母共に子育て(教育を含む)をしている家庭の割合	49.8% (平成 28 年度)	55.0% (平成 36 年度)

(2) 量の見込み及び確保方策

子ども・子育て支援法では、提供区域ごとの教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望を踏まえ、需要（量の見込み）を推計し、その量の見込みに対して提供体制の確保と実施時期（確保方策）を設定することが定められています。

本市では、平成 26 年度に、平成 27 年度から平成 31 年度までの量の見込み及び確保方策を定めています。

平成 32 年度以降の量の見込み及び確保方策については、平成 31 年度に設定します。

用語解説

- ① 量の見込み：各事業における今後のニーズ量
- ② 確保方策：各事業のニーズ量に対する供給量
- ③ 1号認定：満3歳以上（2号認定を除く）の就学前子供
（認定こども園、幼稚園を希望）
- ④ 2号認定：満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子供
・学校教育の利用希望（幼稚園を希望）
・上記以外（認定こども園、保育所を希望）
- ⑤ 3号認定：満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子供
（認定こども園、保育所、地域型保育事業を希望）
- ⑥ 特定教育・保育施設：認定こども園、幼稚園、保育所
- ⑦ 確認を受けない幼稚園：私立幼稚園のうち、新制度に移行しない幼稚園
- ⑧ 特定地域型保育事業：家庭的保育事業、小規模保育事業等

①教育・保育の量の見込み及び確保方策

年度	区域		1号	2号		3号		保育 需要率	
				学校教育の 利用希望	それ以外	0歳	1,2歳		
H 27	全市	量の見込み	7,744人	1,650人	3,424人	604人	2,368人	22.8%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	2,958人	30人	3,424人	465人		1,895人
			確認を受けない幼稚園	6,406人					
			特定地域型保育事業				139人		473人
	北部	量の見込み	496人	227人	239人	38人	145人	18.5%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	310人	0人	239人	30人		126人
			確認を受けない幼稚園	413人					
			特定地域型保育事業				8人		19人
	南部	量の見込み	7,248人	1,423人	3,185人	566人	2,223人	23.2%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	2,648人	30人	3,185人	435人		1,769人
			確認を受けない幼稚園	5,993人					
			特定地域型保育事業				131人		454人
H 28	全市	量の見込み	7,699人	1,641人	3,469人	610人	2,484人	24.5%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,621人	208人	3,469人	469人		1,961人
			確認を受けない幼稚園	5,511人					
			特定地域型保育事業				141人		523人
	北部	量の見込み	478人	218人	269人	38人	161人	19.4%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	379人	42人	269人	30人		134人
			確認を受けない幼稚園	275人					
			特定地域型保育事業				8人		27人
	南部	量の見込み	7,221人	1,423人	3,200人	572人	2,323人	25.0%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,242人	166人	3,200人	439人		1,827人
			確認を受けない幼稚園	5,236人					
			特定地域型保育事業				133人		496人
H 29	全市	量の見込み	7,619人	1,625人	3,513人	616人	2,598人	26.6%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,671人	242人	3,513人	473人		2,026人
			確認を受けない幼稚園	5,331人					
			特定地域型保育事業				143人		572人
	北部	量の見込み	470人	219人	299人	38人	175人	21.5%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	374人	42人	299人	30人		141人
			確認を受けない幼稚園	273人					
			特定地域型保育事業				8人		34人
	南部	量の見込み	7,149人	1,406人	3,214人	578人	2,423人	27.2%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	3,297人	200人	3,214人	443人		1,885人
			確認を受けない幼稚園	5,058人					
			特定地域型保育事業				135人		538人
H 30	全市	量の見込み	6,596人	1,419人	4,246人	707人	3,291人	30.6%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	2,941人	0人	4,246人	541人		2,724人
			確認を受けない幼稚園	5,074人					
			特定地域型保育事業				166人		567人
	北部	量の見込み	423人	197人	282人	35人	160人	22.9%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	285人	0人	282人	29人		142人
			確認を受けない幼稚園	335人					
			特定地域型保育事業				6人		18人
	南部	量の見込み	6,173人	1,222人	3,964人	672人	3,131人	31.1%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	2,656人	0人	3,964人	512人		2,582人
			確認を受けない幼稚園	4,739人					
			特定地域型保育事業				160人		549人

年度	区域		1号	2号		3号		保育 需要率	
				学校教育の 利用希望	それ以外	0歳	1,2歳		
H 31	全市	量の見込み	6,340人	1,375人	4,392人	790人	3,396人	32.3%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	2,694人	0人	4,392人	607人		2,767人
			確認を受けない幼稚園	5,021人					
			特定地域型保育事業				183人		629人
	北部	量の見込み	401人	195人	282人	35人	160人	23.2%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	230人	0人	282人	29人		142人
			確認を受けない幼稚園	366人					
			特定地域型保育事業				6人		18人
	南部	量の見込み	5,939人	1,180人	4,110人	755人	3,236人	33.0%	
		確保 方策	特定教育・保育施設	2,464人	0人	4,110人	578人		2,625人
			確認を受けない幼稚園	4,655人					
			特定地域型保育事業				177人		611人

②地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

事業名	区域	量の見込み及び確保方策	H27	H28	H29	H30	H31	
利用者支援 事業	全市	量の見込み	5か所	5か所	5か所	5か所	5か所	
		確保方策	基本型	2か所	2か所	3か所	4か所	4か所
			特定型	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
時間外保育 事業	全市	量の見込み	2,070人	2,100人	2,130人	2,160人	2,190人	
		確保方策	2,070人	2,100人	2,130人	2,160人	2,190人	
	北部	量の見込み	77人	77人	77人	77人	77人	
		確保方策	77人	77人	77人	77人	77人	
	南部	量の見込み	1,993人	2,023人	2,053人	2,083人	2,113人	
		確保方策	1,993人	2,023人	2,053人	2,083人	2,113人	
放課後児童 健全育成 事業	全市	量の見込み	低学年	2,873人	2,917人	2,961人	3,005人	3,048人
			高学年	158人	291人	424人	557人	690人
			合計	3,031人	3,208人	3,385人	3,562人	3,738人
		確保方策	2,937人	3,061人	3,288人	3,513人	3,738人	
	北部	量の見込み	低学年	224人	242人	260人	279人	297人
			高学年	14人	25人	36人	47人	59人
			合計	238人	267人	296人	326人	356人
		確保方策	226人	244人	282人	319人	356人	
	南部	量の見込み	低学年	2,649人	2,675人	2,701人	2,726人	2,751人
			高学年	144人	266人	388人	510人	631人
			合計	2,793人	2,941人	3,089人	3,236人	3,382人
		確保方策	2,711人	2,817人	3,006人	3,194人	3,382人	
子育て短期 支援事業	全市	量の見込み	157人	160人	163人	166人	170人	
		確保方策	157人	160人	163人	166人	170人	
乳児家庭全 戸訪問事業	全市	量の見込み	4,055世帯	3,955世帯	3,862世帯	3,776世帯	3,700世帯	
		確保方策	実施体制: 686人 実施団体: 西宮市民生委員・児童委員会					
養育支援 訪問事業	全市	量の見込み	54世帯	54世帯	54世帯	54世帯	54世帯	
			延べ747回	延べ747回	延べ747回	延べ747回	延べ747回	
		確保方策	実施体制: 248人 委託団体: 西宮市社会福祉事業団					
地域子育て 支援拠点 事業	全市	量の見込み	18か所	19か所	19か所	19か所	20か所	
		確保方策	18か所	19か所	19か所	19か所	20か所	
	北部	量の見込み	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	
		確保方策	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所	
	南部	量の見込み	16か所	17か所	17か所	17か所	18か所	
		確保方策	16か所	17か所	17か所	17か所	18か所	

事業名	区域	量の見込み及び確保方策	H27	H28	H29	H30	H31	
一時預かり事業 (保育所の一時預かり事業)	全市	量の見込み	32,637 人	35,404 人	38,171 人	40,937 人	43,703 人	
		確保方策	32,637 人	35,404 人	38,171 人	40,937 人	43,703 人	
	北部	量の見込み	1,795 人	2,139 人	2,483 人	2,827 人	3,171 人	
		確保方策	1,795 人	2,139 人	2,483 人	2,827 人	3,171 人	
	南部	量の見込み	30,843 人	33,266 人	35,688 人	38,110 人	40,532 人	
		確保方策	30,843 人	33,266 人	35,688 人	38,110 人	40,532 人	
一時預かり事業 (幼稚園の預かり事業)	全市	量の見込み	1号	2,546 人	2,522 人	2,499 人	2,445 人	2,316 人
			2号	365,192 人	363,735 人	359,781 人	351,265 人	343,312 人
			合計	367,738 人	366,257 人	362,280 人	353,710 人	345,628 人
		確保方策	367,738 人	366,257 人	362,280 人	353,710 人	345,628 人	
	北部	量の見込み	1号	24 人	22 人	27 人	25 人	25 人
			2号	48,689 人	46,792 人	46,878 人	46,885 人	49,052 人
			合計	48,713 人	46,814 人	46,905 人	46,910 人	49,077 人
		確保方策	48,713 人	46,814 人	46,905 人	46,910 人	49,077 人	
	南部	量の見込み	1号	2,522 人	2,500 人	2,472 人	2,420 人	2,291 人
			2号	316,503 人	316,943 人	312,903 人	304,380 人	294,260 人
			合計	319,025 人	319,443 人	315,375 人	306,800 人	296,551 人
		確保方策	319,025 人	319,443 人	315,375 人	306,800 人	296,551 人	
病児保育事業	全市	量の見込み	871 人	924 人	980 人	1,039 人	1,102 人	
		確保方策	871 人	924 人	980 人	1,039 人	1,102 人	
子育て援助 活動支援 事業	全市	量の見込み	就学前	10,242 人	10,344 人	10,446 人	10,548 人	10,650 人
			就学児	2,677 人	2,677 人	2,677 人	2,677 人	2,677 人
			合計	12,919 人	13,021 人	13,123 人	13,225 人	13,327 人
		確保方策	就学前	10,242 人	10,344 人	10,446 人	10,548 人	10,650 人
			就学児	2,677 人	2,677 人	2,677 人	2,677 人	2,677 人
			合計	12,919 人	13,021 人	13,123 人	13,225 人	13,327 人
妊婦に対して 健康診査を 実施する事業	全市	量の見込み	申請者数	5,076 人	4,959 人	4,845 人	4,734 人	4,625 人
			実利用人数	7,037 人	6,875 人	6,717 人	6,562 人	6,411 人
			健診回数	55,836 回	54,549 回	53,295 回	52,074 回	50,875 回
		確保方策	実施場所: 委託医療機関 (それ以外で妊婦健診を受けた場合は、償還払いとなる。) 検査項目: 国が示す「標準的な項目」に加え、妊婦健康診査として実施された保険適用外の自己負担分についても助成対象とする。					

3. 子育て支援関連事業一覧

【区分の説明】

各事業の主な対象を以下のマークで示しています。



: 妊婦



: 乳児



: 幼児



: 小学生

















: 中学生以上


















: 全世代



区分	事業名	内 容	所管課
子供への支援			
【乳幼児期】教育・保育環境の充実 重点施策 1			
 	利用者支援事業(特定型・子育てコンシェルジュ)	主に妊娠中の方や0歳から就学前の子供がいる家庭を対象に、本庁舎1階10番窓口において相談・情報提供を行い、個々の利用者に応じた子育て支援事業や施設につなぐ。	保育入所課
	保育所等待機児童対策(施設整備による入所枠の拡大)への取組み	これまでも市有地活用や保育所運営法人が自ら土地を確保し、保育所を整備する手法(持込型)により整備を進めてきたが、今後も公園の活用、パーク&ライド方式による保育所整備、送迎保育ステーション事業の導入など、様々な手法により入所枠の拡大を図る。	保育施設整備課
	公立保育所の建替・改修等の促進	耐震基準を満たさない公立保育所について、建替等により耐震化を図る。また、老朽化が進んでいる公立保育所についても、計画的な改修等に取組む。	保育施設整備課 保育幼稚園事業課
	認可外保育施設への支援	認可外保育施設に対し、保育の質の向上を図るための各種研修を実施する。また、国の制度改正や災害時避難情報などの情報提供や、各種相談を実施する。	保育幼稚園事業課
 	保育所における食育の推進	子供の食を営む力の育成に向けた基礎を培うことを目的として、給食や子供が主体的に体験できる食育活動等を行う。また、安心安全な給食の実施に向け、衛生管理、アレルギー管理等の研修を実施する。	保育幼稚園事業課
	地域型保育事業への巡回支援事業	保育士、保健師、栄養士による施設巡回で安全性などの助言・指導を行う。	保育幼稚園事業課
	保育施設における保健業務	保育を必要とする子供の健やかな心身の発育発達の支援及び保護者の養育力の向上を図る。	保育幼稚園事業課
	苦情解決制度の充実	各保育所に第三者委員を設置し、中立的な立場での苦情解決を支援することにより、保育サービスの質の向上を図る。	保育幼稚園事業課
	延長保育事業	保育所等で、規定の保育時間より保育時間の延長を必要とする児童に対する保育を行う。	保育幼稚園事業課 保育幼稚園支援課

区分	事業名	内 容	所管課
 	産休明け保育	産休明けに、保育を必要とする児童に対する保育を行う。	保育幼稚園 事業課 保育幼稚園 支援課
	保育所職員の資質の向上	公立、民間保育所共通で、各種職員研修を実施するとともに、民間保育所に対し研修にかかる費用の一部助成を行う。	保育幼稚園 事業課 保育幼稚園 支援課
	休日保育	日曜・祝日等に保育を必要とする児童に対する保育を行う。	保育幼稚園 支援課
	特定教育・保育施設への助成	特定教育・保育施設に対して、障害児保育事業や産休明け保育事業、地域子育て支援事業などの充実のための助成を行う。	保育幼稚園 支援課
	地域型保育事業補助金	良質かつ適切な地域型保育の提供体制を確保できるよう、延長保育事業等を実施する地域型保育事業者に対して補助を行う。	保育幼稚園 支援課
  	施設型病児保育	病気などで集団での保育が困難な小学校6年生までの児童を、家庭で保育できない保護者に代わって、医療機関等に付設した施設で一時的に預かる。	保育幼稚園 支援課
	訪問型病児・病後児保育利用料助成金	ベビーシッター等の派遣による病児・病後児保育サービスを利用したときに、その利用料の一部を助成する。	保育幼稚園 支援課
	協力幼稚園事業補助金	入所保留となり、対象となる幼稚園に在園する児童の保護者に対し、当該幼稚園の一時預かりの利用に係る費用の一部を補助する。	保育幼稚園 支援課
	認可外保育施設利用料補助事業	地域型保育事業所を卒園したが、認可保育施設に入所できず待機となった児童のうち、入所できるまでの間、認可外保育施設を利用する場合、その利用料に対して補助を行う。	保育入所課
	幼児教育に関する調査・研究・研修	認定こども園、幼稚園、保育所等の関係機関と連携し、幼児教育に関する調査・研修を進める。付属あおぞら幼稚園と共同研究を行い本市の幼児教育の課題の解決を図るとともに、その成果を市内に発信する。	子育て総合 センター
	幼稚園教育の推進	幼稚園教育のさらなる充実に資するため、公私共存の理念の基、協議の場を持つなどして、情報の共有や各園の課題の解決を図る。	学校改革推 進課
	幼稚園における食育の取組み	公立幼稚園で、子供たちが野菜等の苗植えから栽培、収穫を行い、収穫した食材を使用した調理体験や試食を行う。	学校教育課
 	幼稚園・保育所・小学校連携推進事業(つながり事業)	認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等の子供の交流活動や、教職員の教育・保育参観と交流会を実施し、幼児期から児童期の子供の育ちと学びの連続性と一貫性を図る。	子育て総合 センター 教育研修課





区分	事業名	内 容	所管課
【学童期】学校教育の充実			
  	教職員研修の充実	幼・小・中・高等学校及び特別支援学校の教職員の指導力向上のため、職務研修・専門研修の充実を図る。	教育研修課
	学校サポートにしのみや「いずみ」「ねっこ」「ささえ」「みがき」	「いずみ」…調べ学習や、地域学習に役立つ情報を蓄積し、子供や教師が自由に活用できる仕組みを構築。授業用教材や補充教材を中心にデータベース化する。 「ねっこ」…基礎・基本の定着のため、反復練習を中心としたワークシートを作成する。 「ささえ」…地域の人の専門的な知識や技術・経験を学校の教育活動に生かすための支援を実施する。 「みがき」…指導力の向上のため、研究推進をサポートする。	学校教育課
	計算認定制度	小学校算数(計算)のドリルシートを web 上で公開し、家庭や学校からアクセスできるようにし、基礎・基本の定着と家庭学習の充実を支援する。	学校教育課
	学校における食農体験の取組み	小学校の生活科を通して、校庭で栽培した野菜を収穫し、調理実習を実施している。また、校庭を改良したり、地域の水田を利用して米作り体験を一部学校において実施している。	学校教育課
	学校生活支援教室(のびのび教室)	小学校の通常学級に在籍する児童のうち、自閉症スペクトラム障害等により、学校生活で配慮を必要としている児童に対して、安定した学校生活や集団活動が行えるよう、ライフスキルの習得など支援を行うとともに、在籍小学校との連携体制づくりを行う。	地域・学校支援課
	自然体験活動の推進	豊かな自然の中で人や自然とのふれあいを体験し、小学生の健康な心身の育成を図る。 (小学校:自然学校5年生対象、環境体験事業3年生対象)	学校教育課
	科学教育の推進 (理科・生活科作品展など)	科学に対する関心や意欲を高めるため、理科・生活科作品展、わくわく自然観察(植物採取や岩石の同定)などを開催・実施する。	教育研修課
	小・中学校の整備	老朽化した学校施設の改築や改修など、学校の整備を行う。	学校施設計画課 学校管理課
 	情報教育の推進	西宮市教育情報ネットワーク「EduNet」(エデュネット)を活用して情報教育を推進する。	校務改善課 学校教育課 教育研修課
	教育連携事業	全市立小・中学校に教育連携協議会を設置し、学校を含む地域団体が子供の育ちに関する悩みや課題を議論・共有するとともに、地域住民が学校の教育活動を支援する教育連携事業を推進する。	社会教育課 学校教育課
	西宮型小中一貫教育	20 の小中ブロックで、教科等指導、人権教育、生徒指導、地区ごとの課題に取組み、それぞれの学校の「責任の継承」を重視しながら、小中の滑らかな接続の中で「生きる力」の醸成に努める。	学校教育課
	「学びの指導員」配置事業	小・中・養護学校の授業や放課後学習等で個別の学習支援、ICT 活用補助、計算認定に関わる支援、学習相談、学校図書館における活動等を行う。	学校教育課





区分	事業名	内 容	所管課
	学校体育指導力の向上	各種研修会の開催や指導資料の作成などにより指導力の向上を図る。	学校教育課
	市内学校体育大会の充実	小中学生、高校生の体力の向上を図るとともに、生涯にわたる豊かなスポーツライフの基礎・基盤づくりを図る。	学校教育課
	国際教育の推進	指導助手としてネイティブスピーカーを配置して小学校外国語教育、中・高の外国語教育及び国際教育の充実を図る。	学校教育課
	人権に関する各種研修会の実施	人権教育地区別研修会や道徳教育推進担当者会、人権教育担当者会を実施し、道徳教育・人権教育を推進する。	学校教育課
	学校評価	PDCA サイクルに基づき、教育活動や学校運営全般について、組織的、継続的に改善を行うことをめざす。また、その結果を公表、説明し、信頼される開かれた学校づくりを推進する。	学校教育課
	文化的、体育的行事の実施	学習活動の発表・表現の場として合同音楽会(小・中)、連合体育大会(小・中)、書写展、造形展など、多様な文化的、体育的行事を実施する。	学校教育課
	防災教育の推進	家庭や地域社会と連携して学校における防災体制の充実を図る。子供たちが、災害から自らの生命を守るのに必要な能力や態度を育成する。	学校教育課
	食に関する指導計画の策定	計画的、継続的な食に関する指導を実践していくための食育推進体制・組織の整備、食に関する指導の全体計画・年間指導計画の策定を推進していく。	学校教育課
	スクールカウンセラーの活用	子供たちの内面に抱えるストレスや不満を解消するため、スクールカウンセラーを活用する。	学校保健安全課
	スクールソーシャルワーカーの活用	小中学生、高校生、保護者、教職員に対して福祉の立場から、生徒指導上の課題について支援や助言を行う。	学校保健安全課 地域・学校支援課
	スクールサポーターの活用	小中学生及び教職員に対して、学習指導補助、生徒指導補助、学級指導補助を通して学校支援を行う。	学校保健安全課
	いじめ相談専用ダイヤル	教育委員会内に専用ダイヤルを設け、小中学生、高校生、保護者、教職員等からのいじめ相談に応じる。	学校保健安全課
	各学校の健康課題について連携した取組み(学校保健委員会)	各校の実態に則して、現代的な健康課題解決のための取組みや、食習慣を含めた生活習慣に関する指導を家庭・地域社会と連携して行う。	学校保健安全課
	学校精神保健事業	複雑・多様化する子供の心の健康問題やケアを必要とする子供に対し、教員が適切な指導・援助ができるよう、専門家からアドバイスを受けるコンサルテーションを全学校園で実施する。	学校保健安全課
	心の教育相談員の活用	子供たちの内面に抱えるストレスや不満を解消するため、県スクールカウンセラー未配置校に臨床心理を学んだ心の教育相談員を派遣する。	学校保健安全課








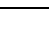

区分	事業名	内 容	所管課
 	情報モラル教育の推進	すべての学校で、道徳や特別活動等の中で、計画的に情報モラル教育に取り組む。	教育研修課
	適応指導教室(あすなる学級)	長期欠席をしている不登校の小中学生を対象に、学習等の援助を行いながら、学校への復帰を目標とした支援を行う。	地域・学校支援課
	居場所サポーターの派遣	不登校傾向のある小中学生を対象として教室復帰に向けた取り組みをしている市立小・中学校に、主として相談室等で学習や心の支援をする居場所サポーターを派遣する。	地域・学校支援課
	在家庭学習支援システム(あすなる Web クラブ)	学校復帰やあすなる学級への通級をめざし、基礎的・基本的な学力を身につけるために、Web を活用した家庭での学習環境を整備する。	地域・学校支援課
	西宮小中学校アウトリーチ事業	小中学生に本物の芸術を届けるため、音楽、美術、ダンスの分野で鑑賞型・体験型のワークショップを実施する。	文化振興課
	地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」推進事業	公立中学校2年生全員が1週間、指導ボランティアとともに、2～6名程度の班単位で職場体験活動・文化活動・ボランティア活動など様々な体験活動を行う。	学校教育課
	進路指導相談	青少年進路指導員と連携しながら、早期離職・中途退学の予防と、やむを得ず離職・中途退学した生徒の進路指導にあたる。	青少年補導課
	性に関する専門相談	専門医が性に課題のある生徒の理解や対応について、教職員の相談に応じる。 また、必要に応じて、課題解決に向けて講話を行う。	学校保健安全課
【学童期】 放課後の居場所の充実 重点施策 2			
  	みやっこキッズパーク	子育て総合センターの屋外施設として設置。子供たちが自然の中で、観て・聴いて・触って・感じて・考えるなど五感を育みながら遊び感性を培う場を提供する。	子育て総合センター
   	児童館・児童センター	遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子供に健全な遊びを提供して心身の健康増進を図る。	子育て総合センター
 	公園等の整備の推進	「緑の基本計画」(平成14年10月)に基づいて公園緑地を整備する。地域コミュニティの場となるとともに、子供の安全・安心に配慮しつつ、のびのびとした遊びを通して、子供が好奇心を持てる公園づくりをめざす。	公園緑地課
	留守家庭児童育成センター環境整備事業	施設の老朽化や障害児受入に伴うバリアフリー化に対応するため、環境整備を行う。 また、待機児童対策の一環として、民設民営の放課後児童クラブへの補助について検討を行う。	育成センター課
	子供の居場所づくり事業	小学校の教室や運動場、社会教育施設等を活用して、放課後や長期休業中の子供たちが、社会性や協調性等を育み、健やかに成長できるよう、安全で自由な遊び場や学びの場を提供する。	放課後事業課






区分	事業名	内 容	所管課
	放課後子供教室事業	地域が主体となり、地域の教育力等を生かした様々な体験活動や地域住民との交流の機会等を子供たちに提供する。	放課後事業課 人権教育推進課
【青少年期】 青少年の育成支援の充実			
	思春期保健事業	思春期の子供やその保護者等を対象に、生理・心理・社会の各側面から思春期保健に関する知識の普及を行い、健康的で豊かな人間性をもった男女を育成できるよう指導を行う。	地域保健課
	青少年教育施設(西宮市立山東自然の家、丹波少年自然の家)の活用	豊かな自然環境の中での集団宿泊生活及び野外活動を通じ、心身共に健全な少年を育成する。	青少年育成課
	出前健康講座「喫煙防止教育」	医師・保健師がタバコの依存症や害等について説明し、喫煙防止教育を行う。	健康増進課
	青少年問題に関する啓発活動	国(内閣府)の定める「青少年の非行・被害防止全国強調月間」である7月に青少年問題フォーラムを開催。また、「全国子ども・若者育成支援強調月間」である11月に西宮市青少年健全育成のつどいを開催し、青少年健全育成成功労者を表彰するなど、啓発を行う。	青少年施策推進課
	青少年育成支援事業	青年団、ボーイスカウト、ガールスカウト等が実施する青少年を対象とした青少年育成事業を支援することで、次世代と地域の活性化を図る。	青少年育成課
	青少年ふれあい事業	青少年愛護協議会や子ども会等が、地域の子供たちのふれあいを図ることを目的に実施する自然体験活動の支援を行う。	青少年育成課
	青少年補導委員による街頭補導活動	小学校区を中心とした市内39地区ごとに、青少年補導委員が、各地区月4回程度、巡回補導活動を行う。	青少年補導課
	青色回転灯装備車両(青パト)での巡回補導及び広報活動	街頭補導員が青色回転灯を装備した街頭補導車(2台)で平日9時から21時まで市内全域を巡回補導活動するとともに、青少年の健全育成・非行化防止を呼び掛ける放送を流しながら市内を巡回し、広報活動を行う。	青少年補導課
	白ポスト(有害図書類回収)	市内16か所に白ポストを設置し、青少年にとって有害な図書類を回収し、焼却処分する。	青少年補導課
	地域環境実態調査	青少年の健全育成・非行化防止の観点から店舗や自動販売機の営業実態を把握し、協力を依頼する。また、必要に応じて県及び関係機関とも連携して指導する。	青少年補導課
	若年者キャリア形成支援事業	就労体験や就労に向けた各種セミナー等を実施するなど、若年者に対する支援を行う。	労政課
	西宮若者サポートステーション事業(厚生労働省認定事業)	働くことについて不安や悩みを抱えている15歳から39歳の若者を対象に、専門的な知識を持つスタッフにより就労などの進路決定に向けた包括的支援を行う。	労政課
	青少年リーダー育成講習会	野外教育活動等を実施する際に重要な役割を担う青少年リーダーの育成のため、リーダーとしての心構えや野外活動の基礎知識を習得するための初心者向け講習会を行う。	青少年育成課

区分	事業名	内 容	所管課
	青少年リーダー育成セミナー	様々な状況に主体的に対応できる青少年リーダーの育成のため、スキルアップセミナーを開催し、リーダーとしての資質の向上を図る。	青少年育成課
障害のある子供への支援の充実 重点施策3			
	児童発達支援	発達に遅れがある子供を対象に、障害児相談支援を行うとともに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う児童発達支援事業所への通所に係る費用の一部又は全額の助成を行う。	生活支援課 障害福祉課
	医療型児童発達支援	重症心身障害児を対象に、児童発達支援及び治療を行う。	生活支援課 障害福祉課
	認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業	認定こども園において、私学助成(幼稚園特別支援教育経費)や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要な子供を受入れている場合、その費用の一部を補助する。	保育幼稚園支援課
	 通園療育 (児童発達支援センターわかば園)	2歳児から就学前の肢体不自由児、知的・発達障害児を対象に、親子通園療育を行う(定員45名)。また、0～3歳児を対象に親子療育教室(外来保育)を実施する。	発達支援課
	ほっこり広場	こども未来センターの療育待機中の子供と保護者を対象に、遊びを通して親子の関わりを深め、子供の発達を促すとともに、保護者の不安を和らげる。	発達支援課
	かおテレビ(視線計測装置)体験事業	子供の社会性の成長の目安を知ることができる「かおテレビ(視線計測装置)」を導入し、子供の発達や成長を支援する。	地域・学校支援課
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応の為の専門的な支援、その他必要な支援を行う。	生活支援課 障害福祉課
	 保育所等訪問支援 (児童発達支援センターわかば園)	幼稚園、保育所、小学校などに在籍している障害のある児童を対象に、本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)、訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)を行う。	発達支援課
	 ペアレント・プログラム	子育てに難しさを感じる保護者が子供の行動の理解の仕方を学び、楽しく子育てをする自信をつけ、また、保護者同士の交流を図ることを目的に実施する。	地域・学校支援課
	障害者医療費助成	障害者(児)の医療費のうち、保険診療の自己負担分に対して助成する。	医療年金課
	 緊急一時支援事業	常時介護が必要な障害児を抱えている家庭で急用等のため一時的に介護ができないとき、障害児を緊急一時保護者が日中の一定時間又は宿泊させて預かる。	生活支援課
	 障害者総合支援法等事業者・施設の情報	西宮市所在の障害福祉施設について一覧を作成し、希望者に配布する。	生活支援課
	 すまいるナビ	西宮市所在の障害児通所施設について一覧を作成し、希望者に配布する。	生活支援課







区分	事業名	内 容	所管課
	障害者日常生活用具給付事業	在宅の身体障害者(児)・知的障害者(児)の日常の不便を軽減するため、障害の種類・程度に応じ生活用具を給付する。	生活支援課
	身体障害者(児)補装具	身体障害者(児)の日常の不便を軽減するため、補装具の購入もしくは修理にかかる費用の支給を行う。	生活支援課
	サポートファイル (みやっこファイル)	保護者や支援者が子供の成長段階の記録を綴り、情報を蓄積、共有化していくファイル。 発達障害をはじめ支援の必要な子供の情報を共有して把握することにより、子供の成長過程に応じ、途切れることなく適切な支援ができるようにサポートファイルを活用する。	生活支援課
	障害者相談支援等	身近な地域で細やかな相談が受けられるよう、市内の相談窓口をネットワーク化し、障害種別を越えた相談を行う。個別給付で提供する計画相談支援の導入手法を検討する。療育等支援事業、地域移行支援事業、平成 25 年度からは虐待防止センター事業を含む。	生活支援課
	障害児ショートステイ	常時介護が必要な障害児を抱えている家庭で急用等のため一時的に介護ができないとき、障害児を短期入所事業所が宿泊で預かる。	生活支援課 障害福祉課
	日中一時支援事業	常時介護が必要な障害児を抱えている家庭で急用等のため一時的に介護ができないとき、障害児を短期入所事業所が日中の一定時間預かる。	生活支援課 障害福祉課
	障害福祉サービスの支給 (介護給付)	ホームヘルプ等により障害児の地域生活の支援を行う。	生活支援課 障害福祉課
	障害児福祉手当	精神又は身体が重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする 20 歳未満の児童を対象に手当を支給する。所得制限あり(本人・配偶者・扶養義務者)。施設入所の場合は不支給。	障害福祉課
	児童福祉施設入所者等利用者負担金等補助	児童福祉施設(保育所、母子生活支援施設、助産施設、児童厚生施設を除く)へ入所又は通所している児童の保護者が負担した利用料の一部を補助する。	障害福祉課
	小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業	日常生活を営むのに著しく支障のある在宅療養中の小児慢性特定疾病児童に対し、日常生活用具を給付する。	健康増進課
	自立支援医療(育成医療)	手術等によって確実な治療効果の期待できる身体障害がある 18 歳未満の児童に対し、入院・通院医療費を助成する。	健康増進課
	結核児童療育給付	骨関節結核その他の結核にかかっている 18 歳未満の児童に対し、療育の給付及び学習の援助を行う。	健康増進課
	診療・リハビリ事業	18 歳までの様々な障害のある子供を対象に、保険診療による診察(小児科・児童精神科・整形外科)及びリハビリテーション(理学療法・作業療法・言語聴覚療法・心理療法)などを行う。	診療事業課
	発達・教育相談支援事業	18 歳までの子供の心身の発達や療育・福祉サービスに関すること、不登校・情緒不安定・性格等や教育に関することなど、悩みや困ったことについて、専門の相談員が電話や面談等により相談に応じる。	地域・学校支援課






区分	事業名	内 容	所管課
	計画相談支援(こども未来センター相談支援事業所)	障害福祉サービス等を利用する際に作成する「本人中心支援計画」(障害児支援利用計画、サービス等利用計画の西宮市における呼称)の作成やモニタリングを行う。	地域・学校支援課
	学校園等へのアウトリーチ	相談員(心理療法士・スクールソーシャルワーカーなど)が、学校園等を訪問し、生育環境や発達障害などが原因で集団生活に不応を起している子供への対応や支援方法について提案するなど、学校支援体制に参画する。	地域・学校支援課
		みやっこファイル書き方教室	子供が健やかに成長し、地域でその人らしく暮らし続けるために役立てるように作られた「みやっこファイル」の活用を推進する。
	通園療育 (児童発達支援センター北山学園)	3歳児から就学前の知的・発達障害児を対象に、遊びや活動を通じて社会に適応できるよう個別的・集団的に訓練を行う。指定管理者制度により管理運営する(定員 30 名)。	発達支援課
	障害のある子供の就学相談	障害のある子供たちの就園・就学相談及び教育相談を行う。	特別支援教育課
	西宮専門家チームの派遣	発達障害等に対する支援を求めている学校園や子供と保護者に対して、早期の実態把握や望ましい対応について専門的な意見を示してもらう。 発達障害等に関する専門的知識を有する医学関係者、心理関係者、教育関係者により構成。	地域・学校支援課
		特別支援教育に関する研修	子供の発達支援の指導的立場となる教職員を育成することを目的にした特別支援教育コーディネータースキルアップ研修等、教職員向けに各種研修を実施する。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害児に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための支援を行う。	生活支援課 障害福祉課
	放課後等デイサービス	発達に遅れのある子供を対象に、放課後又は学校の休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行う児童発達支援センター等への通所に係る費用の一部又は全額の助成を行う。	生活支援課 障害福祉課
		発達障害のある小中学生への教育支援体制づくり	特別支援教育支援員の配置等により、発達障害のある子供への適切な支援や、校内体制の充実を図る。
体験・交流機会の創出			
	赤ちゃんへの手紙事業	西宮に生まれた赤ちゃんへ手紙を送る事業。手紙を書く子供たちには、命の大切さを実感してもらうほか、手紙を受け取った保護者には子育ての励みとしてもらうことを狙いとする。	文化振興課
		子供対象鑑賞型文化体験事業	広く芸術文化に触れてもらえるよう、子供(乳幼児とその保護者を含む)を対象としたコンサート等の事業を実施する。
	人形劇の定期公演と講座	西宮は人形操り発祥の地であることから、人形劇のまちとして盛り上げていこうと、人形劇の定期公演と、ワークショップを開催する。	文化振興課











区分	事業名	内 容	所管課
   	甲子園浜自然環境センターの活用	自然と人の共生を目的として、甲子園浜の良好な環境の保全、海浜及び干潟における自然体験活動、環境学習、各種の研修及び交流を通じて市民の自主的な環境に関する活動を支援する。	環境学習都市推進課
	環境学習サポートセンターの活用	館内には市内の河川や水路に生息する淡水魚など約 35 種類の生き物を水槽展示する「ミニミニ水族館」、環境保全に関する書籍 1,500 冊を揃えた「環境図書コーナー」などを設置している。相談窓口では、子供から大人までの環境活動・学習に関する質問や相談にアドバイス等を行う。	環境学習都市推進課
	甲山自然環境センターの活用	甲山自然の家、甲山キャンプ場及び社家郷山キャンプ場と、自然学習館を合わせて甲山自然環境センターとして開設。自然の家とキャンプ場では自然体験活動や環境学習、甲山保全森林サポーター育成講座及び青少年育成事業のサポートを実施。自然学習館ではハイカーなどへの周辺環境の情報発信を行う。	環境学習都市推進課
	図書館サービス (読書振興、学校連携)	子供たちが本に親しみ、読書習慣を身につけられるよう、おはなし会や上映会の開催、ボランティアとの協働、ブックリストの配布、児童・ヤングアダルト向け広報紙の発行等を実施する。また、学校への公用貸出やブックトーク、修理講習の派遣等、学校との連携を図る。	中央図書館 北口図書館
	家族ふれあい事業	家族のふれあいや家族間の交流を図るため、ファミリーキャンプやファミリーデイキャンプ等ファミリー対象の事業を実施する。	青少年育成課
	ちきゅうとなかよしカード事業	「ちきゅうとなかよしカード」は、幼児が、環境に対する生活習慣を身につけたり、自然に親しむ活動を行ったときに、先生からスタンプを押してもらった活動。幼稚園や保育所等を対象に「ちきゅうとなかよしカード」を配布する。	環境学習都市推進課
 	子供対象参加型文化体験事業	舞台での発表や貝類館等での体験を通じて、芸術文化活動の楽しみを知ってもらえるよう、西宮少年合唱団等の運営や多種多様なワークショップ等の場の提供を行う。	文化振興課
		郷土資料館教育普及事業	親子の郷土史講座、親子紙すき教室等西宮の歴史と文化財を親子で学ぶ事業を実施する。
	こども広報員	子供たちに市政への興味と関心を持ってもらうため市政ニュースに小学生が取材した内容を「こども市政ニュース」として掲載。小学5、6年生対象。3人程度を募集。	広報課
	夏休み親子消費者教室	小学生までの子供とその親を対象とした消費者教室を開催し、消費生活に関する啓発を行う。	消費生活センター
	スポーツクラブ 21	小学校区ごとに 40 クラブ設置。各クラブでは多世代が参加できるよう多様な種目を実施。また、プール開放事業の運営、地区運動会や各種スポーツイベントを開催し、地域コミュニティの醸成を図る場の提供も行う。	地域スポーツ課
	児童対象各種スポーツ大会・教室の開催	野球、バレーボール、サッカー、バドミントン、卓球などの大会やつどいを実施する。また、プロスポーツ選手などの指導によりサッカー、バレーボールなどの教室を開催する。	地域スポーツ課
	地球ウォッチングクラブ(EWC)エコカード事業	子供たちが自主的・継続的に環境に関わる仕組みとして「こども環境活動支援ネットワークシステム」を推進する。EWC エコカードシステムとして、市内の全小学生と保護者に学校から「エコカード」と「保護者用の活動の手引き」を配布する。	環境学習都市推進課

区分	事業名	内 容	所管課
	こども野外活動体験事業	子供たちが小さいころから生きる力を育み、社会の中で必要になる規律や協調性を身につけることができるように、小学校3年生以下の子供たちに、家庭を離れてキャンプ等の野外活動や異年齢による集団活動を体験させる事業を実施する。	青少年育成課
 	西宮湯川記念こども科学教室	科学に対する関心や意欲を高めてもらうため、西宮湯川記念こども科学教室を実施する。	生涯学習推進課
	次代の親の育成事業	赤ちゃんとその保護者に継続的に関わるプログラムを実施し、赤ちゃんとその保護者と小学生・中学生・高校生とのふれあいの機会の提供。	子育て総合センター
	学校体育施設の開放	市民の身近な生涯スポーツの場所として、市内各小学校等の体育施設を開放する。	学校管理課
	宮水ジュニア事業	小学4年生から中学生までを対象とした文化的講座事業に取り組み、異年齢集団の中での仲間づくりや多様な体験学習の機会を提供する。講師には専門的な知識、技術を持った人をボランティアとして迎えるなど、地域の教育力を生かす。また、中学生等を対象にした発達段階に応じた講座の開設や障害のある子供もより参加しやすい講座を実施する。	中央公民館
	手をつなぐ子らの作品展	作品展を通じて市内特別支援学級、特別支援学校の子供の自立性と社会参加するための基盤となる力を高めるとともに、特別支援教育に対する一般社会の正しい理解と認識を深める。	特別支援教育課
	ライフサイエンスセミナー 高校生対象講座	若者に生命科学に関心を深めてもらう目的で、高校生を対象とした特別講座を実施する。	生涯学習推進課
	ふれあい育児体験	中高生が、公立保育所の子供とふれあい体験を行う。	保育幼稚園事業課
	世代間(ふれあい)交流事業	中学生・高校生・大学生を対象とした一般公募や、学校課外学習の受入を通して、乳幼児と関わる機会を設ける。	子育て総合センター
子育て家庭への支援			
妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援 重点施策4			
	母子健康手帳の交付	妊産婦の健康管理や出生時から6歳までの子供の成長記録、予防接種履歴などを記入する手帳を妊娠届提出時に交付する。本庁、保健福祉センターでの交付時には保健師が妊婦面接を行う。	地域保健課
	マタニティマーク普及啓発事業	妊婦にやさしい環境づくりと妊婦への気遣いの意識を高めることを目的とし、マタニティマークの普及啓発活動をストラップの配布やポスター掲示により実施する。	地域保健課
	妊婦健康診査費用助成事業	妊婦が安心して出産を迎えられるよう、健診費用のうち、国の妊婦健康診査公費負担拡充の方針を踏まえ、平成27年度より14回分82,000円を助成し、健診費用の負担軽減を図る。	地域保健課
	妊婦歯科検診	妊娠中は、むし歯や歯周病を発症しやすい状況となることから、妊娠中に1回無料で歯科検診を実施し、妊婦への歯周病等の早期発見、予防及び早期治療を促して口腔内の改善を図る。	地域保健課












区分	事業名	内 容	所管課
	マザークラス(母親学級)	妊娠中期の初妊婦を対象(山口・塩瀬地区では全妊婦を対象)とした講座で、仲間づくりをめざしたグループワークも実施する。	地域保健課
	ブレマママ料理教室	概ね妊娠中期の初妊婦を対象に、妊娠期における食生活についての講話と調理実習を実施する。	地域保健課
	育児セミナー(両親学級)	初妊婦と配偶者を対象に、西宮市子育て支援サービスの紹介や父親の育児参加についての講演、妊婦疑似体験、赤ちゃん抱っこ体験、ビデオ上映などを行う。	地域保健課
	双子・三つ子の親になる人のつどい	双子・三つ子の親になる人を対象とした集いを開催する。	地域保健課
	訪問指導(妊産婦対象)	妊産婦を対象に、地区担当保健師や助産師が家庭訪問し、子育て等について助言や相談を行う。	地域保健課
 	養育支援ネット	医療機関等と地域保健が連携し、未熟児等、養育上支援を必要とする家庭を早期に把握しフォローする。	地域保健課
 	利用者支援事業 (母子保健型)	保健福祉センター5か所と本庁1階にて開設し、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して相談支援を行う。	地域保健課
	電話による保健指導	保健師・栄養士が、妊産婦や乳幼児等の健康相談を行う。	地域保健課
	健やか赤ちゃん訪問事業	生後2か月頃の乳児のいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつける。	子供家庭支援課
	4か月児健康診査	身体面および神経学的発達の節目となる4か月児を対象に、疾病や虐待を早期発見するため小児科・整形外科などの総合的な健康診査を行うとともに、子育て支援として育児や栄養などの相談、助言を行う。また、ストレスチェックを行い、必要者に臨床心理士が個別相談している。	地域保健課
	ストレスチェック事業 (4か月児健診)	4か月児健診受診児の保護者を対象に、4か月児健診の間診票送付時にストレスチェック票を同封し、健診前に保護者のストレス度を自己チェックしてもらう。健診当日、チェック票でストレス度が高い人等を対象に個別相談を実施し、保護者のこころの健康づくりに役立てる。	健康増進課
	10か月児健康診査	心身の成長、発達が急速に進む概ね10か月児を対象に、各種疾病の早期発見や適切な保健指導によって乳児の健やかな発達を促すとともに、生活習慣、虫歯の予防、栄養等の育児に関する相談を実施することによって育児支援を行う。	地域保健課
	乳児健康相談	乳児を対象に、保健師と栄養士による子供の発達や育児、離乳食のすすめ等についての個別相談及び身体計測を行う。	地域保健課
 	訪問指導 (新生児・乳幼児対象)	新生児、乳幼児を対象に、地区担当保健師や助産師が家庭訪問し、子育て等について助言や相談を行う。	地域保健課







区分	事業名	内 容	所管課
 	乳幼児発達相談 (すくすく相談会)	乳幼児健康診査、乳児健康相談等で運動・精神発達に遅れがみられる子供を対象として、小児科医による診察や理学療法士又は作業療法士による遊び方指導などを行う。	地域保健課
	子どものアレルギー講座	子供のぜん息やアレルギー疾患に関する理解を深め、健康回復、発生予防に役立てることを目的に医師による講話を実施する。	地域保健課
	育児支援事業(よちよち広場)	児童館等で保護者の交流の場を提供するとともに、子供の発達を踏まえた育児への理解を深めることなどを目的に、保健師、栄養士、歯科衛生士による講話等を、子育て総合センターと共催で実施する。	地域保健課
	はじめての離乳食講座 離乳食講習会 幼児食講座 家族で学ぼう離乳食講座 アレルギー幼児食講座	栄養士による、離乳食・幼児食・アレルギー食についての講義と試食、調理実習などを行う。	地域保健課
	親子の歯の教室	乳幼児とその保護者を対象に歯科疾患の早期発見、予防に関する保健指導を行う。	健康増進課
	育児支援家庭訪問事業	子供を養育する上で特別な支援が必要な家庭に対して、家事や育児を支援するためにヘルパーや保育士等を派遣する。	子供家庭支援課
  	ぜん息アレルギー相談	子供のぜん息やアトピー性皮膚炎、食物アレルギーなどの疾患について小児科医師と栄養士が個別に相談に応じる。また、併せて環境衛生課のダニ相談を実施している。	地域保健課
	1歳6か月児健康診査	身体面・精神面の発達において重要な時期である1歳6か月児を対象に、疾病や発達障害、虐待を早期発見するため小児科・歯科などの総合的な健康診査を行うとともに、子育て支援として育児や生活習慣、栄養、むし歯予防などの相談、助言を行う。	地域保健課
	3歳児健康診査	身体面・精神面の発達において重要な時期である3歳児を対象に、疾病や発達障害、虐待を早期発見するため小児科・歯科・視聴覚などの総合的な健康診査を行うとともに、子育て支援として育児や生活習慣などの相談、助言を行う。	地域保健課
	精神発達相談	乳幼児健康診査等で言語や精神発達に遅れのみられる幼児について、臨床心理士による発達検査や小児精神科医による診察、相談を行い、必要に応じて相談機関や療育施設などを紹介する。	地域保健課
	育児発達相談 (個別・集団)	乳幼児健康診査において、精神発達に経過観察を要する概ね1歳6か月から就学前までの幼児や、育児不安や養育上に問題のある保護者に対して心理相談員や保健師等が個別もしくは集団で相談・助言を行う。	地域保健課

区分	事業名	内 容	所管課
子育ての不安・負担の軽減 重点施策5			
  	利用者支援事業(基本型・子育てコンシェルジュ)	主に妊娠中の方や0歳から就学前の子供がいる家庭が対象で、個別ニーズを把握し、必要な支援(施設や事業の利用等)へつなぐ。関係機関や地域の子育て支援者とのネットワークの構築や、地域の子育て資源の育成・開発、地域課題の発見や共有等の地域連携を行う。	子育て総合センター
	情報誌「にしのみや子育てガイド」「子育て便利マップ(お出かけ編・医療機関編)」「子育て施設マップ」の発行	多岐にわたる子育て情報を一元化し、総合的な子育て情報誌を発行する。主に母子健康手帳交付時に配布する。また、子育て親が必要としている子育て情報を分かりやすくマップ形式で作成して配布する。	子育て総合センター
	モバイル等を活用した子育て情報発信事業	いつでも気軽に子育て情報を収集できるよう、主にスマートフォンのアプリやパソコンなどネットによる情報発信を行う。	子育て総合センター
	子育てサークル支援事業	子育てサークルなどの自主的な活動団体に対し、その立ち上げ支援や情報提供、人材育成などの支援を行う。	子育て総合センター
 	地域子育て支援促進事業	在宅児童の子育てを地域で支援することを目的に、保育所の園行事への参加、園庭開放により、在宅児童と保育所入所児童との交流や遊び場作りを行う。	保育幼稚園事業課 保育幼稚園支援課
	保育所等の一時預かり事業	冠婚葬祭や一時的な就労、また、保護者の入院やリフレッシュなどの際、保育所等で一時的に就学前児童を預かり保育する。	保育幼稚園支援課
	子育てひろば	主に乳幼児(0～2歳児)とその保護者が、気軽に集い交流する場を常設する。また、子育て関連の情報提供や相談、講座等も実施する。	子育て総合センター
	地域子育て支援拠点事業連絡協議会の開催	子育て総合センター、児童館・児童センターなど地域子育て支援拠点事業実施機関による連絡協議会の設置により、横のつながりを築き、情報交換、職員のスキルアップ及び研修を行う。	子育て総合センター
	子育て支援のネットワークの構築	市民からの問い合わせや相談に対して、そのニーズに応じた適切な情報やサービスが効率的に提供できるよう関係機関と連携して子育てに関するネットワークを築き、子育てしやすい環境づくりに努める。	子育て総合センター
	「子育て地域サロン」への補助事業	公共施設等を利用し、地域のボランティアが主体的に実施している地域の子育てサロンに対して運営補助や研修などを行い、地域のコミュニティづくりを進め、地域の活性化を図る。	子育て総合センター
	子育て総合センターにおける子育て相談	電話、面談、Eメールなどで乳幼児の子育てについての相談を子育て相談員などが行う。	子育て総合センター
	親支援プログラム	子育てに必要な知識や方法を学ぶとともに、参加者同士のつながりを深めることにより、互いに助け合って子育てをしていくことを学ぶ。	子育て総合センター
	保育所と児童館・児童センターの連携	保育所の持つ子育てに関する専門知識を地域における子育てに貢献する場として、児童館・児童センターが併設されている保育所の職員が児童館に出向き、子育て相談会などを実施する。	子育て総合センター 保育幼稚園事業課




区分	事業名	内 容	所管課
	母子保健と子育て支援部門の連携	乳幼児健診時の待ち時間などに、子育て総合センターなどで行っている事業の紹介・情報提供を行う。また、乳幼児健診と健やか赤ちゃん訪問事業との連携強化を進めるなど、母子保健と子育て支援部門の一体的・連続的な事業の提供をめざす。	子育て総合センター 地域保健課
    	福祉・家事援助サービス事業	西宮市シルバー人材センターの会員が、保育所、留守家庭児童育成センター等への送迎と保護者の自宅での保育などを行う。	労政課
	食育に関するイベントの開催	食育を推進する関係機関・団体等と連携し、イベントを開催することにより、家庭における食育の重要性の啓発と食育活動への積極的な参加を促す。	健康増進課
	定期予防接種事業	予防接種法に基づき、定められた予防接種を無料で行う。	保健予防課
	子育て支援ボランティアのコーディネート	子育て支援ボランティアの養成・登録・活用を行うとともに、子育て支援関連事業へのコーディネートを行う。	子育て総合センター
	にのみやしファミリー・サポート・センター事業	地域の中で子供を預け、預かりあう事業。「提供会員(預かる)」と「依頼会員(預ける)」が会員登録をして、相互援助活動を行う、会員制の事業。	子育て総合センター
    	食育の情報提供	市政ニュースやリーフレットを通じて、また、保健所ホームページに食育に関するコーナーを設けるなど、健全な食生活について広く市民に情報提供する。	健康増進課
	こころのケア相談	ストレス、不眠などの心の悩みやひきこもりについて、臨床心理士が電話や面接で相談に対応する。	健康増進課
	小児救急医療相談	小児患者の症状に不安のある保護者からの相談に対し、看護師等による対応方法等の助言及び適切な受診医療機関の紹介などを行う電話相談体制を、阪神南圏域(西宮市・尼崎市・芦屋市)の連携で整備する。	保健予防課
	第二次救急医療小児科病院輪番制の整備	兵庫県、尼崎市、芦屋市と連携し、阪神南圏域(西宮市・尼崎市・芦屋市)における第一次救急機関からの小児科患者転送を受入れる第二次救急医療機関の小児科病院群輪番制事業を実施し、休日・夜間の小児救急患者を受入れる医療機関の確保を図る。	保健予防課
	阪神北広域子ども急病センターとの連携	伊丹市にある阪神北広域子ども急病センターと連携し、深夜0時以降の小児救急医療体制の充実を図る。	保健予防課
	子育て家庭ショートステイ事業	保護者が病気や出産など、一時的に子供の養育ができない事情が生じたときに、市が指定する児童養護施設などで子供を預かる事業。	子供家庭支援課
		幼稚園地域ふれあい事業	公立幼稚園において、親子遊び、異年齢交流、講話、子育て相談等を実施する。さらに、幼稚園が核となって地域の施設を利用し、地域とともに子供たちのふれあい体験の場を設定する。
 	食に関する教育の指導の充実	給食、食育フェアなどを通じて、子供たちの食生活・食習慣に関する指導を家庭・地域社会と連携して行う。	学校給食課 学校教育課

区分	事業名	内 容	所管課
	家庭におけるインターネット利用基準作り支援	家庭におけるインターネット利用の基準作りを支援するため、啓発冊子等を作成し、携帯電話の利用率が上がる小学校4年生の児童が在籍する家庭等に配布する。	青少年補導課
 	家庭教育振興事業	家庭教育5つの実践目標を啓発するとともに、家庭教育フォーラムや家庭教育出張講座を実施する。また、家庭教育ニュースレターを発行し、家庭教育についての情報提供を行う。	社会教育課
	在宅当番医制	第一次救急医療として市内25の外科・産婦人科・内科・小児科が参加し、平日夜間、土曜の午後と夜間、日曜祝日と年末年始の昼間と夜間に輪番で診療を行う。当日の当番病院の案内は、新聞や西宮市消防テレホンサービス等で行う。	保健予防課
	西宮市応急診療所	第一次救急医療として、内科・小児科を開設し、すべての日の夜間の準夜帯(20時30分～23時15分)と日曜・祝日・年末年始の昼間、土曜の午後に診療を行う。	保健予防課
	病院群輪番制	第二次救急医療として、阪神南圏域(西宮市・尼崎市・芦屋市)の病院が当番日を割り当て、第一次救急医療での対応が困難で、入院や手術が必要な重症患者を休日の昼間と夜間、平日の夜間に受入れる。西宮市からは西宮市立中央病院を含む10病院が参加。	保健予防課
	健康医療相談ハローにしのみや	看護師や医師などの専門スタッフが健康・医療に関する相談や医療機関情報の提供などに24時間年中無休で対応する電話相談。	保健予防課
子育て家庭への経済的支援の充実			
	出産育児一時金	国民健康保険の被保険者が出産した際に、所定の金額を支給する。	国民健康保険課
	不育症治療支援事業	不育症の早期受診、早期治療を促進するとともに、経済的な負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成する。	健康増進課
	特定不妊治療費助成事業	体外受精及び顕微授精(特定不妊治療)を受けた夫婦に対し、経済的な負担の軽減を図るため、治療費の一部を助成する。	健康増進課
	助産費用の助成	経済的な理由から助産費用が用意できない妊産婦を対象に、市の指定する病院に入院して出産する費用を市が負担する。	子供家庭支援課
	未熟児養育医療	入院による養育が必要と医師が判断した未熟児に対して、指定医療機関での医療費及び食事療養費を助成する。	健康増進課
 	ひょうご保育料軽減事業補助金	兵庫県が実施するひょうご保育料軽減実施要綱に基づき、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、企業主導型保育事業を利用する世帯の第2子以降の利用者負担額の一部を助成する。	保育入所課 保育幼稚園支援課 学校改革推進課

区分	事業名	内 容	所管課
 	実費徴収に係る補足給付を行う事業	生活保護世帯等に対し、利用している保育所等に直接支払った実費(副食材料費(1号認定に限る)、日用品費、教材費、行事費等)について、一定の上限額まで補助する。	保育入所課 学校改革推進課
    	乳幼児等・こども医療費助成	中学3年生までの子供の医療費のうち、保険診療の自己負担分の全部又は一部を助成する。	医療年金課
	母子家庭等医療費助成	母子(父子)家庭の医療費のうち、保険診療の自己負担分の一部を助成する。	医療年金課
	小児慢性特定疾病医療費助成	国が指定する小児慢性特定疾病の医療費及び入院時食事療養費を助成する。	健康増進課
	児童手当	児童手当法に基づき、0歳から中学校卒業までの児童を養育している親等に手当を支給する。	子育て手当課
	児童扶養手当	父又は母と生計を共にできない児童が養育されている家庭の生活の安定と自立を助けるために、児童の父又は母やその父母に代わって児童を養育している人に手当を支給する。児童は18歳到達後最初の3月31日までにある者又は20歳未満で中度以上の障害がある者。	子育て手当課
	特別児童扶養手当	身体又は精神に中度以上の障害がある20歳未満の児童を監護する父もしくは母又は父母に代わってその児童を養育している人に手当を支給する。	子育て手当課
	市営住宅の特定目的入居優先枠の設置	市営住宅等の公募時に子育て世帯、母子(父子)世帯、多子世帯の特定目的入居優先枠を設け、子育て家庭の入居を支援する。	住宅入居課
	私立幼稚園就園奨励助成	私立幼稚園に就園する幼児の保護者に対し、経済的負担の軽減と公私立幼稚園保育料の格差是正を図るため助成金を支給する。	保育幼稚園支援課
	西宮市私立幼稚園等利用者負担軽減補助金	子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園・認定こども園(幼稚園として利用する場合に限る。)に移行の前年度から在園する児童の保護者に対し、新制度移行による保育料の増加分について、補助を行う。	保育幼稚園支援課
 	西宮市自転車駐車場使用料の減免(学生割引)	学校教育法に基づく高校等に通学する者につき、定期使用料より自転車については月額300円、原付については月額600円を減免する。	自転車対策課
	小・中学校就学奨励助成	市立小・中学校に在学している子供の保護者で経済的に困窮している人に奨励金を支給する。	学事課
	在日外国人学校就学助成	在日外国人学校に在学している子供の保護者の経済的負担を軽減するために支給する。	学事課
	高等学校奨学金	経済的理由により修学困難な人に対して教育の機会均等を図るため奨学金を給付する。	学事課

区分	事業名	内 容	所管課
	西宮市教育委員会大学奨学金	経済的理由により修学困難な人に対して教育の機会均等を図るため奨学金を貸付する。	学事課
子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実 重点施策 6			
	シングルマザーズ・カフェ	ひとり親家庭のためのネットワークづくりを目的としたカフェ形式の情報交換の場を開催し、自助グループの育成・支援につなげる。	男女共同参画推進課
	JR 通勤定期乗車券割引制度	児童扶養手当を受給している母子(父子)世帯が、JR 通勤定期乗車券を購入する場合、事前に市より交付された証明書を添付し、JR の窓口で申し込むと割引が受けられる。	子育て手当課
	ひとり親家庭相談	母子(父子)家庭の様々な生活上の悩みや子供の養育問題について、母子・父子自立支援員が相談に応じる。	子供家庭支援課
	母子・父子福祉センター	ひとり親家庭の各種相談に応じるとともに、就労、自立支援を行う。	子供家庭支援課
	ひとり親家庭向けパンフレット	ひとり親家庭の支援事業をまとめたパンフレットを窓口で配布する。	子供家庭支援課
	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭の親の就職に有利であり、かつ生活の安定に資する資格取得を促進するため、看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等の養成機関で修業中の生活を支援する。専門学校などで1年以上のカリキュラムを習得中の人を支援する。	子供家庭支援課
	自立支援教育訓練給付金	ひとり親家庭の親の主体的な能力開発への支援のため、ヘルパーやパソコン、簿記、医療事務など、就職に結びつきやすい教育訓練講座を受け、修了後、入学金と受講料の一部を給付する。	子供家庭支援課
	母子家庭等就労・自立支援センター事業	母子家庭等の就労をより効果的に促進するため、パソコンスキルアップ講座を実施する。また、親権等の問題について弁護士による法律相談会を行う。	子供家庭支援課
	母子父子寡婦福祉資金貸付	母子(父子)家庭及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のため、子供の修学に関する資金など必要な貸付を行う。	子供家庭支援課
	母子生活支援施設	住まいに困窮した母子が自立した生活に移行できるよう相談に応じ、生活全般にわたる支援と助言指導を行う。	子供家庭支援課
	母子・父子自立支援プログラム策定	母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭の親の就業に関する相談などの就労支援を通じて、自立へのサポートを行う。	子供家庭支援課
	西宮市自転車駐車場使用料の減免(母子・父子家庭)	母子家庭等医療費受給者証の所持者及びその子につき、定期使用料の半額を減免する。	自転車対策課
	女性のための相談室	女性が抱える問題や悩みについて電話相談、面接相談、法律相談を行う。	男女共同参画推進課
	生活困窮者自立支援制度	失業や疾病、心身の状況などの複合的な課題を抱える生活困窮者の自立を図るため、困窮状態からの早期脱却に向け、自立相談支援事業を中心として住居確保給付金、就労準備支援事業等の支援を実施する。	厚生第1課

区分	事業名	内 容	所管課
	婦人相談	家庭生活等、女性の悩みや心配ごとについて、婦人相談員が相談に応じる。	子供家庭支援課
児童虐待防止対策の充実 重点施策7			
	西宮市要保護児童対策協議会	虐待を受けている児童をはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護と、関係する機関の連携による組織的・効果的な対応を図るため、関係機関により協議会を構成し、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換や支援内容の協議を行う。	子供家庭支援課
	家庭児童相談	児童虐待に関する相談をはじめ、育児不安等による児童の養育等に関する相談業務を行う。	子供家庭支援課
	子育て相談の夜間・休日電話相談窓口(子育てテレフォンハッピートーク)	市役所の閉庁時間に、電話相談窓口を設置し、子育てに関する不安、悩み、虐待についての相談を受け適切な助言を行う。また、緊急時には、警察や児童相談所に連絡するなど適切な対応をする。	子供家庭支援課
	西宮市 DV 相談室	配偶者からの暴力(DV)に対する相談や情報提供、被害者への支援を行う。	西宮市 DV 相談室
子育てしやすい社会づくり			
地域教育力の向上			
	民生委員・児童委員(主任児童委員)の活動(子育て支援事業)	民生委員・児童委員(主任児童委員)が地域において子供に関する相談や支援を実施する。	地域共生推進課
	子供の権利擁護推進の啓発	市内の幼稚園、小学校低学年を対象に人権教室を開き、大型紙芝居などで思いやりの大切さなどを伝えている。他に「子どもの人権 110 番」専用相談電話を市政ニュースで広報し、人権擁護委員が手紙で相談に答える「子どもの人権 SOS ミニレター」も実施している。	人権平和推進課
	消費生活出前講座	消費生活(くらしの知識・食生活など)に関する学習をしたい団体(地域団体、学校園、PTA等)に対して外部講師を派遣することで消費者教育の推進に努める。年間を通して募集。	消費生活センター
	地区青少年愛護協議会の活動	各小学校区を単位として地域の青少年育成団体等で結成された地区青少年愛護協議会が、地域を拠点に異年齢・異世代交流や体験を通じた健全育成のための事業や、子供たちを見守る活動を行う。	青少年育成課
	西宮市子ども会協議会の活動	子ども会が一堂に集う「子ども会大会」や「文化サークル活動」等を実施。幼児(3～5歳)や小中学生を対象に、地域において、子供の健全な育成を目的に、スポーツ活動、野外活動、屋内活動などの遊びを中心にした取組みを行う。	青少年育成課
	エココミュニティ会議事業	地域が自主的に設置した推進組織「エココミュニティ会議」が、地域の環境課題に取り組む中で小中学生等を対象に環境学習、自然体験活動等を実施することを支援する。	環境学習都市推進課
	インターネット問題に関する研修支援事業	保護者の意識啓発の向上を図るため、保護者等を対象としたインターネット問題に関する研修会を開催するPTA又は学校に対して、講師への謝金の全部又は一部を市が負担する。	青少年施策推進課

区分	事業名	内 容	所管課
 	PTA の支援事業	PTA の全市的な組織である PTA 協議会と連携を図るとともに、活動がより充実するよう支援に努める。	社会教育課
	公民館活動推進員会事業	地域住民による公民館活動推進員会事業の一つとして、家庭・家族や青少年に関わる課題の講座を実施する。	中央公民館
	人権関連学習事業	子供の人権に関する講座等を関係団体と協働して運営する。	人権教育推進課
	補導活動連絡会	地域で健全に育てていくという視点に立って、青少年補導委員と PTA の愛護(地区)委員、青少年愛護協議会、学校関係者が一堂に会し、子供の様子、日頃の活動についての情報交換等を通じて、連携を深めるための補導活動連絡会を市内7ブロックに分け、年2回実施する。	青少年補導課
ワーク・ライフ・バランスの推進 重点施策 8			
	父親の子育て参加の促進	父親が育児に参加することにより母親の育児負担を軽減し、ゆとりを持って子育てができるよう父親が参加しやすいイベントや講座等の事業を実施する。父子手帳を母子健康手帳交付時に配布する。	子育て総合センター
	事業主に対する広報啓発	育児休暇等の取得、子育て期間中の短時間勤務等の企業風土や職場環境の整備推進への呼びかけ、講演会等によりワーク・ライフ・バランスを促進するため広報啓発を図る。	労政課
	事業主に対する情報提供	労政にしのみや等により、安心して子育てや介護ができる環境整備を促進するための助成金等に関する情報や関係法令等の情報提供を行う。	労政課
	女性のためのチャレンジ相談	就業中断後の女性の自立を支援するため、再チャレンジに向けた相談を実施する。	男女共同参画推進課
	仕事と子育て両立への意識啓発	家庭や職場での男女の固定的な役割分担意識解消のための啓発・学習事業を実施する。男性対象に、地域活動・家庭生活等への参画支援のための各種講座を開催する。	男女共同参画推進課
	労働相談	社会保険労務士が勤労者及び事業主から労働問題(賃金、労働時間、雇用保険、解雇など)に関する相談に応じ、適切な助言、指導を行う。	労政課
	しごとサポートウェーブにしきた(ハローワーク西宮サテライト)	ハローワークと連携し、働くことに意欲を持つ女性などを対象に職業相談や仕事の紹介などの就労支援を行う。	労政課
安心・安全な子育て環境の整備			
 	移動式赤ちゃんの駅貸出事業	西宮市内で開催されるイベント等において、乳幼児を連れた保護者等が安心して参加できるように授乳やおむつ交換を行うためのスペースとして、移動可能なテントや折りたたみ式オムツ交換台をイベント等を主催する団体へ貸出す。	子供支援総務課 子育て総合センター
	赤ちゃんの駅事業	乳幼児を抱える保護者の子育てを支援する取組みの一環として、授乳室やオムツ交換台などを提供できる施設をホームページに掲載する。	子供支援総務課

区分	事業名	内 容	所管課
	風俗営業等の建築規制	良好な教育環境を保全するため、教育関連施設や通学路等から一定距離の範囲内での風俗営業等の建築を規制する。	環境学習都市推進課
	福祉のまちづくりの推進	公益的施設等の建築等にあたっては、「兵庫県福祉のまちづくり条例」の整備基準を遵守するとともに、既存の施設についても、その基準に適合するよう、努力義務の履行を促す。	建築指導課
	公園施設のバリアフリー化等の推進	公園入口部の段差解消、階段のスロープ化、手すり、車止めなどの設置を行う。	公園緑地課
	公園の安全対策	公園の遊具を点検し、計画的に補修改良等を行う。	公園緑地課
 	交通安全教育等の推進	幼児と保護者を対象とした交通安全教育や、幼稚園・保育所・小学校で歩行指導・自転車教室を実施する。	交通安全対策課
	「安全マップ」の作成	各小学校において、学校やPTA 愛護部、青少年愛護協議会が中心となり、校区内の危険箇所や安全箇所の確認をして「安全マップ」を作成する。	学校保健安全課
	地域と学校の連携による見守り	青少年愛護協議会や PTA など地域団体と学校が連携して、子供の登下校時の見守りなどを行う。	青少年育成課
	防犯灯の設置	子供等に対する防犯対策の一環として防犯灯の設置を進める。	地域防犯課
	防犯カメラの設置	子供等に対する防犯対策の一環として、効果検証をしながら段階的に防犯カメラの設置を行う。	地域防犯課
	交通安全施設整備事業	交通量の多い路線や通学路を中心にガードレール、カーブミラー、道路照明灯など各種交通安全施設を整備する。	道路補修課
	通学路安全対策事業	学校、道路管理者、警察、PTA、地域関係機関・団体等と連携し、道路状況の改善、登下校時における交通規制等についての調整を行う。	学校改革推進課

4. 計画策定に係る附属機関

(1) 子ども・子育て会議委員※名簿 (平成28年1月29日～平成30年3月)

※計画全般(社会福祉審議会児童福祉専門分科会での審議事項を除く)に関する事項を審議

(敬称略・五十音順)

氏名	所属団体・役職名等	
木下 浩昭(～H28.3) 荻野 勝己(H28.4～)	兵庫県西宮こども家庭センター所長	
奥野 隆一(～H29.8)	大阪保育研究所(元佛教大学福祉学部教授)	
北岡 良恵	西宮市民生委員・児童委員会理事	
木田 聖子	株式会社チャイルドハート代表取締役	
久城 直美	西宮労働者福祉協議会	
村山 千春(～H29.8) 久保 香(H29.8～)	公募委員	
倉石 哲也	武庫川女子大学文学部教授	会長
高野 直樹(～H29.8)	株式会社TAT代表取締役社長	
高畑 幸代(～H28.3) 多田 由希子(H28.7～)	公募委員	
宗行 孝之介(～H29.3) 谷川 尚(H29.4～)	神戸YMCA	
梶井 政裕(～H29.3) 田村 三佳子(H29.4～)	西宮市私立幼稚園連合会副理事長 西宮市私立幼稚園連合会理事長	
西田 仁(H28.7～)	西宮市医師会	
橋本 祐子	関西学院大学教育学部教授	副会長
林 真咲	地域子育て支援センターつぼみのひろばセンター長	
東野 弘美	西宮市地域自立支援協議会こども部会部会長	
内田 澄生(～28.1) 藤原 和子(28.3～)	西宮市保育協議会会長	
前田 正子	甲南大学マネジメント創造学部教授	副会長
松村 真弓	転勤族ママ&キッズ探検隊in西宮代表	
岩本 佳菜子(～H29.3) 山添 清美(H29.4～)	西宮市PTA協議会副会長	
石川 徳二(～H29.8) 吉井 寛(H29.8～)	西宮市青少年愛護協議会(甲東地区会長) 西宮市青少年愛護協議会(高須地区会長)	

(2) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会委員※名簿

(平成 28 年 8 月 29 日～平成 30 年 3 月)

※第 4 編 施策体系及び重点施策【6 子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実】及び【7 児童虐待防止対策の充実】に関する事項を審議

(敬称略・五十音順)

氏名	所属団体・役職名等	
荻野 勝己	兵庫県西宮こども家庭センター所長	
熊谷 智恵子	西宮市社会福祉協議会児童育成委員会委員長	
才村 純(H29.4～)	関西学院大学大学院人間福祉研究科非常勤講師	会長
芝野 松次郎(～H29.3)	関西学院大学大学院人間福祉学部教授	会長
庄本 けんじ	西宮市議会議員	
側垣 一也	社会福祉法人三光事業団理事長	
東 昇(～H29.3)	西宮市青少年愛護協議会(深津地区会長)	
中西 初恵(H29.4～)	西宮市青少年愛護協議会(春風地区会長)	
畠山 由佳子	神戸女子短期大学幼児教育学科准教授	副会長
はまぐち 仁士(～H29.6)	西宮市議会議員	
古川 健造	西宮市民生委員・児童委員会副会長	
村上 ひろし(H29.7～)	西宮市議会議員	

(3) 策定経過

開催日	開催事項・主な内容	
平成 28 年 1 月 29 日	第 13 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の基本理念について ●計画の基本的な視点について
5 月 26 日	第 14 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の基本的な視点について ●計画の基本目標について ●アンケート調査の実施について
7 月 21 日	第 15 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の基本的な視点について ●計画の施策体系（案）及び策定に向けた審議体制について ●アンケート調査の実施について
8 月 29 日	平成 28 年度第 1 回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の重点施策について
9 月 9 日 ～9 月 23 日	子ども・子育て支援のためのアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ●就学前児童の保護者：5,316 人 ●小学生の保護者：2,164 人
9 月 12 日 ～10 月 26 日	子育て世帯の経済状況と生活実態に関する調査	<ul style="list-style-type: none"> ●小学 5 年生とその保護者：各 2,500 人 ●中学 2 年生とその保護者：各 2,500 人
11 月 24 日	平成 28 年度第 2 回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の重点施策について
12 月 19 日	第 16 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査結果について（速報）
平成 29 年 2 月 9 日	第 17 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●アンケート調査の分析について ●教育・保育の量の見込み及び確保方策の見直しについて ●計画の施策体系について
2 月 17 日	平成 28 年度第 3 回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の重点施策について
4 月 24 日	第 18 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の構成について ●計画の重点施策について
5 月 17 日 ～5 月 22 日	小学 3 年生までの子供がいる子育て世帯を対象に、パパ・ママ座談会を実施	
5 月 26 日	平成 29 年度第 1 回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の骨子案について
5 月 30 日	第 19 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の骨子案について
7 月 18 日	第 20 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の骨子案について
8 月 21 日	第 21 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の骨子案について
8 月 28 日	平成 29 年度第 2 回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の骨子案について
10 月 25 日	第 22 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●計画の素案について
12 月 19 日	パブリックコメント開始（～平成 30 年 1 月 25 日まで）	
平成 30 年 2 月 8 日	平成 29 年度第 3 回社会福祉審議会 児童福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果及び計画の最終確認について
2 月 13 日	第 23 回子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントの結果及び計画の最終確認について
西宮市子ども・子育て支援プラン確定		

5. パパ・ママ座談会の実施

子育て世帯の声をまちづくりに反映させるため、平成29年5月17日(水)から5月22日(月)にかけて、小学3年生までの子供がいる子育て世帯を対象に次のとおり市内各所で「パパ・ママ座談会」を開催しました。

日時		会場	参加者数 (うち男性)
①	5月17日(水)10時～11時30分	塩瀬公民館	10人
②	5月17日(水)19時～20時30分	男女共同参画センター ウェーブ	4人
③	5月18日(木)10時～11時30分	鳴尾公民館	11(1)人
④	5月20日(土)10時～11時30分	男女共同参画センター ウェーブ	22(4)人
⑤	5月22日(月)10時～11時30分	越木岩公民館	12(1)人
合計			59(6)人

・ワークショップテーマと出された意見(抜粋)

テーマ	意見(抜粋)
子連れでお出かけしやすいまち	<p>【子連れで行きやすい場所は？】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○利用しやすい設備やサービスが整っている ○自由に食事ができるスペースがある <p>【もっとあったらいいなと思うお店は？】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○託児サービスがある ○男女共に入れるオムツ替えスペース
子育て／ワーク・ライフ・バランス	<p>【第1子・第2子が生まれた時に困ったことは？】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保育所不足により預け先がなかった ○子育てに関する情報入手(医療機関等含む)が困難 ○近くに頼れる人がいなかったこと等による育児不安

6. パブリックコメントの概要

計画素案を市のホームページで公表するほか、市役所本庁舎、各支所、市民サービスセンター、アクタ西宮ステーション、子育て総合センター、こども未来センターで配布し、素案に対する意見を広く募集しました。

募集期間	平成29年12月19日(火)～平成30年1月25日(木)
募集結果	意見提出者:64名(郵送1名、電子メール10名、FAX43名、窓口10名) 意見件数 :112件

西宮市子ども・子育て支援プラン

平成 30 年（2018 年）3 月

西宮市こども支援局子供支援総括室 子供支援総務課

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町 10 番 3 号

TEL : 0798-35-3146 FAX : 0798-35-5525

E-mail : vo_kosodate_k@nishi.or.jp